

連大の業産

昭和四十四年三月



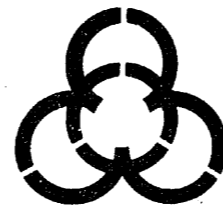
研究資料

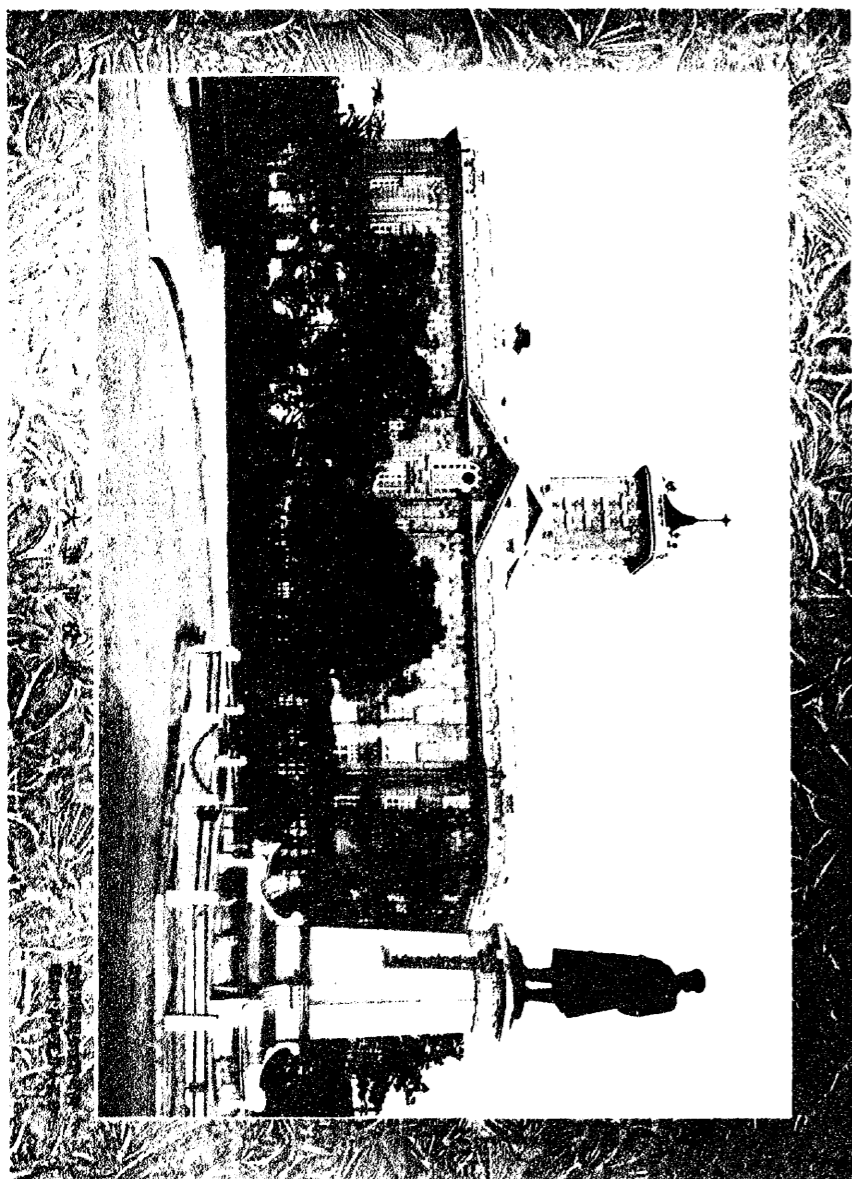
分類 11 B

番號 4-4a

大分高商経済研究所

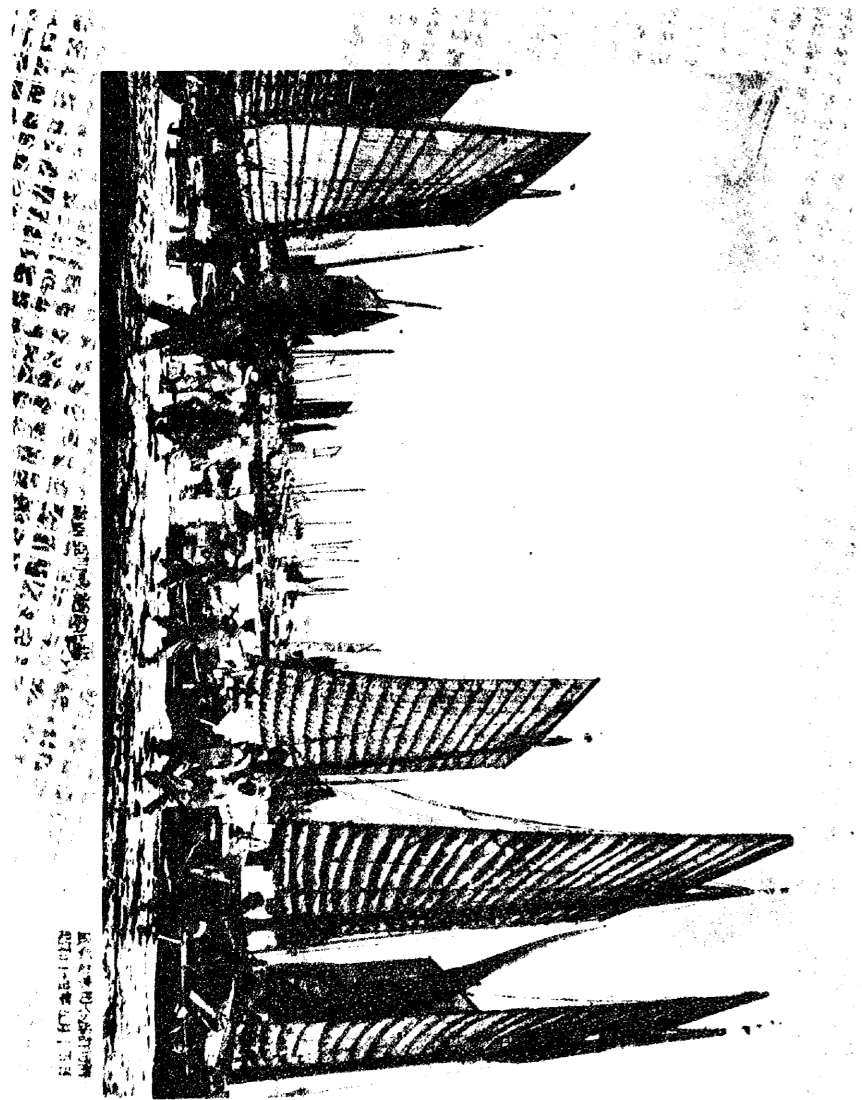
所役前





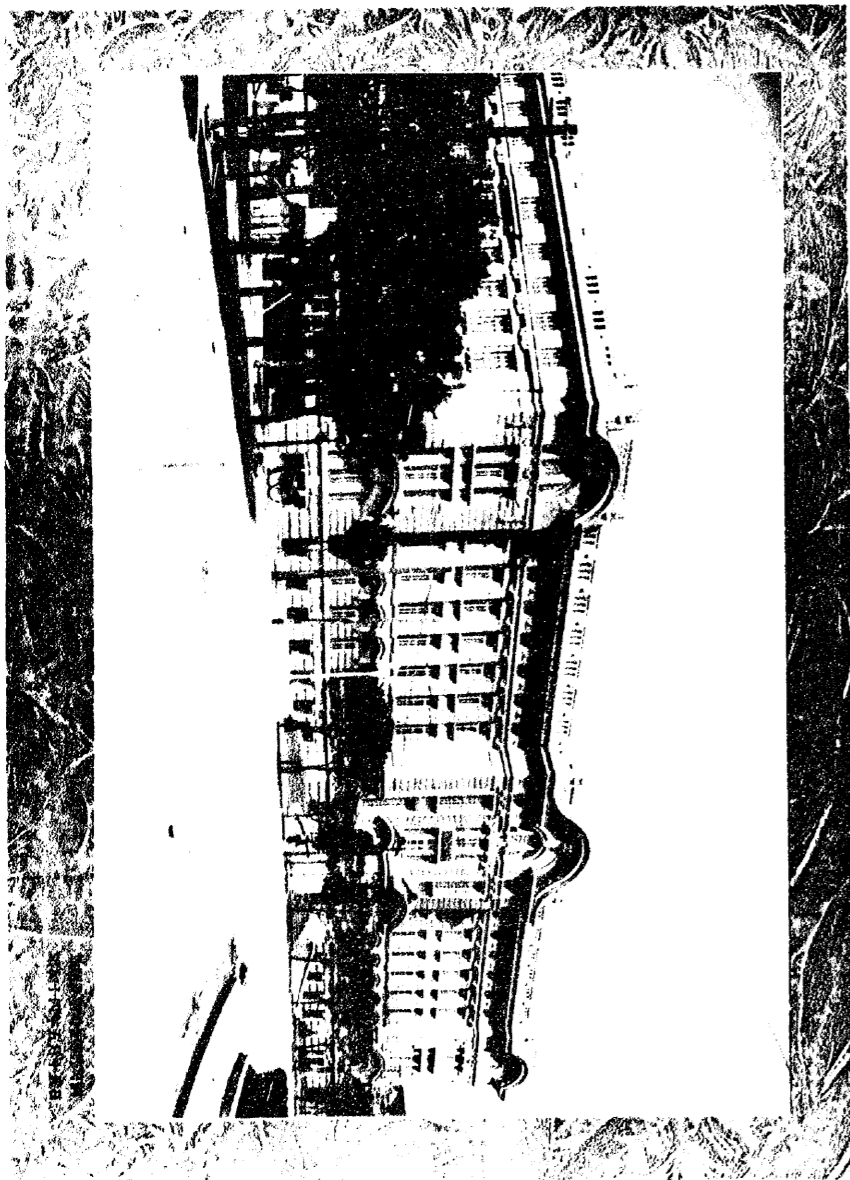
25x □

32x □



25 × 10

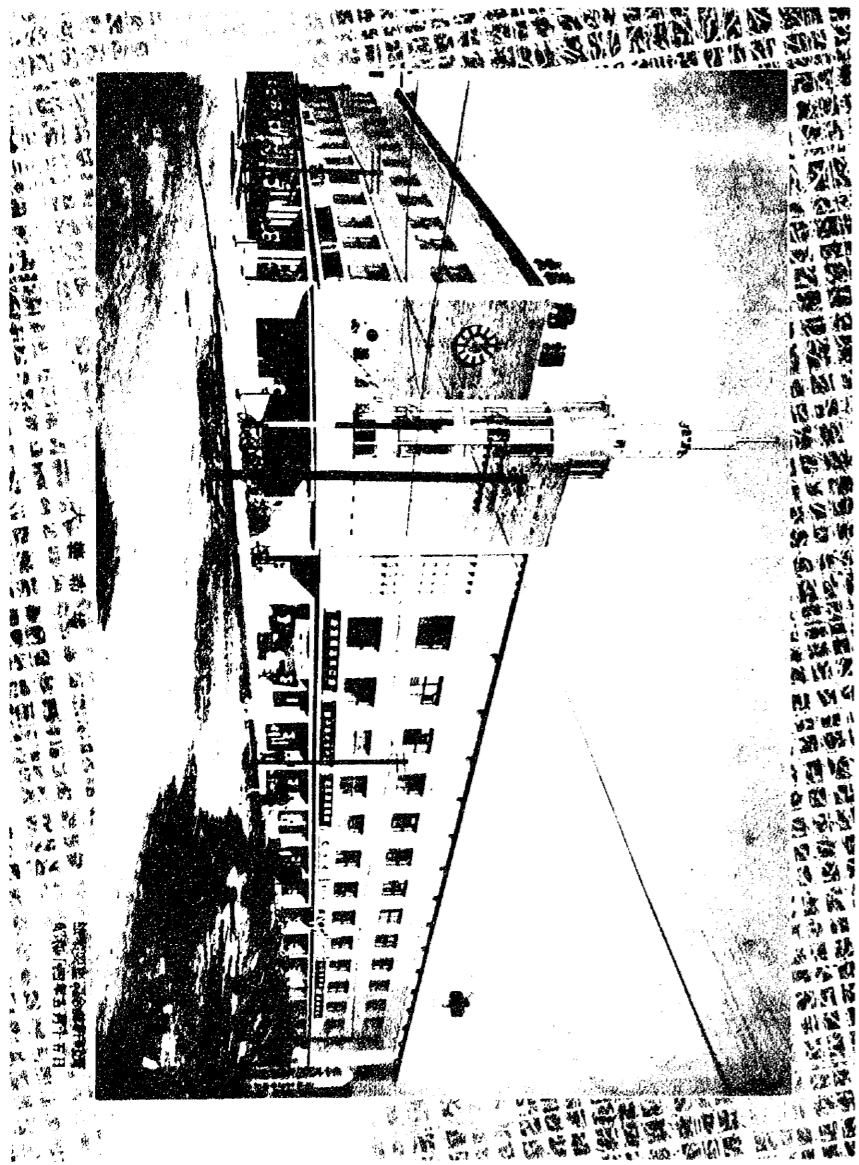
32 × 10



25x

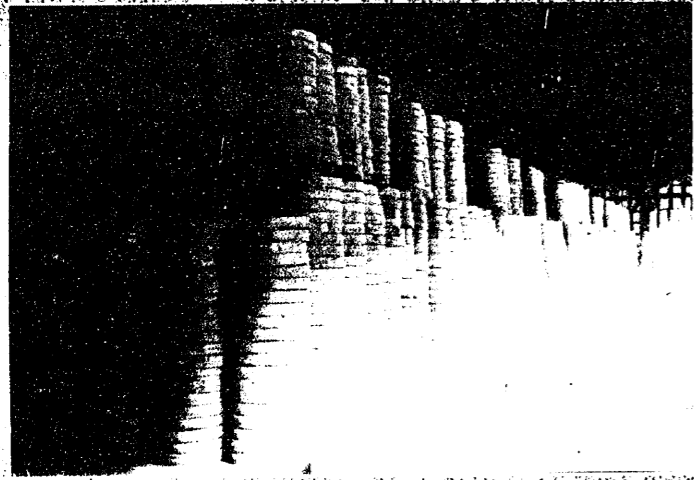
32x

25x



25 × 1 □

32 × 1 □



埠頭倉庫内の豆類

埠頭倉庫内
昭和十四年五月十五日



埠頭橋内野積保管の特産物

埠頭倉庫内
昭和十四年五月十五日

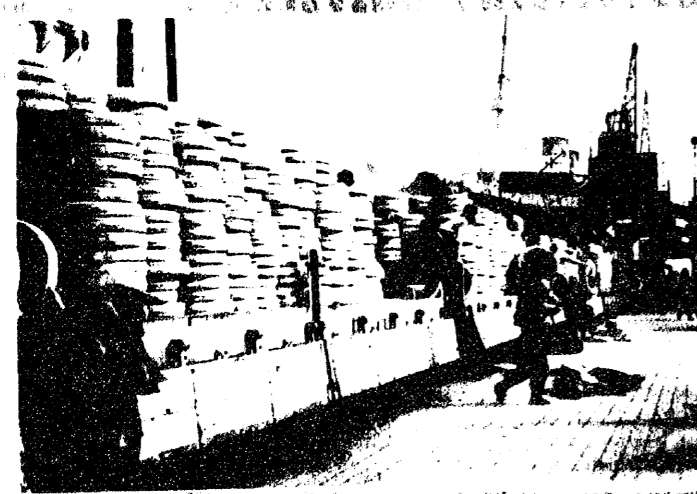
昭和十四年五月十五日



特産物製作状況

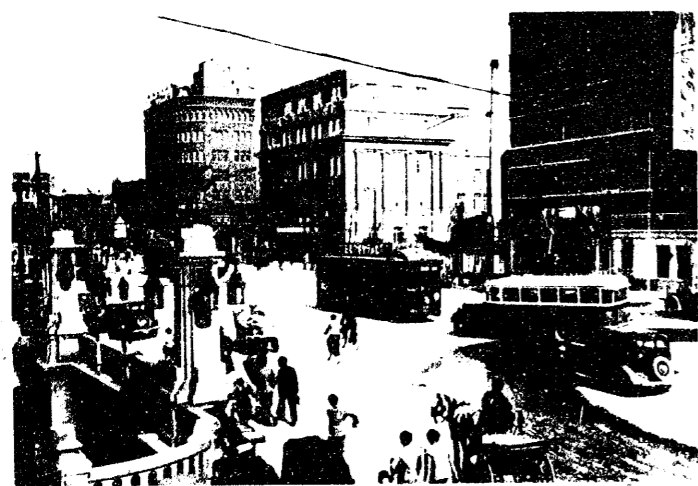
昭和十四年五月十五日

昭和十四年五月十五日



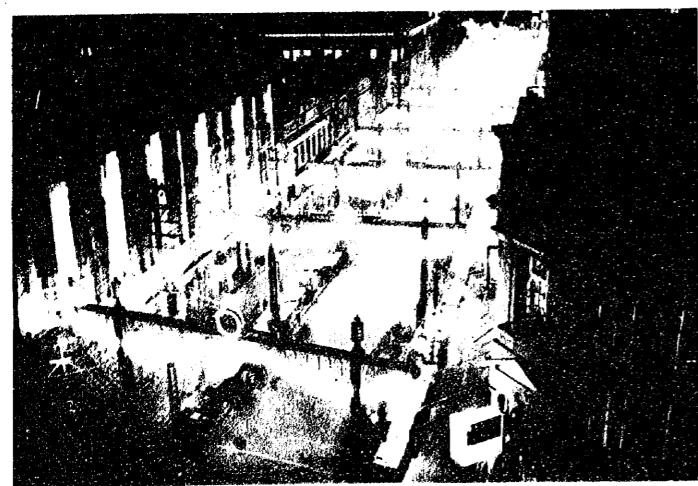
埠頭並製(足箱の検出)

昭和十四年五月十五日



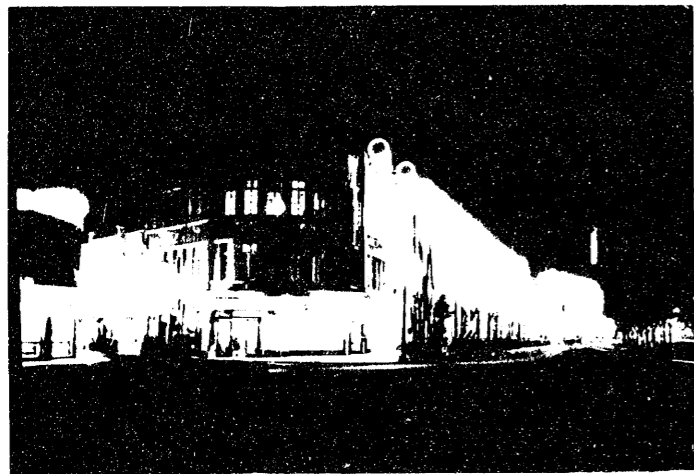
常盤橋

旅順支隊司令部許可
昭和十四年五月十五日



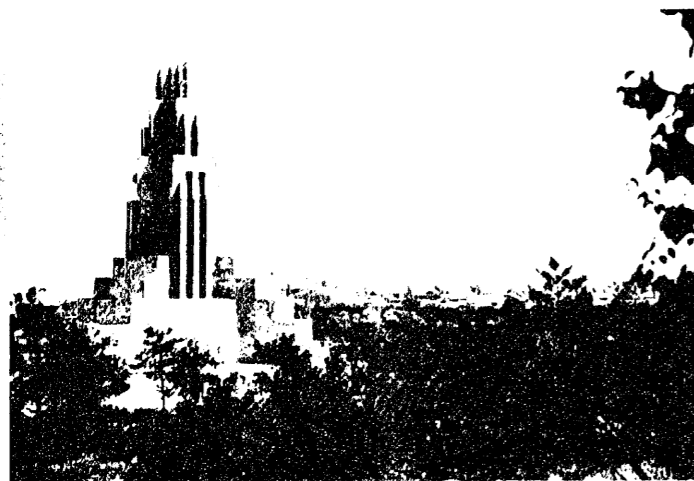
商店街 浪速町の夜景

旅順支隊司令部許可
昭和十四年五月十五日



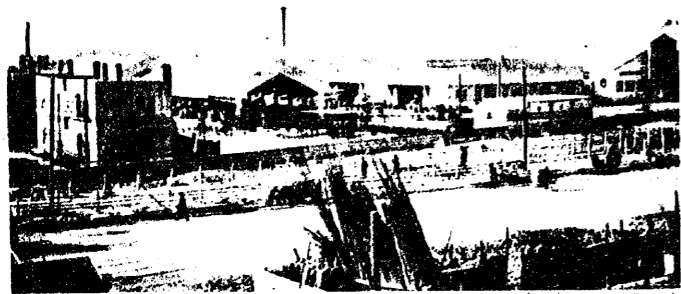
商店街 連鎖街の夜景

旅順要塞司令部許可
昭和十四年五月十五日



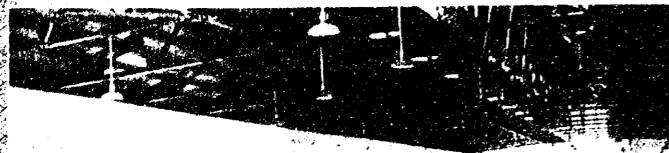
中央公園（前方に聳ゆる中央塔）

旅順要塞司令部許可
昭和十四年五月十五日



大進中央卸賣市場全景

放願菜園司全館許可済
昭和十四年五月十五日



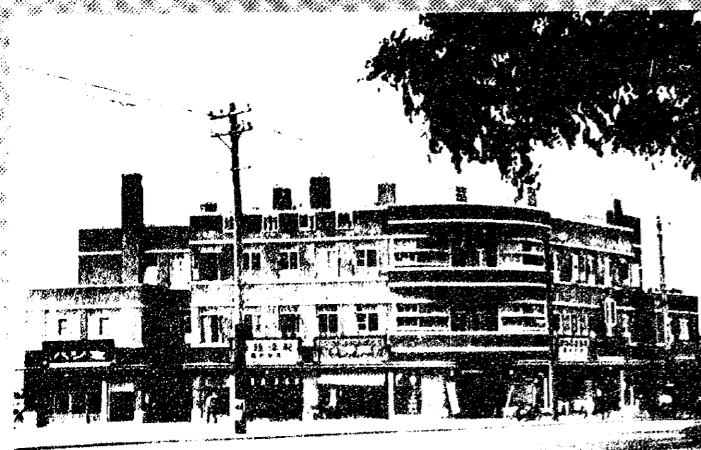
大進中央卸賣市場(荷受實況の一部)

放願菜園司全館許可済
昭和十四年五月十五日



市設小賣市場(嵯峨市場)

原町支店
昭和十四年五月十五日



市設小賣市場(葛町市場)

原町支店
昭和十四年五月十五日

産業の大連

目次

| | |
|-------------|----|
| 第一章 大連の概況 | 一 |
| 第一節 沿革 | 一 |
| 第二節 地勢と氣候 | 三 |
| 第三節 戸數及人口 | 五 |
| 第四節 關東州政と稅制 | 七 |
| 第五節 大連市政 | 一三 |
| 第二章 産業の大連 | 一四 |
| 第一節 總說 | 一四 |
| 第二節 工業都市大連 | 一五 |
| (一) 交通運輸の便否 | 一五 |
| (二) 原料の需要關係 | 一六 |
| (三) 生産品の販路 | 一七 |
| (四) 動力及燃料 | 一八 |

目次

二

(五) 勞銀に就て……………一九

(六) 工業用水に就て……………二〇

(七) 關稅制度……………二二

(八) 州内工業の現勢……………三〇

1 油房工業……………三〇

2 機械工業……………三三

3 化學工業……………三三

4 食料品工業……………三五

5 セメント及石灰工業……………三七

6 硝子工業……………三八

7 煉瓦及瓦工業……………四〇

8 織維工業……………四一

9 電氣及瓦斯業……………四三

第三節 將來の新興工業……………五二

第四節 農業及林業……………六五

第五節 水産業……………七〇

第三章 貿易都市大連……………七五

第一節 大連港灣設備……………七五

第二節 大連埠頭諸料金……………七八

第三節 滿鐵及市内倉庫料金……………九七

第四節 貿易の現狀……………一〇三

第五節 大連港の將來……………一三四

第四章 商業……………一三六

第一節 總說……………一三六

第二節 銀行金融……………一三七

第三節 特産……………一四二

第四節 商店街展望……………一四七

第五章 市内交通……………一五〇

第六章 雜……………一五九

第一節 公設市場……………一五九

第二節 市營中央卸賣市場……………一六〇

第三節 屠獸場……………一六二

第四節 倉庫……………一六六

第五節 通貨……………一七一

第六節 雜……………一七一

目次

三

産業の大連

第一章 大連の概況

第一節 沿革

大連の地は、もと土俗に青泥窪（しやうじやくわ）と稱へられた一寒漁村で、明の嘉靖年間倭寇の來襲に備へるため築臺した遺蹟があることによつて、我が足利時代に於けるかの八幡船の帆影華やかにし頃に相當交渉があつたのだと云ふことを窺ひ得るのみで、他の何等史實に徴せらるべきものがなく、長汀曲浦、寄せては返す波濤は徒らに巖を搏ち霧を立籠めて蘆荻に蟹子の横行を恣にせしめつゝ春風秋雨を迎送したに過ぎなかつた所である。

その國際的に現はれた蘆荻は、清の末期咸豐八年、歐洲列強の極東政策が遂に北支那に事端を醸し、英佛聯合軍が北京、天津を攻略するに至つた時、時の大老井伊直弼が案議を排して對外修交を斷行した當時のことに屬する。其の後李鴻章が柳樹屯に要塞竝に棧橋を築いたので、單に軍事上に關し注目を惹いたが、日清戦争、三國干涉、遼東還付等幾多の變轉が周圍を繞つたに拘らず、露西亞が二千萬留の豫算を以て築港及市街の建設に著手した折でも大連の地域は東西青泥窪及黑咀子の三部落を合しても總戸數僅に四十戸に過ぎないものであつた。

極東に對して野望を藏する露西亞はダルニーと名付けて、巨費を投じ晝夜の分もなく都市建設を怠いだものである。古い歴史は暫く措いて四十年前を追憶すればわが日本民族海外發展の試練場であるといふ感を深うせざるを得ない。

明治二十七年、八年の日清戦役に於いて一度は完全に日本の手中に収められてゐたものを、清國に對して虎視眈々たる三國の干渉に因つて、永久に忘るべからざる臥薪嘗膽の大恥辱を牢記せしめられたのである。次いで老獪なる露國の經略に依りて一再ならず屈辱を強ひられた日本であつた。露國は臆面もなく毒牙を伸ばし極東政府の顯現として旅順を強大なる海軍根據地とし、大連を自由貿易港として野望建設に邁進したのである。

だが極東は外人の跳梁に任かすべきでなく、隱忍自重を續けた日本も、露國の横暴を膺懲すべく遂に立つて正義の劍を抜いた。明治三十七、八年の戦役が即ちそれである。

斯くて大連は再び日本の掌中に納められた。春風秋雨三十五年現在文化の都市として誇り得る大連は、尊き幾萬同胞の膏血を以て築かれたる殿堂である。

日露大戦後に於ける極度の國力消耗は我が生命線として確保すべき南滿洲鐵道の經營すら一米人ハリマンに委任せんとせし事實さへあり、植民政策に多くの經驗を有せざる日本政府としては無理からぬことで、當時我が當局が露國の大連都市計畫の一部を踏襲して一箇年五十萬噸の船舶を取扱ふほどの吞吐港たらしめようと企圖した位で、前途甚だ心細かりし計畫であつた當時を聯想して誠に感慨無量たらざるを得ない。

かくて最初の統治機構たりし總督府が關東都督府となり、更に現在の關東局と變るまで三十有餘年、世帯も膨脹の一途を辿り、豫算二千六百萬圓を計上する今日に至つたのである。而して當時の同費の大部分は舉げて都市建設の爲に投ぜられ、市區改善、道路、上水、下水、建築等凡そ國際都市としての條件を遺憾なく具備するに至り、遂に東洋屈指の大貿易港グレート大連たらしめた。

特に産業都市としての大連に一段の重要性を加へたるものに滿洲國がある。滿洲國獨立前に於ける滿蒙の我が既得權益は、横暴極まる東北軍閥の飽なき迫害を受け、權利行使の上に常に一抹の暗雲が低迷してゐた。

わが對滿政策が浮萍水草の如き状態を餘儀なくされたことも、障壁は東北軍閥の我が既得權益無視行爲の横行であらうことは一度滿蒙の地圖を開けば容易に首肯する所である。嘗て胡蘆島に大規模の築港計畫を樹て、着々と完成を急ぎつゝあつたことは既に周知の事實である。胡蘆島開港の目的がわが大連港の機能を制肘せんとする野望であつたことは、極めて明白であつて南滿洲鐵道を包圍せんとする鐵道線の敷設計畫が實にそれを如實に物語つてゐる。

九・一八事變と稱する昭和六年九月十八日、柳條溝に於ける毎日挑戰の暴舉なかりせば、産業都市大連の明日を約束し得るや否やは極めて疑しい事態に置かれてゐたのであつた。跳躍的發展の途上にある滿洲國に新に出現せる更生支那の確立は我が大連の消長に密接不可分の關係を有し、滿蒙の咽喉を扼する大連市が滿蒙開發の楔となり鐵道の終端港として將又中繼港として今後畫期的な伸展を齎すであらうことは最早贅言を要せぬ所である。

第二節 地勢と氣候

大連市は陸上大連と海上大連の二から構成されてゐる海港都市である。大連市今日の發達はこれを基調として築かれたものである。即ち陸上都市大連の面積は露治時代百二十七萬六千七百八十五坪と註されたものが現在では三千七百二十六萬六千六百六十餘坪に擴大されてゐる。更に海上都市としての大連港灣は、大連灣の西半部を占むる約三千萬坪の水域を有し、尙ほ水域の方は放浪區、柳樹區、大連區の三區に分たれ、その主要な部分が大連區の中に在るので北東に向つて南方に約一里餘の防波堤が繞らされ、その堤内部の水城が九十九萬餘坪と註されてゐるが、高速度を以て伸展する陸上大連に押されて、狹隘を感じつゝあるは事實である。

扱て緯度の上から見た大連市は、内地の盛岡と略同様の北緯三十八度五十六分、東經百二十一度三十六分に位してゐて、日本中央標準時からすれば西に一時間の時差を拂つてゐる。併し諸種の便宜上昭和十二年一月一日から内地時

第二章 大連の概況

間に改正統一された。

今この緯度上のポイントである大連から、遙にその環境を眺めて見るに、東西及南の三方は總て海を以て圍繞せられ、東は海上約四百軒を隔て、朝鮮を望み、西は渤海に直面して北支那に對し、南は黄海を隔て、山東省と相對してゐる。假に大連を中心として直徑千哩圏内を描くならば、この圏内には陸上では北京、濟南、奉天、京城が入り、海上では北支那沿岸の芝罘、威海衛、青島、大沽、天津の諸港、滿洲では營口、安東、朝鮮では鎮南浦、仁川の諸港がこの圏内に入る。

氣候は俗に大陸性氣候と云はれ、概念的に云ふ三寒四温で表現されてゐる。勿論溫和な日本内地とは比較にならないが氣候要素が違つてゐると、人工設備が完全である爲に却て文化的活動を妨げないやうに恵まれてゐる。氣候の上から觀た大連は内地に於ける秋田と伯仲であり、山形、長野兩地方とは殆ど差異なく、平均氣候は一〇・二度となつてゐるが、大陸特有の激變性に當み、最寒期に入りては平均零下五度、最高一九・四度に達してゐる。

夏季はこれに反し平均二四・六度最高三五・七度を示して居り、京都地方と大差はない。降水總量ならせば年總量六一八・六ミリ最も多い季節は七、八の二箇月で一六〇・九糎、寡ない二二月の最低水量は九・二ミリである。大連の雨期と云はれる六、七月でも内地の梅雨期とは異り陰鬱さはなく、大抵の雨天は一兩日で快晴となる。

風向、風速の點からすれば、大連に於ける最多風向は四、五、六、七、八月は概ね南風で、九月から翌年の三月迄は北風と見れば大差はない。

霜は降霜初日平均十月三十日。終日四月二日、雪は十一月七日、三月二十八日が終日平均日となつてゐるが今日迄の最高記録は四月二十四日で、冬期間に於ける降雪日は僅に二十五日に過ぎない。また降雪量も比較的寒いが烈風吹き荒び爲に交通障害、或は氣温低下して大連灣内が海水に鎖されることもあるが、近年さうした現象を見ることは極

めて稀であつて人口増加に伴ひ氣温の上にも尠からざる變化を齎してゐることはこの種統計が雄辯に物語つてゐる。湿度は年平均に於て六十五度内外、最高は七、八月で八〇度前後、最低は十二月の六十三度であつて内地より乾燥の度が高く、大阪、名古屋、東京地方に於ける湿度八〇度乃至九〇度に比すれば天地雲泥の相違である。而も寒期に乾燥が甚しいので暖房装置によつて室内の溫度を調節することは頗る困難で、内地に此して乾燥度の高いことは窺はれる。

一體に滿洲は快晴の多いことで恵まれて居る。殊に八月以降の好晴は大連人にとつて最も喜ばれる季節で雨季と云はれる季節ですら一家一本の雨傘を用意してゐない家庭はさらにある。今一箇年間に於ける各地の晴曇の平均日數を参考までに掲げて見るに次の如くである。

| 地名 | 種類 | | 晴天日數 | 曇天日數 | 降雨日數 | 降雨日數 | 降雨日數 |
|----|----|----|------|------|------|------|------|
| | 快 | 晴 | | | | | |
| 京 | 六五 | 二九 | 一〇七 | 一八三 | 一一二 | 一一二 | 一〇九六 |
| 瀋 | 四一 | 四一 | 一四〇 | 一一六 | 一六七 | 一六七 | 二二一四 |
| 大 | 四五 | 四五 | 一四〇 | 一一六 | 一三三 | 一三三 | 一五八九 |
| 東 | 五六 | 四五 | 一四〇 | 一一六 | 一三八 | 一三八 | 一三七〇 |
| 大 | 五七 | 四五 | 一四〇 | 一一六 | 一三八 | 一三八 | 一五三八 |
| 八 | 二六 | 二六 | 一八〇 | 八〇 | 七九 | 七九 | 一〇六三 |
| 大 | 二六 | 二六 | 一八〇 | 八〇 | 七九 | 七九 | 一〇六三 |

第三節 戶數及人口

大連市の戸口は、明治三十九年末即ち日露戰役直後に於ける總戸數五千四十七戸、人口一萬八千八百八十二人、内

第二章 大連の概況

邦人の戸数一千九百九十三戸、人口八千二百四十八人でスタートを切つたものが、大正四年末には總戸数二萬五千六百十六戸、人口七萬七千八百八十四人、内邦人戸数九千八百六十六戸、人口三萬八千四百三十八人に激増し、越へて大正九年に至り更に異數なる伸張を示し總戸数二萬三千三百二十戸、人口十四萬五千九百六十八人、内邦人戸数一萬一千四百六十一戸、人口五萬三千九百二十一人に増大し、爾來逐年膨脹の一途を辿り、殊に昭和十二年十二月一日附近會屯を市地域に編入して、昭和十三年十二月末日には總戸數十萬一千九百三十四戸、人口五十三萬三千六百九十六人を包容する大都市となつた。

| 年次 | 戸數 | 人口 | 年次 | 戸數 | 人口 |
|--------|--------|--------|-------|--------|---------|
| 明治三十九年 | 五、〇四七 | 一八、八八二 | 大正十二年 | 二六、〇一一 | 一四五、六八四 |
| 同 四十年 | 八、〇二一 | 三二、四〇八 | 同 十三年 | 三五、二七二 | 一八三、三〇〇 |
| 同 四十一年 | 九、八〇五 | 三八、一一一 | 同 十四年 | 三七、四八七 | 一九七、九〇九 |
| 同 四十二年 | 一〇、一一八 | 三七、八一九 | 昭和元年 | 三八、六一二 | 二〇二、〇六九 |
| 同 四十三年 | 一〇、八四一 | 四〇、六七三 | 同 二年 | 四一、二八四 | 二一七、〇八〇 |
| 同 四十四年 | 一一、六八二 | 四七、三九八 | 同 三年 | 四四、〇三三 | 二三三、八四七 |
| 大正元年 | 二、八〇八 | 四九、七三三 | 同 四年 | 四八、二四五 | 二五八、七九四 |
| 同 二年 | 二、七〇七 | 五六、〇九三 | 同 五年 | 五二、四三八 | 二八一、六四一 |
| 同 三年 | 一三、〇〇八 | 五七、五二九 | 同 六年 | 五一、二六四 | 二七三、一五三 |
| 同 四年 | 一五、〇六六 | 七七、一八四 | 同 七年 | 五三、八三一 | 二八五、一六四 |
| 同 五年 | 一五、九〇九 | 八三、〇五四 | 同 八年 | 五七、七八八 | 三〇九、八二七 |
| 同 六年 | 一七、三〇三 | 九〇、三八五 | 同 九年 | 六一、一八八 | 三二七、四三三 |

| 年次 | 戸數 | 人口 | 年次 | 戸數 | 人口 |
|-------|--------|---------|-------|---------|---------|
| 同 七年 | 一九、〇〇一 | 一〇八、三二八 | 同 十年 | 六六、九三四 | 三六二、八六八 |
| 同 八年 | 二一、五四一 | 一三四、七六九 | 同 十一年 | 六九、一〇二 | 三七二、九二五 |
| 同 九年 | 二一、五四一 | 一四五、九六八 | 同 十二年 | 九三、三四五 | 四九三、五三三 |
| 同 十年 | 二二、六二八 | 一三一、一〇六 | 同 十三年 | 一〇一、九三四 | 五三三、六九六 |
| 同 十一年 | 二五、三三七 | 一四二、一五六 | | | |

昭和十三年十二月末日に於ける戸口を細別すれば、内地人戸數三萬四千九百八十九戸、鮮人八百五十六戸、滿支人六萬六千八百九十九戸合計十萬九千九百三十四戸にして、人口は内地人男八萬四千七百九十四人、女七萬六千五百五十三人合計十六萬九百四十七人、朝鮮人は男二千八百八十一人、女一千八百八十八人計四千六百六十九人、滿支人男二萬五千五百一十六人、女十一萬六千三百三十五人合計三十七萬七千四百一十一人、外國人は男八百九十一人、女七百五十六人計一千六百四十七人總計五十三萬三千六百九十六人である。而して茲に特筆すべきは大連の人口が實に動性に富んでゐることで、その動的なるだけの市の發展性が見らるゝのである。

第四節 關東州政と税制

わが國は國力を賭して極東を巢卵の危地より救ひ得て、關東州租借地南滿洲鐵道の權利を露國より繼承し日本政の直轄機關として關東都府府を設置して州内文化政治に第一歩を進めることとなつた。

これより先き明治三十七、八年戦役に際し我軍は一時の便法として臨時占領地に軍政署を設置して軍政を布き治安の維持に當つたのであつた。然るに戦局が益々擴大するに隨ひ、三十八年五月占領地民政署に關する規定が公布され同年六月九日關東州民政署の編成を完結し、滿洲軍總司令官の隷下にこれを大連に置き、旅順及金州の二箇所を支署

として軍政隷下に民政を施行するに至つたのである。當時に於ける關東州民政長官は滿洲軍總司令官に隸屬し、州内の定率秩序を保持し、諸般の軍務を補助するを任務としたが、明治三十八年九月五日ポーツマス條約の結果、日露兩國の平和克復に伴ひ、日清戦後協約によつて名實共に露國の有する權利の總てを掌中に納むることになつたのである。爾來この條約を基調として、一切の方面に於て平時の施設に移るの必要を認め、滿洲に於ける最高行政機關として戦後の殘務に執筆し、關東州内の軍政を兼管し、兼ねて租借地及鐵道附屬地の守備に任じた關東都督府は、三十九年七月に至りて都督府官制公布によつて明治四十年末限り從來の便法を廢止することとなり、初代關東都督として大島大將の就任を見、これによつて始めて軍政は撤去されて、純然たる民政機關が出来上つたのである。

當時に於ける關東都督には陸軍大將又は中將を以て之に任じ、關東州を統治する以外に、南滿洲鐵道の保護取締りを掌り又南滿洲鐵道株式會社の業務を監督することとなつてゐた。又南滿洲駐在の軍隊を統率し、管轄區内の治安を保持する爲、又は鐵道線路の保護取締を行ふ爲には兵力を使用する職能が與へられてゐた。

従つて都督府には官房及陸軍部、民政部の二部を置き、民政部は外務大臣の監督下に一般行政並司法行政に關する政務を統轄し州内を三區に分ち、大連、旅順、金州に各民政署を置き、金州民政署管内に貔子窩、普蘭店の兩地に支署を設けて地方行政を分掌せしめた。同年十月二十三日關東州外に於ける鐵道附屬地に警務署を置き鐵道線路の保護に當らしめたのである。

明治四十一年都督府官制の一部を改正し、都督は外交に關する事項の外は内閣總理大臣の監督を受ける事となつた。然るに大正二年六月に至り、都督の監督官を内閣總理大臣より更に外務大臣の權限に改め、都督府開設當時の制に復した。本官制は大正六年七月更にまた改正前の官制に改復されたが完全に治安が維持される今日、最早武官をして一般行政の衝に當らしめ、或は特殊會社の社長たらしめ、文武の行政を武官に委ねるは時代錯誤も甚しいとの輿論頻りに起り、その結果大正八年四月勅令第九四號を以て關東廳官制が發布され、都督府官制は同時に廢止せられた。

この官制に於ける關東州の行政は、關東廳に依つて統べられ、その機關として旅順に關東廳が置かれたのである。

關東長官は關東州を統轄すると同時に、南滿洲に於ける鐵道線路の保護及取締に任じ、南滿洲鐵道株式會社の業務を監督し、諸般政務の執行の爲に廳令發布の權限を有してゐる。長官は又諸般政務の統理に關し一般的に内閣總理大臣の監督を承け、拓殖に關する事項は拓務大臣、州外事項に關しては外務大臣のそれ／＼監督を承けることとなつてゐたが、昭和九年十二月在滿行政機構が「三位一體より二位一體制」に改變せられた結果、從來の關東廳は廢止せられ關東州廳となり勅任の州廳長官をして統轄せしむることとなつた。而して州廳長官は大使館内に新設されたる關東局總長に隸屬し州外事項に對する從來の權限を行使することとなつた。管内の行政官署としては旅順、金州、普蘭店、貔子窩の四箇所に民政署を置き地方行政を統轄せしめ警務及衛生に關する行政官署としては警察署を置きこれを行はしめてゐる。

又地方行政に關しては旅順及大連に市制を布き、州内各村落には民政署監督の下に會、屯制を採用してゐる。

關東州に於ける租税を類別するに國費に屬するものと、地方費に屬するものと二がある。前者は地租、鹽稅、所得稅、取引所稅、酒稅及煙草稅の六種であつたが、昭和十二年に麥粉稅、セメント稅、揮發油稅、臨時利得稅、第二種所得特別稅、第三種所得特別稅、利益配當特別稅、公債及社債、利子特別稅、物品特別稅が新たに課せられ、後者は營業稅及雜種稅(土地增加稅を含む)の二種であつて、何れも大連稅務署及民政署長に於て賦課徵收してゐる。

今大連民政署及大連稅務署に於ける租稅徵收の狀態並に昭和十二年度の賦課額を見るに次の如くである。

第二章 大連の概況

國稅及地方稅

昭和十二年度賦課額

| 種年 | 國稅 | | | | | | | | | | 地方稅 | | | | | | | | | |
|--------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| | 地稅 | 地稅 | 所得稅 | 所得稅 | 所得稅 | 所得稅 | 所得稅 | 所得稅 | 所得稅 | 所得稅 | 所得稅 | 所得稅 | 所得稅 | 所得稅 | 所得稅 | 所得稅 | 所得稅 | 所得稅 | 所得稅 | 所得稅 |
| 昭和五年度 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 |
| 昭和六年度 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 |
| 昭和七年度 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 |
| 昭和八年度 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 |
| 昭和九年度 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 |
| 昭和十年度 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 |
| 昭和十一年度 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 |
| 昭和十二年度 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 | 三、三三三 |

| 地租 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 |
|---------|----|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 二〇、九七七 | 國稅 | 揮發油稅 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 |
| 一七六、一九五 | 國稅 | 揮發油稅 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 | 課課 |

| 種年 | 第一種所得稅 | 第二種所得稅 | 第三種所得稅 | 外貨債特別稅 | 取引所營業稅 | 取引所營業稅 | 酒稅 | 煙草稅 | 麥粉稅 | セメント稅 | 臨時利得稅 | 第二種所得特別稅 | 第三種所得特別稅 | 利益配當特別稅 | 公債及社債利子特別稅 | 物品特別稅 | 營業稅 | 雜種稅 | 計 | 計 | |
|--------|--------|-----------|----------|---------|--------|--------|-----------|-----------|---------|--------|---------|----------|----------|---------|------------|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|------------|
| 昭和十三年度 | 五、九三三 | 三、五五六、八六五 | 一、四二、五七一 | 六三三、七二四 | 二、四六二 | 一七、九五六 | 一、四八四、三七二 | 一、四五五、六二五 | 一九一、八七七 | 六八、八六七 | 四三〇、一六七 | 六三三、三三三 | 四七四、三三〇 | 一一五、三九一 | 四六、四四四 | 二、三三、七八七 | 八、一一九、五七四 | 一、五八九、〇二八 | 一、〇九〇、五五八 | 二、六七九、五八六 | 一〇、七九九、一六〇 |
| 昭和十三年度 | 五、九三三 | 三、五五六、八六五 | 一、四二、五七一 | 六三三、七二四 | 二、四六二 | 一七、九五六 | 一、四八四、三七二 | 一、四五五、六二五 | 一九一、八七七 | 六八、八六七 | 四三〇、一六七 | 六三三、三三三 | 四七四、三三〇 | 一一五、三九一 | 四六、四四四 | 二、三三、七八七 | 八、一一九、五七四 | 一、五八九、〇二八 | 一、〇九〇、五五八 | 二、六七九、五八六 | 一〇、七九九、一六〇 |

更に十三年度關東州に於ける租稅を類別すれば左の通りである。

第一、支那事變特別稅

イ、所得稅

ロ、利益配當稅

ハ、公債及社債利子稅

ニ、通行稅

ホ、入場稅

ヘ、物品稅

第二章 大連の概況

第一章 大連の概況

- 第一、關東州臨時租措置令
- 第三、支那事變の爲め従軍したる軍人及軍屬に對する關東州に於ける租税の減免、徴收猶豫
- 第四、所得 税
- 第五、地 租 令
- 第六、家 屋 税
- 第七、臨時利得税
- 第八、法人資本税
- 第九、外貨債特別税
- 第一〇、營業 税
- 第一一、雜 種 税
- 第一二、土地増價税
- 第一三、鹽 税
- 第一四、取引所税
- 第一五、酒 税
- 第一六、煙 草 税
- 第一七、セメント税
- 第一八、麥 粉 税
- 第一九、揮發油税

第五節 大連 市政

市政を語る前に順序として、市政發達の経緯と市政の特異性を述べて置く必要がある。市民の上から觀た大連市政は内地人約十六萬一千餘人、朝鮮人四千餘人、滿人四十一萬二千餘人、其の他外人約二千人にして五十餘萬の人口を抱擁する勢を示し、小數ながら各國人の在住するありて、國際的色彩を多分にもつた市政として特色を有してゐる。母國に於いて多年自治訓練を享けてゐる日本人は、大連でもその創業時代から自治體の成立を要望した。しかしながら戦後の所謂過渡期に於いて、自治體とするには萬事に不備の點が多く、且つ自治體に馴れてゐない支那人の多數であることなどから、自治體市の施行は到底望み得られぬ状態に在つた。そこで自治體市の前提として衛生組合と云ふものを設けて尿尿の始末から出發することとしたのである。

斯くて大正四年十月一日、特別市制が施行され大連市役所が設置されたのである。次て大正十三年五月勅令第三百三十號を以て關東州市制が公布せられ八月一日より實施せられた。而して本市制は内地市制に準據し、爾來漸次に市政の發展を見たるが、滿洲國の建設に伴ひ滿洲の事態一變すると共に、支那事變の發生は、東亞新秩序建設を招來する事となつて、大連市は國防、政治、産業上又た交通の要衝として其機構を整備すべき機運となり、昭和十四年五月一日を以て從來の關東州市制は改正され、市は關東州に於ける行政官署となりて市長、副市長を官吏とし、從來の市役所は自治的公共團體として市長の統制下に入り、官民同治の市政機關が新たに設置せられ、關東州廳より下水、道路、徴税等の事務が移管せられ、議決機關は二十名の官選二十名の民選、議員に依りて議決せらるゝ事となり總人口五十七萬三千餘日滿兩國人雜居の都市ではあるが純然たる日本市制の下に渾然と融和してゐるのは正に偉觀たるを失はなす。

第二章 産業の大連

第一節 總 說

滿洲國の建國に伴ふて從來大連が滿蒙經營の經濟的據點たる地位は一變した。即ち滿洲國の發展に聯關して大連港がその輸出入の關門たる處に重要性があり、こゝに臨海都市として産業的に伸展すべき運命を有するのである。今や滿洲國の政治的、經濟的、文化的建設工作は着々として進捗し、日滿經濟の綜合結成は殆んど一體化するに至つた。従つて大連は海陸交通の要衝であり、港灣として特殊の設備を完成し、金融、交通、通信等凡ゆる施設が整備し、加ふるに三十餘年に亘りて産業經濟の各方面に深き關係を有し、我が日本としては唯一の自由港として内外輸出入貿易上最も重要視されてゐるは事實である。

曩に帝政滿洲國のダルニー市を建設するや、實に極東に於ける一大商工都市たらしめんとする目的であつた。滿蒙に於ける廣大なる背後地を有し、歐亞聯絡の鐵道を開通し、而して自由港の制度を布きて之を列國の通商貿易に解放したならば、優に上海に對抗すべき商工都市たり得たのであつた。而かも露國の計畫する企圖は我が日本に依りて繼承せられ、大連市は爾來約三十有餘年の歳月を経て、完全に東洋に於ける唯一の商工都市として發展の途上に置かれたのである。勿論商工都市としての發展には幾多の施設を整備充實するの必要があり、港灣の修築、鐵道の敷設、金融機關、通信機關の設備から、關稅制度、産業の助成等々、それらは實に日本と日本國民との努力に依りて達成せられ門戸開放、機會均等等を標榜して列國のために何らこの通商貿易を障礙するが如きことなく、殊に多數に在せる滿支人のためにも一視同仁的に商工業に従事せしめ、而して最も接攘する處の支那各地に對しても經濟的聯關を緊密なら

しめ、日支兩國の共存共榮主義の下に、我が大連の商工業は發達し來つたのである。尤も大連市として工業を基調とする産業の發展に關しては、燃料、水力、地域及原料資源、生産販路等に於ける大連の重要性がその價值を高むるのであり、この觀點からして、支那事變に依る東亞の新秩序建設と、日滿支三國の協同體制を樹立する處の經濟結合なるものこそ、大連の産業に對し、その將來の伸展性を示すものと云はねばならぬ。近時關東州を中心として臨海工業都市の造成が計畫せられ、或は大連灣の埋立會社となり、關東州水産振興會社の設立となり、食料品加工會社となつて各種工業の進展を招來せんとし、在來の製造工業及滿洲國の特殊會社に屬する工業施設など、大連市が將來工業的に極めて有望なることを如實に示さんとしてゐる。その結果大連が中繼港として又工業都市として産業大連の前途に多大の囑目が加へられてゐることは、滿洲國の發達、北支の時局安定と共に更に一層の繁榮と伸展を具現するであらう。

第二節 工業都市大連

工業の發達に必須缺くべからざる條件は、その土地が企業條件を具備することにある。單に原料が豊富だとか、勞銀が安いとか消費地に接近してゐるとか云ふが如き條件のみでは發達を期することは至難である。勿論これ等の條件を没却することは出来ないが、より必要な條件としては第一に交通運輸の便否、原料の需要供給關係、製品の販路、動力、燃料工業用水、金融、關稅の諸條件を具備することが必要である。

工業都市としての大連を語る上に、大連が他の都市と比較して如何なる長所を有し又如何なる短所を有するかを具に検討するが順序であらう。

(一) 交通運輸の便否

大連は滿洲國の咽喉を扼し、南滿洲鐵道の起點であり、東洋第一の設備を誇る海港を有する水路運輸の聯絡地である。南滿洲鐵道は滿洲國鐵道を経て歐洲に聯絡する所の即ち歐亞を繋ぐ上に重要な使命を果し、支那本土とは既に聯絡運輸が完全に保持されて居り、内地とは朝鮮鐵道を経て省線に通ずる所謂三線聯絡の便を有し、海港は日本内地は勿論支那、南洋、濠洲、印度、歐米等の廣範に亘り、自由港として遺憾なく機能を發揮してゐる。

水陸運輸の便否は、生産工業に對し極めて重大なる關係を有することは説明を要しない所で、原料の蒐集と生産品の販路に重大なる役割を演ずるものである。優勝劣敗は商戦法の鐵則であり、原則的には今昔を通じて聊かの變化を認めぬが、機械文化の發達したる今日では、生産コストに重點を置いて大量生産を企業者は要求する。如何なる生産工業でも、その機械操作の大半は即ち運搬作業であり、運搬は生産コースに重大なる消長を齎すが故に、企業者は第一に工場地帯が交通の便に恵まれてゐるか否を重視する。従て陸運か水運かの何れかを持たぬ地帯に大工業都市の實現は絶對不可能であつて、既成都市を展望するも其の異例を見出すことが出来ない。交通の便否は單に海、陸のみに限らず、河川交通、航空等ありと雖、河川交通は普遍的でなく航空は大量輸送の條件を具備せないので、工業都市を論ずる輸送機關としては評するに足りない。

又道路運輸は近距離のみの利用價值しかなく、或る學者の計算に依ると、同一量の貨物を同一距離に運搬する運賃の負擔比率は汽船を一と見れば鐵道は一五に當り、道路上の運搬は一五〇に相當すると云つてゐる。

この比較比率が明示する如く實際に於て水運による汽船運賃が他の運送機關に比して最も低廉であることは周知の事實であつてこの點では奉天、哈爾濱、新京の諸都市は遠く大連に及ばない。哈爾濱に河川による水運の便ありといふも夏季のみに限られ、而も外國航路との聯絡を缺く點に於いて大連に一籌を輸するものと云はねばならぬ。

(一) 原料の需要關係

關東州内の工業で、原料の自給自足と云ふのは油房工業と食品工業以外にはない。それは滿洲が大豆、高粱、玉蜀黍、木材、鹽、石炭、鐵礦等一方に偏してゐるからで、紡績、毛織、製麻、煙草、製粉等の原料に缺けてゐる。従て前記二工業以外の工業原料は滿洲産よりも外國産の輸入が遙に多い。これ等の原料を外國より輸入するに當りて、水運の便に恵まれた大連と、大連より更に鐵道便を以て長距離の運賃と關稅（品種によつては特惠關稅の適用を受け得る物もある）とを餘儀なく加算負擔せしめらるゝ州外各都市とは到底比較すべくもない。既述したる如く滿洲國産原料を以て生産する工業は州外都市が大連に比して有利だと云ふ結論に到達するが、現在ではかかる工業は極めて少なく、大部分の原料を外國に仰ぐ州外各都市は、大工業都市としての條件に缺くる所があり、水陸運輸の最良地位を占むる大連は絶對の強味であり、他都市の追従を許さない。だが如何に最負目に見ても現状の大連は大工業都市を形成する地域がない。大連に重工業の發達が遅々として進まない理由は多分にこれが障害となつてゐる態がある。不日グレート大連たらしむべく既に關東州廳に於ては都市計畫の進行中であり、之が完成實施の曉には、市街地區と工業地區の分野が限定されようから、工業都市を誇るのも遠い將來ではあるまい。

(二) 生産品の販路

前にも述べたやうに、今日の經濟戰の優越の地位を占むる必須條件は大量生産によるコストの低下である。しかし販路狭小では大量生産も意義を爲さないことになる。従て局限された一地方の需要を相手とせず、世界的大市場を対象とせなくてはならぬ。過去に於ける大連乃至滿洲の生産工業は、局限された一地方の需要を対象とした爲、市場の伸縮性に乏しく、而もその地方に特有の事故が発生すれば、直ちに反映して企業の消長に關係し、盛衰興亡の岐路に立つ場合が尠くなかつた。之を油房工業に例を求めて見る時更に其の感を深うせざるを得ない。由來大連産豆油（滿洲産を含む）の需要地は支那本土及歐米であり、豆粕の需要地は日本内地であつた。然るに滿洲事變後は支那本土と

の貿易は杜絶し、日本内地の農村疲弊と化学肥料使用の爲豆粕の需要が著しく減退した。其の結果油房工業が受けた打撃は實に致命的なもので、現在油房工業は活潑性を欠き單に其の事業を繼續しをる程度を出ない。これでは企業の健全なる發達は望めない。従つて今後は販路に對して充分なる伸縮性を持たせることが必要であると云ふ試練を経た譯である。州内の紡績工業や大連の硝子工業が支那の數次に互る關稅の引上げやら、猛烈なる日貨排斥の餘波を受けて、最初の販路を喪失したるに抱らず、その喪失したる販路を他方面に開拓して悲境を打開したことは、要するに販路に伸縮性のあつた賜である。而して製品の販路を廣く世界の市場に對象とするには、大連は最も恵まれた條件を具備する點に於て在滿各都市の比ではない。殊に文化建設途上にある滿洲國、支那本土及南洋方面に新に販路を開拓すれば、勝算は期して語り得べく、金融界の完壁と相俟つて今後の輕工業には充分の期待が持てよう。

(四) 動力及燃料

大連に於ける各種事業の動力は、現在にては滿洲電業株式會社の經營する火力發電動力の供給に依ちつゝあるが、近き將來に於て滿洲國の經營する鴨綠江水力電氣事業が完成する際には、南滿洲一帯の地域にも送電さるゝを以て、大連の工業が發達するに伴いてその水力發電の電力も使用さるゝ可能性があると見らるゝのである。元來滿洲電業會社は當初大連に於てその事業を創設したるものなるを以て、比較的會社事業は重きを大連に置きたる結果、發電設備も完整し、天の川及甘井子に火力發電所を設置して一般電燈並に動力供給に従事してゐる。而してこの兩發電所の設備容量は、八五、〇〇〇キロワット、發電機は二五、〇〇〇キロワット二臺、一五、〇〇〇キロワット二臺、四、〇〇〇キロワット一臺を有し、一般動力需用戸數一二九戸、九・八七七、七七九KW、特別電力戸數五九戸、一八、五九九、九七六KW・Hである。

次に燃料は大部分石炭であり、工業用炭として最も多く使用されてゐるのは南滿洲地方では撫順炭である。近時滿

洲石炭會社經營に屬する阜新炭の大連市場に供給さるゝものもあるも大部分は尙ほ依然として撫順炭たるを免れない。いま各地に於ける撫順炭の一應當り炭價を炭種別に比較對照すれば次の如くである。

| 地名 | 炭種 | | | | | 備考 |
|----|-------|-------|-------|-------|-----------|----|
| | 塊炭 | 煉炭 | 切込炭 | 粉炭 | 備 | |
| 大連 | 一三・四五 | 一二・五〇 | 一一・九五 | 一〇・六五 | (日滿商會社調査) | |
| 奉天 | 一一・四五 | 一〇・〇〇 | 九・九五 | 八・六五 | | |
| 新京 | 一三・四五 | 一二・五〇 | 一一・九五 | 一〇・六五 | | |

(五) 勞銀に就て

大連に於ける工場労働者は、日本人、朝鮮人及滿支人であるが、下級労働者は主として滿支人であり、所謂華工と稱せらるゝ苦力である。滿洲建國以來支那本土より苦力の入港するものに一種の制限が加へられて労働者の供給に不足を感じつゝありしが、近時支那事變の發生と共に、更に労働者の入港が減少するの傾向あるに反し、滿洲各地の勞役需要は従來に倍増し、従つて大連にても支那人労働者の不足を痛感するに至つた。その結果新たに山東地方より下級労働者の召募工作が行はれ、本年に入りて俄然として其渡來者が増加したるも、各種物價の漸騰は惹いて勞銀の騰貴となり、以前の如き勞銀の低廉を標準となすの困難を見るに至つたけれども、尙之を日鮮人に比較すれば問題にならざる程の低位を示し、殊に勞力労働の方向にてもその強健耐忍性は、一般工業界に於て下級労働者にして殆んどなくならぬものと云はれ、従つて大連の労働者は之を滿支人に求むることに依りて、工業施設の上非常に便宜が認めらるゝのである。大連にて最も多くの労働者を使用するは、埠頭作業に従事する處の苦力を收容する福昌華工會社にて、平生約二萬人を役使し、次で稍熟練工とも見らるべきものに滿鐵沙河口鐵造工場がある。その他各種の工業

施設には下級労働者として使役せらるゝもの少なからず、近時治安維持の立場から労働協會が組織せられて労役者の統制が試みられつゝあり、その賃銀の如きも略ぼ公定的に規律されんとしてゐることは、需要者方面にても注意を要することとなつた。昭和十一年末の各地に於ける労銀は大體次の如くであるが、最近は約二割餘が高騰してゐるは事實である。

| 大連 | 日本 | | 滿洲 | |
|-----|------|------|------|------|
| | 大連 | 奉天 | 大連 | 奉天 |
| 大工 | 三・二〇 | 三・五〇 | 一・三五 | 一・四〇 |
| 左官 | 三・五〇 | 三・五〇 | 一・六〇 | 一・八〇 |
| 煉瓦積 | 三・五〇 | 三・五〇 | 一・二五 | 一・五〇 |
| 瓦葺 | 三・二〇 | 三・五〇 | 一・三五 | 一・五〇 |
| 指物 | 三・五〇 | 三・五〇 | 一・三〇 | 一・五〇 |
| ペンキ | 三・五〇 | 三・五〇 | 一・二〇 | 一・三〇 |
| 銀力 | 一・八〇 | 三・五〇 | 一・一五 | 一・五〇 |
| 雑役 | | | 〇・五〇 | 一・二五 |

(六) 工業用水に就て

滿洲各地の河川は數百平方里の集水面積を有するやうな大きな河でも、冬期は結氷してしまひ、夏期は甚しく濁水して殆んど流水が絶えてしまふのである。従つて古くから滿洲は一帶に水が乏しいと言はれて居つた。然るに最近科學的に調査研究の結果、滿洲には地下水が可成り豊富であることが發見された。故にこの地下水を利用すれば工業が

如何に發達しても工業用水には不足しないことが瞭かになつた。

かくの如く滿洲の工業用水は今後地下水の利用に俟たねばならない。奉天では今でも工業用水としては多く地下水が使用されて居るが、大連は現在専ら上水道によつて居り、之に對しては既に一千二百餘萬圓の設備費を投じて居りその半分以上は水源設備費であるから、勢ひ水道料金も高いわけである。關東州廳の規定によれば原動力、汽機、水槽に使用するものは、消費水量一立方メートル毎に金二十四錢といふ殆んど禁止税に等しいものであるが、これでは工業の發展が覺束ないといふので、その後水道管理者に於て産業助成上必要と認められた時は、關東州長官の認可を受け左の通水料の低減を爲すことを得といふ一項を設けた。

| | | | | |
|------|-----|-------------|-------------|------|
| 消費水量 | 一箇月 | 五百立方メートル | (一立方メートルに付) | 金十三錢 |
| 消費水量 | 一箇月 | 五百立方メートルより | (超過水量に付) | 金十二錢 |
| 消費水量 | 一箇月 | 千五百立方メートル迄 | (超過水量に付) | 金十錢 |
| 消費水量 | 一箇月 | 千五百立方メートル以上 | (超過水量に付) | 金十錢 |

従つて工業用水といふものは一立方メートルに付十三錢に低下された。之を奉天及新京の工業用水料金一立方メートルに付金十五錢に比較すれば幾分安いのである。唯奉天は工業用水として多く地下水を使用して居るから、今のところ用水費は大連よりも少ないのである。勿論、大連の用水は昭和十三年度に於て非常に欠乏を告げたるが當局の水道擴張計畫は次の如きものがあり、その完成の場合には工業用水にも不足を感じないものと見られてゐる。

大連上水道の擴張計畫は既に昭和九年に實施中の第五期計畫(六百三十萬圓、昭和十六年完成)をはじめ、これと併行して十三年度より施行中の第六期計畫(五千二百萬圓、八箇年計畫で昭和二十年完成)の恒久施設計畫のほか、十三年は非常の旱魃に會ひ水飢饉を招來したに依り、これに備へる臨時應急施設として施行中なりし金州、周水子附近の井戸水掘鑿(豫算三百萬圓、十四年七月完成)があり、即ちその計畫概要は

- 一、第五期計畫、豫算六百三十萬圓
- 八箇年計畫(昭和九年より同十六年まで)本年度(昭和十四年)豫算七十二萬圓
- 二、第六期計畫、豫算五千二百萬圓
- 八箇年計畫(昭和十三年より同二十年まで)
- 碧流河上流河川より大連に到る引水、配水管敷設、上水道敷設の甚大な計畫で、これを更に地域的に三區に分ち
- A 大連―北大河間 三箇年計畫(昭和十三年より十五年)豫算八百萬圓(その内十四年度は三百五十萬圓)
- B 北大河―大沙河間 三箇年計畫(昭和十四年より十六年)豫算一千六百萬圓(本年度は三百萬圓)
- C 大沙河―碧流河間 五箇年計畫(十六年より二十年)豫算二千八百萬圓
- 三、應急施設(地下水)
- 二箇年計畫(昭和十三、十四)
- 豫算三百萬圓(十三年は七十萬圓、残り二百三十萬圓が本年度分)
- 以上の如く合計六千三百三十萬圓の巨費を投ずる大擴張計畫であり、本年度(昭和十四年)文でも右表の如く第五期七十萬圓、第六期六百五十萬圓、臨時井戸水施設二百三十萬圓、合計九百五十萬圓といふ關東州廳土木部一箇年總豫算の約二倍の巨費が本年一箇年間に上水道の爲めに消費されるわけである。
- 然して右計畫が完成すれば大連の給水能力(一日間)は現在の五萬噸が昭和十六年には八萬六千噸となり、更に第六期計畫完成豫定の昭和二十年には一躍現在の約三倍の十三萬噸乃至十六萬噸となる筈で、この臨時井戸水施設完成の曉は地下水のみで一日約四萬噸を得られる見込である。

(七) 關稅制度

關東州は關稅制度上自由地帯であるから通商上幾多の利便を有してゐるが、一方工業的には何れの方面に對しても關稅の障壁があり、工業生産品の販路開拓上多大の困難があつたので、種々運動の結果、大正十四年關東州特惠關稅法の實施を見るに至り、州内生産品が無稅にて内地に輸入さるゝ途が開けた爲め關東州に於ける工業は勿論のこと、内地の精製工場並に一般需要家は尠からざる利益を享受した。

更に對滿關稅として關東州租借地稅關假規則により、滿洲國原料を關東州に移し、州内にて製造又は加工した物品を再び滿洲國に仕向ける場合は、正規の輸入稅に依らず輸出稅率に依る輸入稅を納付すれば足ることになつて居るので、この種の工業に従事してゐるものは非常な恩恵を蒙つて居る。例へば清酒の輸入に就て見るに、内地産の清酒を滿洲國に輸入する場合、輸入稅は從量稅により樽入一擔に付十八圓並に右稅率の五分の附加稅を課せらるゝから、樽入は百六十五斤計算にて附加稅共約六十圓見當の稅金を拂はねばならぬ。然るに滿洲國産の原料を使用し關東州に於て醸造した清酒を滿洲國に輸入する場合は、關東州關稅假規則による輸入稅率による輸入稅七・五%並に附加稅を徴收されることになつて居る。従つて州内産の清酒は標準價額一樽二十五圓に對し附加稅共約金二圓内外の稅金を支拂へばよいことになつて居る。

右は一例に過ぎぬが、關東州内に滿洲國産の原料を使用する工業が勃興すれば、その販路を滿洲國に求むる場合に低率な稅金を以て輸入され、大に市場を開拓することは出来るが、しかし工業は一種の原料のみで製造されるものでなく、多くの場合は數種の原料を混用して製造されるものであるが、關稅假規則には混合製造品に對する課稅規定が明記されてゐない。故に若し九割の滿洲國産原料と一割の外國産原料とを混用して得たる製品を滿洲國に輸入する場合でも、全部外國品として取扱はれ、正規の輸入稅を賦課される。隨分馬鹿氣たことではあるが、混製合品に對する規定がないのでどうすることも出来ない。

それで大連商工會議所に於ては豫てより關東州關稅制度の改正を主張し、之が貫徹に努めて居るが、今改正の要點とする所を述べんに

一、外國品又は關東州産品を原料として關東州に於て製造又は加工し、之を滿洲國に移入する場合は當業者の選擇により原料又は製品に對し輸入税を課すること

二、滿洲國産品を關東州に移入し之を原料として製造又は加工し、更に滿洲國に移入する場合は無税とすること

三、關東州の生産物を滿洲國に移入せんとする時は輸出税率による輸入税を課すること

四、關東州に於て製造加工する場合、その原料が

(1) 外國品と滿洲國産品とを混合製造したる場合

(2) 外國品と關東州産品とを混合製造したる場合

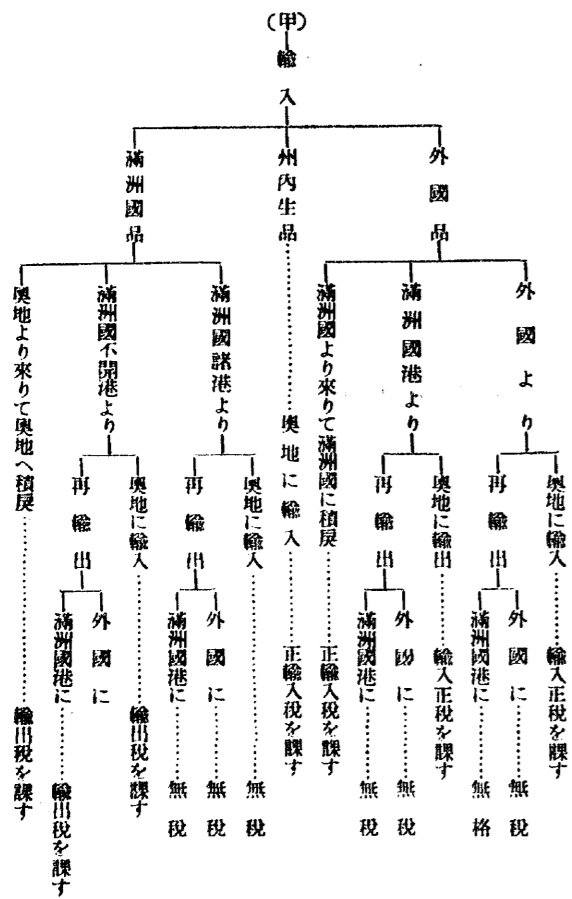
(3) 滿洲國産品と關東州産品を混合製造したる場合

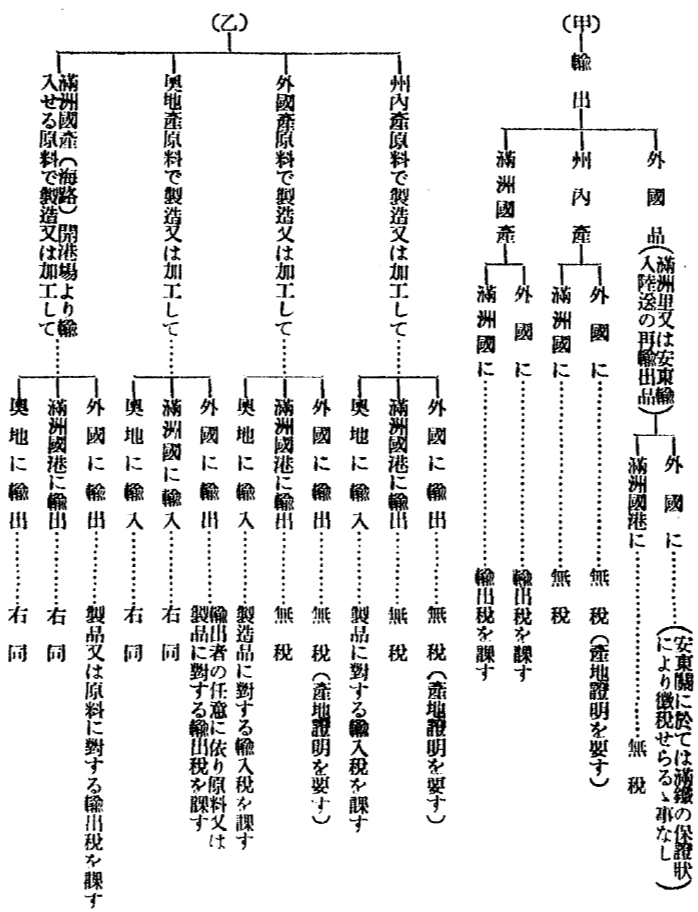
等の規定を設けること

混合製造品に對する課税方法は、(一)滿洲國向に對しては外國品の部分には製品に課税、滿洲國の部分には原料輸出税(二)外國向に對しては外國品の部分は無税、滿洲國品の部分は原料輸出税とするのが合理的であるといふのである。關東州關稅制度改正は早晩實現すべき問題であり、若し大連商工會議所の主張が具體化すれば關東州は日本内地に對し特惠關稅の恩典を有し、滿洲國に對しても特惠税率の適用を受けることとなるので、州内の工業は關稅上非常に有利な地位を占むるに至るのである。

關稅制度は明治三十九年八月に大連の開放が中外に宣明せられ之に基いて大連關稅設置に關する協約が日支間に成立することとなり、關東州關稅制度の根本が規定せられた。その要項は

- 一、租借地統治國(即ち日本)以外の他國(當時は支那、現在は滿洲國)の關稅行政機關が設置されてゐること
 - 二、輸出の貨物の性質、その仕向地によつて複雑な關稅關係が存在すること
 - 三、加工製品の原料の性質、その仕向地になつて複雑な關稅關係が存在すること
- 扱て之が複雑な關稅關係を表示すると次の通りである。而して關東州に於て加工せざる場合を甲とし、加工する場合を乙として類別することにした。





之に依れば現行關稅制度は關東州に對し、滿洲國品の場合は滿洲國の領域、外國品の場合は、外國と云ふ見方をし
てゐる。例へば實地(滿洲國)から大豆を持ち來り、大連の油房で加工して豆油と豆粕を生産して輸出する場合には、

船積に際し大豆或は豆油豆粕の中で、輸出者の希望で原料たる大豆又は生産品たる豆油豆粕の何れかによつて輸出税
を徴せられてゐる。而して關東州に搬入する際は輸出税は課せられないのである。外國品及關東州内産が、關東州
より奥地(滿洲國)へ向けられる場合には、悉く輸入税を課せられるのである。

元來工業は一種の原料を以て、一種の製品を造ることは極めて稀で、各種原料を混合使用する場合が多い。
換言すれば、關東州の工業は、日本品、外國品、滿洲國品の原料を合せて製造するものが多い、従て外國原料によ
る。製品が外國原料として課税せらるゝのは當然であるとしても、奥地原料による部分をも、外國製品として取扱は
れることは、自他共に多大の不利を感ずるものである。即ち協約を結んだ頃は専ら通商貿易のみ考慮を拂ひ、
工業そのものを輕視してゐた結果であるが現在關東州内工業には八千萬圓の投資があり、時勢の轉回と共に一層緊張
を見せ、新工業續々と計畫せられつゝある折柄、協約の改訂即ち原料税を徴收して奥地輸出に對しては無税に取扱は
れたいといふことが、力強く主張されてゐる。寧ろ之は當然の主張であつて必ず近き將來に於て、日滿兩國間の關稅
制度が確立されるれば必然霧消すべきものであらう。

一方關東州には、大正十四年から日本母國に向つて特惠關稅が施行せられ、免稅或は減稅せらるゝ品種三十九が選
ばれて年額約四百萬圓のものが日本に送られてゐる。然しながら日滿經濟統制が實現せられんとする今日に於て、品
種の制限が斯かる一部分に踰越せるは時運に則せざるものなりとの非難が多く、これが擴張を頻りに喧唱されてゐる
状態である。

即ち「關稅定率法別表輸入税表に掲ぐる物品にして關東州の生産に係り、本法別表甲號に掲ぐるものゝ輸入税はこ
れを免稅し、本法別表乙號に掲ぐるものゝ輸入税は、關稅定率法別表輸入税表に依らず本法別表乙號に依る。前項の
規定の適用を受く物品に就ては、命令の定むる所により其の關東州の生産に係るものなることを證明することを要す」

第二章 産業の大連

とあり、次の品種が挙げられてゐたが昭和九年十一月十四日一部改正の公布があり、同年十一月二十二日より之が實施を見た。

◎甲 號 (改正前)

| 輸入税表番號 | 品名 |
|--------|----------------------------------------------------------|
| 三二の内 | 生 果 |
| 七二の内 | 綿羊及山羊革(造りたるものを除く) |
| 一四一の内 | 甘草 越幾斯 |
| 一四四の内 | 阿 膠 |
| 一四六の内 | ゼラチン |
| 一五五の内 | ブローム |
| 一六五の内 | 曹 達 灰 |
| 一六九の内 | 硫酸 曹 達(精製のもの) |
| 二二九の内 | 硫酸マグネシウム |
| 二三〇の内 | コールドールを主要原料としたる消毒劑 |
| 二七二の内 | 綿 織 絲 |
| 二七八の内 | 苧麻絲及黃麻絲 |
| 二八〇の内 | 黃 麻 織 絲 |
| 二八一の内 | 黃麻絲及黃麻線 |
| 二八三の内 | 毛 織 絲 |
| 二八四の内 | 毛 織 絲 |
| 二八九の内 | 野 蠶 絲 |
| 二九六の内 | 苧麻線、苧麻繩、黃麻線及黃麻繩 |
| 二九九の内 | 黃麻布(關東州の生産に係る黃麻絲を原料としたるもの) |
| 三〇一の内 | 天鰯紙、ブラシユ其他のバイル織物以外の毛織物及毛綿交織物(關東州の生産に係る毛織物又は毛綿絲を原料としたるもの) |

としたるもの)

手製又は毛織物のフランクネット(關東州の生産に係る毛綿絲又は毛綿絲を原料としたるもの)
 ガンニー(關東州の産に係るガンニー布を原料としたるものにして長九十五センチメートル、巾六十センチメートルを超えたるもの)

別號に掲げざる希用製品

二の内、内地、朝鮮、臺灣、樺太又は、關東州の生産に係る綿布及關東州の生産に係る油を原料としたるもの)

ポトランドセメント

別號に掲げざる礦物及礦物製品

二其他

乙の内マグネサイト又はドロマイトを主要原料としたる建築材料(粉状のもの)

煉瓦(セメント製のものを除く)

瓦(粘土製のもの)

耐火性粘土製品別號に掲げざるもの)

硝子 塊

硝子 粉

硝子 板

特 殊 鋼

一の内重量百分中クロムタンゲステン又はモリブデンの重量〇.五以上を含有するもの(關東州に於て製錬したる塊及錠に之を原料としたる條、竿及板)

ニッケル及クロムを含む電氣抵抗材料(關東州に於て製錬したる塊及錠に之を原料としたる條、帶及線)

ゲージグラス

骨炭(徑二・二五ミリメートルの圓眼を有する篩を通過するものを除く)

安全燈ホヤ

◎乙 號

牛肉(生鮮なるもの)

每百斤 一〇〇

第二章 産業の大連

| | | | |
|-------|---------------------------------------------------------------|-----|-----|
| 一二〇の内 | 大豆硬化油(關東州の生産に係る大豆油を原料としたもの) | 每百斤 | 一二〇 |
| 三四三 | 別號に掲げざる布帛製品 | | |
| | 二の内内地、朝鮮、臺灣、又は樺太の生産に係る亞麻(他の植物纖維を交へたるものを含む)及關東州の生産に係る油を原料としたもの | 每百斤 | 二八五 |

(八) 州内工業の現勢

大連市が工業都市として、總ての點に恵まれてゐることは、既に述べた諸條件を具備することによつて想像されよう。完備せる港灣の施設、豊富なる工業原料とを、その背後地たる滿蒙に有する大連である。而して州内の現勢を二瞥するに大體次の如く類別することが出来る。

- | | |
|---------------|-------------|
| (1) 油房工業 | (6) 硝子工業 |
| (2) 機械工業 | (7) 煉瓦及瓦工業 |
| (3) 化學工業 | (8) 織維工業 |
| (4) 食品工業 | (9) 電氣及瓦斯業 |
| (5) セメント及石灰工業 | (10) 其の他の工業 |
| (1) 油房工業 | |

これ等工業の中最も恵まれた條件を具備する點では油房工業を第一位に推さなくてはならぬ。即ち原料の混合に因つて生産する他工業に比し、滿洲特産たる大豆を原料とするが故に、滿洲では古くより營まれ、至る所にその所業を見せはゐるがその設備は頗る幼稚姑息なもので、文明の利器を應用したる大連の油房工業とは比較にならぬ。従て大連の生産量は全滿洲生産業の大半を占めてゐる。

大連で初めて油房工業の起つたのは明治三十九年で爾來年々工場を増加したが、日本人がこの事業に手を染むるに至り、油房聯合會なるものを組織して、生産方面の改善、販路の開拓等専ら斯業の發展に努めた。

また一面これが發展を助長したものに滿鐵がある。滿鐵では輸送貨物の大連集中主義を執つた爲、大連に於ける工場に頗る好結果を齎し、數年を出でずして滿洲油房工業の中心地たる營口を凌駕するに至つた。

日露戰爭前に於ける油房工業は人力又は家畜を動力とする家内工業の域を脱しきれない程度のものであつて、主として其の地方の消費力を限度として生産されてゐたに過ぎなかつた。

然るに歐洲大戰の勃發と共に、米國方面の化學原料及食料として豆油の需要が激増した爲、價格の暴騰となり、従來機械操業の油房は、日本向豆粕を主として豆油を従としてゐたものが、俄然その地位を顛倒し純然たる油房工業化し、製品の賣行良好に伴つて工場も簇生し、多量の生産を示すに至つたのである。然し乍ら豆油の販路を米國に得たと云ふことも、戰時中植物油の消費が多量であつたのと、その補給が困難なるとに因る一時的の現象であつて、大戰が終息し平和が復古するに從ひ需要が減じて行つた。加之打續く世界的不況に禍され滿洲事變後に於ける支那本土行き豆油販路が閉鎖され、日本向豆粕が農村不振に因つて激減する等の諸事情に逢着して經營困難に陥り依然頓挫の狀態に置かれてゐる。

現在大連市内に於ける油房工場は邦人六滿人五十二を有してゐるものゝ、その内操業しつゝあるは極めて寥々たるものである。而して邦人の經營に係る代表的なものは日清製油、大連油脂工業、三泰油房、豐年油房等の會社であるが滿洲事變後の業績には見るべきものがない。

尙油房工業に包摂さるゝもので麻子油、落花生油、蘇子油、胡麻油等も生産されてゐるが、生産量は極めて少く豆油と對比すべくもないので省略することにした。而して大連聯合油房の調査に依ると昭和八年度豆油輸出額は支那本土との貿易杜絶に因つて半減されてゐる。

第二章 産業の大連

(2) 機械工業

大連に於ける機械工業發達の過程を見るに、日露戰役頃滿洲の各種工業及土木用其他に使用する機械器具類は殆んど諸外國から輸入したものであるが戰後日本人の手によつて海陸の運輸、交通、鑛山の開發、工業の振興等各種の文化的施設を行ふに及び工業用機械器具其他土木用、建築用、採掘用、船舶用等各種の機械器具或は附屬品又は部品等の需要が頗る増加し、その結果として副産的に之が製造又は修理を行ふ工場の設立を見るに至つた。即ち明治三十九年七月に大連鐵工所が設立されたのを始とし、翌四十年に滿鐵沙河工場、四十一年には川崎造船所大連出張所、島羽洋行鐵工部、順興鐵廠等が設立された。殊に大正五、六年から各種の機械工場が發生したが歐洲戰亂後の斯界パニツクに遭遇して、機械工業界は甚大な打撃を蒙り、解散或は閉鎖するもの續出して一時大連の工業界は衰微の悲境に陥つた。この間嶮然頭角を現し依然として今日に至りたるものに滿鐵沙河工場と大連機械製作所とがあるのみで他に特記すべきものはない。左の昭和十一年度に於ける工場の現勢である。

(1) 金屬工場數

| 事業別 | 大連 | 旅順 | 順金 | 州 | 普 | 關 | 店 | 子 | 窩 | 計 |
|--------------|----|----|----|---|---|---|---|---|---|----|
| 金屬精鍊業及材料品製造業 | 1 | | | | | | | | | 1 |
| 鑄物製造業 | 23 | | | | | | | | | 23 |
| 鑄物以外の金屬製品製造業 | 67 | | | | | | | | | 67 |
| 其他の金屬工業 | 5 | | | | | | | | | 5 |
| 計 | 95 | | | | | | | | | 95 |

(1) 機械及器具工場數

| 事業別 | 大連 | 旅順 | 順金 | 州 | 普 | 關 | 店 | 子 | 窩 | 計 |
|----------------|-----|----|----|---|---|---|---|---|---|-----|
| 電氣機械器具製造業 | 9 | | | | | | | | | 9 |
| 農具製造業 | 18 | | | | | | | | | 18 |
| 農業土木採掘用機械器具製造業 | 48 | | | | | | | | | 48 |
| 製造加工用機械器具製造業 | 3 | | | | | | | | | 3 |
| 度量衡器具製造業 | 4 | | | | | | | | | 4 |
| 車輦製造業 | 2 | | | | | | | | | 2 |
| 船舶製造業 | 1 | | | | | | | | | 1 |
| 其他の機械器具製造業 | 1 | | | | | | | | | 1 |
| 計 | 131 | | | | | | | | | 131 |

(3) 化學工業

化學工業としては従來牛脂及豆油を原料とする石鹼製造工業と、豆油を原料とする洋蠟蠟製造工場があり、染料及染料工業として概ね礦物質硬化染料及豆油を原料とするマグネシヤ粉末、スタツコマンチユリア確石粉及トラストベイントの類であり、州内では主として大連及旅順で製造されてきたが、近時孰れも利用價值を認められ將來需要増加の傾向を示してゐる。而して石鹼製造を目的とするものに滿洲石鹼株式會社があり、同社は大正八年公稱資本金百萬圓を以て設立されたのであるが、創立早々財界パニツクに逢着して豫期の成績を擧げてゐない。染料製造工業を代表するものに滿洲ベイント會社があるが、内地及外國製造に押されて一時苦境に喘いでゐたが滿洲事變後滿洲向が激増して現在では充分發達を發揮してゐる化學染料の製造は近時亦獨逸品に對抗し得ず、業績に見るべきものはなく、大

第二章 産業の大連

三四

和染料株式會社の如きも減資其の他を方法によつて辛うじて現状を維持してゐる状態である。

然るに昭和三年來の懸案であつた滿鐵の硫安工業も愈々具體化して昭和八年五月資本金二千五百萬圓を以て滿洲化學工業株式會社が設立され、硫安の製出を見るに至つた。斯くして今後に於ける州内の化學工業は相當の活況を呈すべく多大の期待がかけられてゐる。左は昭和十一年末に於ける工場數の狀態である

工場數

| 事業別 | 地方別 | | | | |
|--------------|-----|----|----|-----|-----|
| | 大連 | 旅順 | 金州 | 普蘭店 | 貔子窩 |
| 工業藥品製造業 | 三 | | | | |
| 染料製造業 | 一 | | | | |
| 染料及顔料製造業 | 七 | | | | |
| 石鹼及化粧品製造業 | 七 | | | | |
| 植物動物油脂製造業 | 三 | | | | |
| 護謄製品製造業 | 八 | | | | |
| 醫藥及醫藥同類製品製造業 | 一 | | | | |
| 製紙業 | 三 | | | | |
| 肥料製造業 | 一 | | | | |
| 機寸製造業 | 一 | | | | |
| 其他化學工業 | 六 | | | | |
| 計 | 七五 | 九 | 四 | 二 | 七 |

(4) 食料品工業

食料品工業の内で原料の自給自足によつて最近頗るその騰價を高めたものに味噌及醬油醸造工業がある。醬油は從來支那に清醬と稱するものがあつたが、一般支那人は生活程度が低く、調味料としては主として鹽を使用してゐたので需要も頗る少く、従て日本製醬油は滿蒙の地では決して普遍的でなく、僅に鐵道附屬地居住の中以上の階級者の一部に限られてゐたに過ぎなかつた。然るに文化の發達に伴れ漸次一般滿洲人家庭にも使用される傾向を呈し、一方邦人の移住増加と共に、滿洲事變後は一層その需要が増大したのである。

前にも述べたる如く、滿洲は原料としての大豆、小麦及鹽に富みこれが價格に於いても到底内地の比ではなく頗る有利の地を占めてゐるので漸次同業者も簇出して、現在では大連のみでも十指を剩す状態を呈してゐる。昭和四年に於ける醸造額は一萬九百八十九石、價格三十三萬二千三百餘圓を示してゐたものが現在では醸造總額二萬石を越える活況だが、販路は主として附屬地及滿蒙方面で、大連醬油會社が僅に天津及青島上海に支店を設置してゐる例の排貨ポイコットの餘波を受けて業績に見るべきものはない。

味噌は日本人の食卓には缺ぐべからざる必要品ではあるが、販路が狭小で從來さしたる成績を擧げてゐなかつたがこれも事變後邦人の移住する者多きを加へたるに正比例して漸次好轉を辿つてゐる。醬油に次いで有卦に入つたものに清酒醸造業がある。日本清酒は滿蒙經營當初時代は全部内地から輸入されてゐたものであるが、在滿邦人の増加に伴ふてこれが消費量も増大し、供給に不自由を感ずる状態に立至つたので、明治四十年鈴鹿商店が大連に醸造工場を置いて斯界進出のトップを切つたのであつた。

其後大正十四年に至り關東州酒造組合の成立を見るまでに同業者の數を増し、斯界統一向上に努力するに至り、關東廳も初年額六千圓の補助を與へて斯業の發達を助成し今日に及んだものである。而して關東州でも内地に劣らぬ可

成り良い清酒が醸造されるに至つた事實を承知する者は滿洲でも極めて少数である。それは従來の生産石數が少かつたのと消費地が滿洲に限られてゐた等の關係もあらうが、水質が内地に劣つてゐると云つた誤謬も手傳つてゐることを見逃さない。

關東廳の囑託である某斯界の權威者は調査の結果、關東州産清酒は内地産に劣らぬ芳醇を有してゐると聲明してゐる。要するに州内の清酒醸造界は前途に光明を認めて、漸次滿洲をして自給自足的たらしめる氣運に向つて來た。昭和五年頃迄は日本酒の滿洲に於ける消費量は年額約二萬五千石と推定されてゐたが昭和九年には州内醸造量でも大連一萬三千五百六十石餘、旅順が二千七百十四石餘に及び、内地産輸入清酒と約同量にまで漕ぎつけた。大體に於て州内食料品工業としては右の如く、醸造工業がその主體を爲してゐるが、この外に昭和工業株式會社の「味の素」製造があり清涼飲料水製造として、月星(合資)滿洲野礦泉(個人)大連製氷(株式)等があり、製菓工業として森永製菓販賣會社があつて専らビスケット製造に當つてゐる。次に州内に於ける昭和十一年末の食料品工場數を示せば左の如くである。

工場數

| 事業別 | 地方別 | | | | |
|----------|-----|----|----|---|-----|
| | 大連 | 旅順 | 順金 | 州 | 普開店 |
| 精穀及薯粉業 | 一八 | | 四 | | |
| 酒類醸造業 | 二三 | | 七 | | |
| 水産品製造業 | 二二 | | | 三 | |
| 味噌醬油酢醸造業 | 一六 | | 四 | | |
| 清涼飲料水製造業 | 二五 | | | | |
| 製氷業 | | | | | 一 |

| 事業別 | 地方別 | | | | |
|-----------|-----|----|----|---|-----|
| | 大連 | 旅順 | 順金 | 州 | 普開店 |
| 菓子パン製造業 | 三〇 | | 七 | | |
| 烟草製造業 | 二 | | | | |
| 其他の食料品製造業 | 一八 | | 五 | | |
| 計 | 二六 | | 二九 | | 六 |

(5) セメント及石灰工業

關東州内はセメントの原料である石灰石及粘土が頗る豊富であり當然本工業の興るべき素質を有してゐる。殊に滿洲事變後に於ける滿洲國の文化建設に伴ふ建築其他諸種工業の勃興は、必然斯業に好材料を提供して石灰及ドロマイトの如きは現在尙供給不足の状態に置かれてゐる有様で、多年沈滞を續けて來た斯界は時ならぬ活況を呈してゐる。而して大連に於けるセメント製造業に先鞭をつけたのは小野田セメント株式會社である。同社は明治四十年五月大連市郊外(周水子)に資本金六十萬圓を投じて設立され、同四十二年六月より作業を開始したのであるが、當時は製造能力も一年を通じて僅に二十五萬樽を出なかつた。其の後滿洲に於ける建築界の發展に伴ひ、セメントは逐年需要増加するにより同社では更に大正八年工場を擴張し、年産額七十五萬樽を製造する能力を有するに至らしめた。州内外を問はず近時事業界、建築界の活況は驚異的とされ、同社は最も將來ある工場として目されるに至つた。

ドロマイト(珪白セメントとも稱されてゐるが、セメント程の粘着硬化力なし)は其の原料たる苦灰石が大連、旅順、金州の各地に極めて豊富に埋藏されてゐる。大連では大正九年資本金六萬圓を以て珪白セメント合資會社の創立を見たが、財界パニックの餘波を受けて業不振を續け、其の後大連ドロマイト株式會社に改組されて現在に及んでゐる。而して滿洲事變後特に本工業が有望視され、南滿ドロマイト、金剛、大同マイト等簇生し、個人經營を合すれば優に十指を屈するに足る盛況を呈してゐる。ドロマイトは一見石灰に似たれども品質頗る優良で、普通ポークランド

セメント同様に使用され各種化粧工事の材料に供され近時著しく其の聲價を高むるに至つた。而してこれがレイトは五〇斤一袋一等品で五十八錢、二等品で四十五錢で州内一日の製造全能力は三千六百袋内外と評されてゐる。

南滿下ロマイト、大連下ロマイト、南滿鑛泉、滿洲微粉、大同マイト、金剛下ロマイトの各會社は斯界の代表的存在であるが其の大半は滿洲事變後の起業に屬し關東廳調査課の發表による昭和十一年度末の工場數は次の如き數字を示してゐる。

工場費

| 事業別 | 地方別 | | | | |
|------------|-----|----|----|-----|-----|
| | 大連 | 旅順 | 金州 | 普蘭店 | 貔子窩 |
| セメント及石灰製造業 | 一〇 | — | — | — | — |
| 砂子用製品製造業 | 七 | — | — | — | — |
| 計 | 一七 | — | — | — | — |

(6) 硝子工業

硝子工業の原料たる珪石は關東州内到處に豊富にこれを産し、特種製品の材料として原料を内地に求めてゐるがそれは極めて少量であつて現在では州内原料を以て官全に自給自足の域に達してゐると見て差支ない。

而して硝子工業は日露戦争後日支人間に於て、硝子屑を原料として、極めて小規模に營まれてゐたが、燻類及ホヤ等を製造する程度のものに過ぎなかつた。

然るに歐洲大戦後船舶の不足に伴ふ運賃の高騰は、日本に於ける硝子工業の發達を促し、爾來特種のものを除き歐米品の輸入は殆んど滿洲から跡を絶つた。州内は斯業發展の必要條件たる原料豊富、品質優良、燃料低廉、氣候寒冷

等を具備してゐるので頗る有望視され昌光硝子、大連窯業の如き會社の設立を見るに至つた。これより先滿鐵では窯業試験場内に硝子工場を新設して大正七年二月これが作業を開始したが、爾來鋭意研究の歩を進め、原料の調査、窯式の撰擇火焰の調節及其の接觸關係、坩堝の品質改善等諸問題の解決に努めた結果、大正八年十二月從來研究の對象たりし獨、塊品を遂に凌駕する優秀製品を得て、當初の目的たる曹達硝子の品質改善に成功し、これが製品は世界の市場たる南支、南洋、印度、濠洲等に輸出試賣するに至り、亦硬質硝子も歐洲品に匹敵する成品を納入堂々前記各地に進出するやうになつた。大連窯業株式會社はこれ等滿鐵の有する一切の設備並に業務を繼承して大正十四年七月資本金百二十萬圓を以てこれが設立を見たのである。

而して滿鐵では板硝子の製造を有望視し、大正十三年板硝子製造工場を建設する計畫を樹て、約九十萬圓を投じて米國よりフリック式窓硝子製造装置一式を購入し市内秋月町に二萬三千坪の敷地を定め、翌十四年四月これが工事に着手し同年九月竣工、工場は旭硝子製造株式會社と共同出資となし、資本金三百萬圓全額拂込の會社とした。即ち昌光硝子株式會社がこれである。

昌光硝子株式會社は市内秋月町に本社を有し、昭和四年頃までは年生産額三十萬圓の製造能力とされてゐるが、昭和九年では五十萬圓の製造能力を有し、廣く南洋、南支方面を販路としてゐたが、例の南支の排貨ポイコットによつて從來の輸出量は激減の餘儀なき立場となつたが、滿洲事變後は滿洲向のものも相當量に上り、現在では南洋北支滿洲の各地を主要販路としてゐる。

南滿洲硝子株式會社資本金は三十萬圓を以て昭和三年三月、滿鐵の直營たりし大連窯業硝子工場を繼承獨立したもので主として次の如き製品を出してゐる。

- (A) 曹達硝子、輸出向カップ及食器類、地方向カップ及食器類、燻火用器具、建築用器具

第二章 産業の大連

四〇

- (B) クリスタル硝子、プリント、クリスタル食卓用器、ボヘミアクリスタル食卓用器、本硬質化学用器、本硬質汽罐
 グラジ類、本硬質炭坑ホヤ、半硬質各種ホヤ、魔法燻類
- (C) 特種硝子、電信電話用硝子、汽車汽船信號燈レンズ
- 而して州内各地に於ける工場数は昭和十年末に於て次の如き数字を示してゐる。

| 事業別 硝子及硝子製品製造業 計 | 工場数 | | | | |
|------------------------|-----|----|----|-----|-----|
| | 大連 | 旅順 | 金州 | 普蘭店 | 貔子窩 |
| | 七 | 七 | | | |

(7) 煉瓦及瓦工業

煉瓦及瓦工業は都市建設の上に不可分の關係を有することは自明の理に屬する。而して州内は煉瓦の原料である粘土に富み、殊に事變後に於ける各種事業の勃興に伴れ、斯工業は一齊に活動を開始した。大連に於ける煉瓦工業は主として現地消費量を基として製造されてゐる。因に州内に於ける昭和十一年末の工場状態を見るに次の通りである

| 事業別 陶磁器製造業 煉瓦及瓦製造業 | 工場数 | | | | |
|--------------------------|-----|----|----|-----|-----|
| | 大連 | 旅順 | 金州 | 普蘭店 | 貔子窩 |
| | 四 | 四 | 一〇 | 四 | 二 |

| 其他の 計 | 工場数 | | | | |
|----------|-----|----|----|-----|-----|
| | 大連 | 旅順 | 金州 | 普蘭店 | 貔子窩 |
| | 一一 | 二 | 一〇 | 七 | 三 |

(8) 織維工業

滿洲に於ける棉花は漸次作付反別増加を示してゐるが、主として遼陽以南であつて、北滿方面は氣候の關係で耕作に不適と云はれてゐる。滿洲國でも建國以來特に棉花栽培を奨励し、古くより關東廳及滿鐵でもこれに力を致し、棉花協會を置いてその奨励機關とし、滿洲棉花會社を創立せしめて専ら斯業の發達に努力してゐるので近い將來に於て二十萬町歩の作付は可能と豫想されてゐる。

紡績工業は大正十年頃奉天に滿人側經營の紡紗廠が設立されたのが斯界の先驅で、同十二年には大連郊外周水子に福島紡績會社分工場、翌十三年には遼陽に滿洲紡績會社と金州に内外棉花會社分工場の設立を見た。

現在滿洲に於ける工場は、滿洲産の原棉量が尠いので止むなく原棉は南支及印度に仰いでゐる。従て日本内地の紡績業者に比して頗る不利な立場にあるが、需要地の廣汎なこと、勞銀の安いこと、關稅及運賃の低率な關係で、内地に比し頗る有利な立場に在るので、原棉の失を補ふに充分である。且つ前述の如く棉花作付の助成奨励が行はれてゐるので自給自足の時期に到達すれば益々有利な地位を占むるので、將來に於ける斯業には大なる期待がかけられてゐる。

而して現在州内に於ける紡績工業を代表するものは大連管内周水子に在る福島紡績株式會社と、金州に在る内外棉花株式會社の支店である。前者は大連に本店を有する福島紡績株式會社の事實上の分工場であるが、便宜上姉妹會社として獨立せしめ、大正十二年四月資本金三百萬圓を以て創立した。後者は和歌山に本社を有する内外棉花株式會社の支店であり、堅實の業績を續けてゐる。

第二章 産業の大連

四二

繊維工業中で紡績に置いて重要視されてゐるものに製麻工業がある。従来滿洲に生産する麻は主として地方的需要を充たすに過ぎなかつた。産地としては松花江流域を首位とし、鴨綠江、渾河、遼河、太子河等の流域これに距ぎ、年額生産高は五千萬斤と評されてゐる。而して製造工場としては大連に滿洲製麻會社がある。製品は麻袋を主とし帆布綱、縫糸及玉巻糸等で、麻袋は大豆、高粱、粟等の特産物容器として缺ぐべからざるもので、近來はセメント樽代用としても使用されてゐるが、これは紙袋の出現に押されてさしたることはない。

滿洲製麻會社は奉天製麻會社が事業不振のため工場を閉鎖したので、全滿を通じて只一社となり完全に獨占事業となつたに拘らず、業績に多く見るものなく創立以來經營難を續けて來たが、麻袋の需要は益々擴大される傾向を示し近時頗る活況を呈し、重要商工業としての地歩を占むるに至つた。左は州内に於ける昭和十一年末の繊維工業の工場數である。

工場數

| 事業別 | 地方別 | 大連 | 旅順 | 順金 | 州 | 普蘭店 | 貔子窩 | 計 |
|--------------|-----|----|----|----|---|-----|-----|----|
| 製絲業 | | 1 | | | 1 | | | 2 |
| 紡績業 | | 1 | | | 1 | | | 2 |
| 織物業 | | 9 | | | 1 | | | 10 |
| 染織業 | | 2 | | | 1 | | | 3 |
| 莫大小製物業 | | 4 | | | 1 | | | 5 |
| 其他の織物業 | | 2 | | | 1 | | | 3 |
| 製絲、精練、漂白及整理業 | | 7 | | | 1 | | | 8 |
| 計 | | 24 | | | 6 | | | 30 |

(9) 電氣及瓦斯業

電氣事業に就ては、動力及燃料の條下で、大體の狀勢を述べて置いたので、本項では重複を避け單に電力料金のみを掲ぐることに止めた。滿洲電業株式会社(滿洲電業股份)は業績の好調と時代の進運とに伴れて、屢々電力料金の値下を行つて來たが、滿洲に於ける電氣事業が統一されたので更にコストの低減が行はれるものとして期待されてゐる。

A 準備料金(低壓)

契約容量一馬力又は一キロワットアンペア

一箇月に付

壹圓五拾錢

B 電氣料金(低壓)

| 一箇月使用電力量 | 一キロワット時に付 |
|---------------|-----------|
| 一千キロワット時迄の分 | 三錢四厘 |
| 五千キロワット時迄の分 | 二錢八厘 |
| 一萬キロワット時迄の分 | 二錢六厘 |
| 一萬キロワット時を越ゆる分 | 二錢四厘 |

(高壓を以て電力を使用する時は右料金計額より五分低減す)

C 臨時に使用する電力の料金は其の使用日數に應じ準備料金を次の如く徴してゐる。

第二章 産業の大連

四三

| 使用日数 | 料金 |
|-----------|-----|
| 三十日迄 | 二十圓 |
| 三十日以降六十日迄 | 十五圓 |
| 六十一日以降 | 十圓 |

而して契約容量は、設備機器の銘記容量に依つて積算電力計毎に定め、變壓器を使用する場合は當該變壓器又は接続機器の何れか容量の小なる方に依り、設備機器の全部を同時に採用し得ざる場合の契約容量は、設備上同時に使用し得べき機器の銘記容量合計の最大なものになつてゐる。設備容量一馬力又は一キロワットアンペアのものは、これを一馬力又は一キロワットアンペアと看做され、出力をキロワットにて銘記せるものは之を馬力に換算し、次の如き場合の契約容量料金は別に協定することになつてゐる。

- (イ) 最大負荷表示器を使用する
- (ロ) 三馬力又は三百キロワットアンペア以上のもの
- (ハ) 高力率の機器を使用するもの
- (ニ) 使用時間を特定するもの
- (ホ) 其の他のもの

更に電熱の供給状態を見るに、電熱は百ワットを標準とし、供給方法は容量を基準とし電力量に依つて支拂ふ従量制である。

A 電気料金

使用電力量 一キロワット時に付 四 錢

B 契約容量一キロワット當一箇月の最低料金は次表の如く、一箇月間の電気料金が之れに満たないとき又は全然使用せざるときに徴されるのである。

| 契約容量 | 料金 |
|------------|-------|
| 四キロワット迄の分 | 一圓五十錢 |
| 四キロワット超過の分 | 一圓 |

契約容量は電流制限器に依るもの、外、設備上同時に使用し得べき機器の中容量大なるものを積算電力計毎に通算する。而して設備容量一キロワット未満のものはこれを一キロワットと看做すことになつてゐるが、使用時間を特定するもの及其他特種のものに對しては電力の供給と同様料金の協定をなすことになつてゐる。

電力の供給事情並に之が料金の低か否かは、直に工業の發達上重大なる關係を有するが故に、大連に於ける電力料金が内地都市に比してどうかを知る必要がある。次は其の比較である。

一般電力料金比較表

| 需要順位 | 供給地名 | 事業者名 | 契約容量 | 同馬力上 | 同馬力上 |
|------|------|-----------|------|--------|--------|
| 一八 | 京城 | 京城電氣 | 三・二〇 | 同三〇馬力上 | 同五〇馬力上 |
| 二二 | 大連 | 滿洲電業最低料金制 | 三・二〇 | 同三〇馬力上 | 同五〇馬力上 |
| 三三 | 富山 | 日本海電氣 | 三・三〇 | 同三〇馬力上 | 同五〇馬力上 |

第二章 産業の大連

| 需要順位 | 供給地名 | 事業者名 | 最低料金額 | 協定 |
|------|------|------|-------|--------|
| 二二 | 大阪 | 大阪市電 | 三三・四〇 | 九六・五〇 |
| 二一 | 大阪 | 大阪市電 | 三五・四〇 | 一〇一・四〇 |
| 二〇 | 大阪 | 大阪市電 | 三五・八六 | 一〇〇・一〇 |
| 一九 | 京都 | 京都市電 | 三八・五〇 | 一〇六・四〇 |
| 一八 | 京都 | 京都市電 | 三九・六五 | 協定 |
| 一七 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・四〇 | 一七〇・〇〇 |
| 一六 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 一五 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 一四 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 一三 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 一二 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 一一 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 一〇 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 〇九 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 〇八 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 〇七 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 〇六 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 〇五 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 〇四 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 〇三 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 〇二 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 〇一 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |

四六

最低料金比較表 (含計器損料) 晝夜間送電

備考 昭和九年現在在籍電業社調査に依る以下同じ

| 需要順位 | 供給地名 | 事業者名 | 最低料金額 | 協定 |
|------|------|------|--------|--------|
| 二二 | 大阪 | 大阪市電 | 二〇〇・〇〇 | 六〇〇・〇〇 |
| 二一 | 大阪 | 大阪市電 | 三一・二〇 | 八一・九五 |
| 二〇 | 大阪 | 大阪市電 | 三一・五〇 | 九四・五〇 |
| 一九 | 大阪 | 大阪市電 | 三五・八六 | 一〇〇・一〇 |
| 一八 | 大阪 | 大阪市電 | 三九・六五 | 協定 |
| 一七 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・四〇 | 二二〇・六〇 |
| 一六 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 一五 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 一四 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 一三 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 一二 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 一一 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 一〇 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 〇九 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 〇八 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 〇七 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 〇六 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 〇五 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 〇四 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 〇三 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 〇二 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |
| 〇一 | 大阪 | 大阪市電 | 四一・五〇 | 二二三・一〇 |

準備料金比較表 (含計器損料) 晝夜間送電

| 需要順位 | 供給地名 | 事業者名 | 最低料金額 | 協定 |
|------|------|------|-------|--------|
| 二六 | 長崎 | 長崎電燈 | 五二・〇〇 | 一五二・五〇 |
| 二五 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 二四 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 二三 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 二二 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 二一 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 二〇 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 一九 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 一八 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 一七 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 一六 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 一五 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 一四 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 一三 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 一二 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 一一 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 一〇 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 〇九 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 〇八 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 〇七 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 〇六 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 〇五 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 〇四 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 〇三 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 〇二 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |
| 〇一 | 長崎 | 長崎電燈 | 五一・八〇 | 一三八・〇〇 |

右表が明示する如く大連に於ける電料料金が、其の低廉順位が内地各都市を通じて、一般電力料金を於て第二位に於て第一位、準備料金を於て第二位と云ふ数字を示し、需要順位が第一位にある東京と対照するも、如何に低廉であるかを窺ふに恰好の資料たるを失はぬ。

| 区分 | 生産価額 | | | | |
|--------|------------|-----------|------------|-----|-----|
| | 大連 | 旅順 | 金州 | 普蘭店 | 貔子窩 |
| 紡績工業 | 4,100,000 | 1,000,000 | 6,500,000 | — | — |
| 金工工業 | 1,200,000 | — | 1,100,000 | — | — |
| 機械器具工業 | 1,200,000 | — | 1,100,000 | — | — |
| 窯業 | 10,400,000 | — | 3,200,000 | — | — |
| 化学工業 | 6,800,000 | — | — | — | — |
| 計 | 24,700,000 | 1,000,000 | 11,700,000 | — | — |

| 区分 | 従業者数 | | | | |
|-----|------|----|----|-----|-----|
| | 大連 | 旅順 | 金州 | 普蘭店 | 貔子窩 |
| 工場 | 内地人 | — | — | — | — |
| | 朝鮮人 | — | — | — | — |
| 日本人 | 内地人 | — | — | — | — |
| | 朝鮮人 | — | — | — | — |
| 満洲人 | 内地人 | — | — | — | — |
| | 朝鮮人 | — | — | — | — |
| 外国人 | 内地人 | — | — | — | — |
| | 朝鮮人 | — | — | — | — |
| 計 | — | — | — | — | — |

従業者数 (昭和六年六月一日労働統計實地調査)

| 区分 | 投資額 | | | | |
|-------|-----|----|----|-----|-----|
| | 大連 | 旅順 | 金州 | 普蘭店 | 貔子窩 |
| 機械工業 | 社数 | — | — | — | — |
| | 投資額 | — | — | — | — |
| 水産業 | 社数 | — | — | — | — |
| | 投資額 | — | — | — | — |
| 織業 | 社数 | — | — | — | — |
| | 投資額 | — | — | — | — |
| 工業 | 社数 | — | — | — | — |
| | 投資額 | — | — | — | — |
| 商業 | 社数 | — | — | — | — |
| | 投資額 | — | — | — | — |
| 公務自由業 | 社数 | — | — | — | — |
| | 投資額 | — | — | — | — |
| 運輸業 | 社数 | — | — | — | — |
| | 投資額 | — | — | — | — |
| 計 | 社数 | — | — | — | — |
| 計 | 投資額 | — | — | — | — |

産業都市としての大連市は既述の如く、殊に工業都市として満洲国内何れの都市よりも發達に必要な條件を具備してゐることは充分認知されたものと思推するが、更にこれを綜合したもので關東州廳調査課に於て調査表せられたる昭和十年現在に於ける州内産業現勢を左に表示して參考に供することとした。

| 区分 | 大連 | 旅順 | 金州 | 普蘭店 | 貔子窩 | 計 |
|-----|----|----|----|-----|-----|---|
| 社数 | — | — | — | — | — | — |
| 投資額 | — | — | — | — | — | — |

第二章 産業の大連

第二章 産業の大連

| | | | | | |
|----------|---------|--------|--------|--------|--------|
| 製材及木製品工業 | 二七〇、七五〇 | 三、五〇〇 | 二、七〇〇 | 二、七〇〇 | 三、三六〇 |
| 食品工業 | 八、四〇〇 | 四、〇〇〇 | 七、六〇〇 | 六、二〇〇 | 一八、〇〇〇 |
| 瓦斯及電気業 | 六、一三〇 | 五、一〇〇 | 六、八〇〇 | 五、五〇〇 | 六、〇〇〇 |
| 其他の工業 | 四、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 六、〇〇〇 | 三、〇〇〇 | 一七、〇〇〇 |
| 計 | 二〇、二三〇 | 一五、六〇〇 | 二六、一〇〇 | 一八、四〇〇 | 六四、〇〇〇 |

五二

電力使用調

| 区分 | 電燈 | | 電力 | |
|-----|---------|------------|---------|-------------|
| | 個数 | 電量 | 戸数 | 電量 |
| 大連 | 五、〇〇〇個 | 一、〇〇〇キロワット | 一、〇〇〇戸 | 二〇、〇〇〇キロワット |
| 旅順 | 六、〇〇〇個 | 一、二〇〇キロワット | 七、〇〇〇戸 | 一四、〇〇〇キロワット |
| 金州 | 九、〇〇〇個 | 一、八〇〇キロワット | 三、〇〇〇戸 | 六、〇〇〇キロワット |
| 普蘭店 | 七、〇〇〇個 | 一、四〇〇キロワット | 八、〇〇〇戸 | 一六、〇〇〇キロワット |
| 貔子窩 | 五、〇〇〇個 | 一、〇〇〇キロワット | 五、〇〇〇戸 | 一〇、〇〇〇キロワット |
| 計 | 三二、〇〇〇個 | 六、四〇〇キロワット | 三三、〇〇〇戸 | 六六、〇〇〇キロワット |

備考 単位は「キロワット時」

第三節 將來の新興工業

大連の工業現勢は大體に於て以上の如く、工業發達の條件も他都市に比して極めて有利の地位に在ることは前各條下に於て累説したる通りであつて、工業都市としての大連の前途は實に洋々たるものである。即ち重工業に必要な鐵材、鐵鋼の供給は極めて豊富であり、化學工業其他の輕工業の發達にも可なり根強い根據を有してゐる。而して今後勃興する新工業として大連商工會議所で鋭意研究したものに次の九大工業がある。いま之を摘録して参考に資することにした。

△硫安工業

昭和三年來の懸案であつた滿鐵會社の硫安工業も愈々具體化して、九年五月資本金二千五百萬圓の滿洲化學工業株式會社が設立され、昭和九年十月より硫安を製出することゝなつた。硫安の製法を大別すると石灰鹽素法とアンモニア合成法に區別される。アンモニア合成法は水素と鹽素とを壓縮合成してアンモニアを製造し、之を硫酸に吸収せしめて硫安となす所謂空中鹽素固定法である。其の原料たる水素の製造方法には、水を電氣分解して得る方法と石炭を原料とする場合との二つの方法がある。我國では多く水の電氣分解法を採用し、滿洲化學工業會社では石炭を原料としたウーデ法によるのである。水素を得る爲に石炭を使用することは、水性瓦斯及電解水素法に比し遙かに生産費を低下せしむることが出来る。今滿洲化學工業會社深水常務が計示した合成法による硫安生産費を見るに

水素原料瓦斯別合成硫安生産費

| 區分 | 完全瓦斯化瓦斯 | 水炭爐瓦斯 | 水炭爐瓦斯 | 電解水素(七厘) | 電解水素(四厘) |
|----|---------|-------|-------|----------|----------|
| 瓦斯 | 四・六〇 | 四・〇〇 | 三・二〇 | | |
| 石炭 | | 六・五〇 | 七・五〇 | 二四・五〇 | 一四・〇〇 |
| 電力 | 六・五〇 | | | | |

第二章 産業の大連

五三

| 硫 酸 代 | 其 他 直 接 費 | 金 利 償 却 及 間 接 費 | 計 |
|-------|-----------|-----------------|-------|
| 一三・〇〇 | 一〇・〇〇 | 二五・〇〇 | 五八・一〇 |
| 二二・〇〇 | 一〇・〇〇 | 二五・〇〇 | 五七・五〇 |
| 二二・〇〇 | 一〇・〇〇 | 二五・〇〇 | 五七・七〇 |
| 二二・〇〇 | 一〇・〇〇 | 二五・〇〇 | 七一・五〇 |
| 二二・〇〇 | 一〇・〇〇 | 二五・〇〇 | 六一・〇〇 |

備考 石炭代は作業費を加へ副産物収入を差引きたるもの

- (一) 完全瓦斯化に使用する石炭は灰分二五%内外にして不粘性石炭とす。その価格は之を六圓とし、殘瓦斯は之をその熱量に於て石炭と同一價格にて賣却することとし、この場合の電力は一キロワット時一錢とす。
- (二) 殘瓦斯及水性瓦斯用製炭を製造する石炭は、灰分一〇%内外の粘結性石炭にして、相當揮發分大なるものを八圓にて使用し、殘瓦斯及粉塵炭はその熱量に於て殆ど同一價格にて賣却し、電力は一キロワット時一錢とす。
- (三) 殘瓦斯の價格を一立方尺八圓とし、その水素含有率は五〇%なるものを使用することとし、この場合の電力を一キロワット時一錢とする。
- (四) 電解水素の場合、電力一キロワット時七厘及び四厘の二つの場合を探る。
- (五) 硫酸の價格は何れの場合も同様と見る。
- (六) 建設費はその建設時期によりて著しき高低あるも、今は假りに何れの場合も之を同一とし、硫安一年一越の能力につき二〇圓とし、之に對する金利及び償却を合せて二二%を計上する。

右の内(二)は滿洲化學工業會社の計畫せる場合で生産費が最も低廉である。日本に於ける硫安工場は多く(四)の場合である。この電解による水素は窒素一キログラム當り十六乃至十七キロワット時の電力を要するから、假りに一キロワット時五厘の電力を使用しても八錢かゝるが、滿洲化學工業會社の計畫せるコークス爐瓦斯中より水素を探る方法による時は、窒素一キログラムに付二錢乃至三錢で足る。従て電解水素を使用する場合は大體に於て電力料三厘以下でなければ對抗が出来ないのである。

硫安一噸を造るに要する電力を比較すると、水を原料とする場合は約七百キロワット、瓦斯を原料とする場合は約

七百キロワットであるから、電力代を一キロ四厘とすれば、前者は硫安一噸に對し十五圓二十錢の電力費を要するのに後者は二圓八十錢で足り、兩者の差は十二圓四十錢となる。尤も後者は別に石炭代がかゝるが、硫安一噸に要する石炭は(發電所用を含まず)〇・七乃至一・〇噸で、噸當り七圓と見ても五圓乃至七圓に過ぎない。それで右の電力費から之を控除しても結局五圓乃至七圓だけ有利な勘定である。

然るに滿洲化學工業會社に取つて更に有利なのはコストの安い撫順炭があり、しかも粉炭で間に合ふことである。従つて水素の生産費も發電所の電力原價も更に低下する。例へば硫安一噸に石炭一・二五噸(水素用と發電用とを合せ)を要するから、石炭代が一圓遠へば硫安コストは一圓三十錢遠ふ勘定である。同社は別に二萬キロの火力發電所を建設する計畫であるが、その原價は石炭を七圓位に見ても償却を込めて一キロ僅か七厘位で、内地の山元原價よりも安い位の電氣を利用し、またその所要電力も遙に少く済むのであるから、勢ひ硫安の生産費は安くなるのである。

硫安の生産費を左右するものは水素を造る費用の外に硫酸を造る費用である。年産十八萬噸の硫安を生産するには約十萬噸の硫化鐵を必要とする。この硫化鐵は全部内地より運ぶのであるが、幸なことに同社の工場を水運の便に富む大連に設けることとなつて居るので、運賃が非常に安い。假りに撫順に工場を設けた場合を想像するに、石炭の運賃が不要の反面には、硫安鐵の搬入に際し輸入税と鐵道運賃がかゝり、更に硫安を内地に仕向ける場合は餘分に輸入税を負担せねばならぬ。硫安一噸に要する石炭は一噸二五であるから、硫安を撫順より運ぶ運賃と石炭を大連へ持つて来る運賃とは結局大差ない。かうした關係から大連に工場を置いた方が硫化鐵の鐵道運賃だけ得になるわけである。

我が國に於ける硫安會社の生産費は、朝鮮窒素の一噸當三十圓が最低となつてゐるが、實際は電力設備の不備より三十三圓に當つてゐる。然るに滿洲化學工業會社の生産費は工場原價三十圓、償却費、荷造、諸税、金利、本船積込

荷役費等の間接費十八圓十八錢、合計四十八圓十五錢の勘定である。しかし實際は撫順炭の使用によつて工場原價は適當り二十七圓内外で出来る見込だといふ。假りに大連本船渡の原價が四十八圓とするも、之を内地の合成アンモニア法に依る生産費平均五十七、八圓見當に比すれば、適當十圓内外の開きがあるので、それだけ安價に供給することが出来るのである。

硫酸工業は今後滿洲に於て勃興すべき合成燃料工業、大豆油抽出工業、曹達工業、アルミニウム、マグネシウム工業等の一大化學工業體系の基礎を來すもので、これが成否は滿蒙の開発に重大なる關心を有するのみでなく、軍事的工業にも密接の關係あり、延いては我が國食料問題の解決、國防の完備、農村の振興、國際貸借の改善といふ如き諸問題に關聯し頗る重要性を帯ぶるものである。

△曹 達 工 業

關東州の鹽を原料として曹達工業を起すべしといふ意見は、明治時代より識者によつて叫ばれ、且つ研究され來つた問題である。その昔吉川工學博士は旅順で電氣法による製造方法を研究し、漸く完成を見たが、關東州は電力料金が高價であつて容易に採算とれず、その爲折角の計畫を内地に移轉するの已むなきに至つたが、内地には之に要する原料乏しきため十分の發達を見ることが出来ず、國內に於ける需要曹達の大部分は輸入に俟たねばならぬ状態であつた。滿洲には曹達工業の主要原料である鹽、石灰石及び燃料たる石炭が豊富であり、斯業を起すべき要素を充分に備へてゐるもかくの如き巨額の資本と精練なる技術とを要する事業は、内地の如く化學工業の稍發達した處に於てさへ困難であるのに、況んや滿洲は之が企業は容易なことではないと看做されて居つた。

然るにその後滿洲に於ける化學工業の發達を促進する上に、曹達工業を起すの有利有望なりとの議論が起り、大正十三年一月大連商工會議所は政府當局に關東長官に對し、低廉なる關東州鹽を内地に補給するの方策を擧げて鹽田の

開鑿を助長すると同時に、曹達工業の振興を企圖することを建議した。同年滿鐵會社に於ては新に板硝子工場を設置すると同時に、之れに要すべき曹達の自給自足を圖る意向を有し、その第一着手として、曹達工業の權威西川虎曹博士を招聘して曹達の原料たる關東州鹽の實地調査を依頼した。

次で十四年關東州特惠關稅法が實施され、曹達灰の内地輸入は無税となつた爲め、之が企業の前途に對して一段の曙光を認むるに至つた。そこで大正十五年滿鐵會社は大連に一大曹達會社を設立する計畫を立て、西川博士に企業目論見書の作成を依頼したが、それによれば會社の資本金五百五十萬圓、年額一億五千萬斤の關東州鹽を原料として四萬噸の曹達灰を生産せんとする計畫であつた。しかし之も色々の事情によつて實現せず、後三井や三菱と提携して斯業を起すといふ説もあつたがそれも立消えとなつた。

然るに滿洲國の建設成るに及び、諸種の化學工業發達し、之が工業の基礎原料たる曹達は益々その必要に迫られ、遂に昭和十一年五月資本金八百萬圓を以て、滿洲國法人滿洲曹達股份有限公司の設立を見、本社を新京に支店及工場を大連市外甘井子に設置した。

茲に永年の懸案であつた曹達工業は幾多の變遷を経て遂にその實現を見るに至り、アンモニア曹達法によつて曹達灰年産三萬六千噸を製出し、今後曹達の日滿自給並に海外發展に邁進することになつた。

曹達工業に必要な缺くべからざるものは食鹽、石灰石、アンモニア、石炭及び水である。ところが幸にも關東州には此等の原料が頗る豊富であり、加ふるに最近滿洲化學工業會社の設立により、今後は硫酸工場と共同で電氣も蒸氣も利用し得るのみならず、硫酸工場では瓦斯精製用として曹達を可成り使用するのである。かく曹達工業と硫酸工業とは共存共榮の立場にあるが、この企業地として關東州の有利な點を述べんに

(一) 原料鹽の産出豊富なること

曹達工業は大量生産に依り初めて経済的作業を行ふことが出来るのであつて少くとも四、五萬噸の工場設備を必要とする。而して之に要する原料鹽は約十萬噸で、これを産出するには約二千町歩の鹽田がなければならぬ。然るに關東州には現在既設鹽田九千町歩あり産額は天候の良否によつて異なるも昭和五年は四億一千五百萬斤、六年は三億四千二百萬斤、七年は三億七千五百萬斤、八年は四億八千三百萬斤、九年は四億一千六百萬斤、十年は八億四千三百萬斤、十一年は六億八千八百萬斤であつた。これを十一年度に於て見れば州内消費は食料用四千萬斤、加工用二億八千五百萬斤にして産額の大部分は内地、朝鮮、樺太、香港方面に輸出されて居る。今後若し原料鹽の需要が増加すれば鹽田可耕地は州内に一萬町歩、一町歩當り産鹽九萬斤と見ても九億斤の産額であり、四萬噸や五萬噸の曹達灰を製造するには何等の痛痒も感じないのである。

(二) 石灰及石灰石の供給潤澤なること

曹達灰の製造には食鹽の外に尙ほ多量の石灰及び石灰石を必要とするが、此等の原料を得ることも極めて容易で、彼の撫順炭は一箇年に七百萬噸採掘され、之を滿洲のみで消化することは出来ず、總出炭高の半分以上は日本其他に供給して居り、又石灰石は州内到處に産し就中大連灣北岸、金州、旅順附近に多く、周水子西北方一帶の丘陵は殆んど金山優良なる石灰石を埋藏して居るので、之が供給は頗る潤澤である。

(三) 曹達灰の内地輸入は無税なること

従來曹達灰の輸入税は百斤に付三十五錢の割合を以て賦課されたが大正七年法律第四號の税率即ち百斤に付四十七錢に改正されたので、噸當り約八圓近くの税金を納付せねばならぬのである。それが大正十四年六月關東州の生産に係る物品の輸出税免除に關する法律が公布され曹達灰も之が適用を受けることになつて居るため、今後關東州産の曹達灰は無税にて内地に輸入されるのである。

其他曹達工業の主要原料であるアンモニアは硫安工場の成立によつて安價に供給せられ、また一時は非常に懸念された水の問題も、既に解決されて居るので何等の心配なく、實に關東州は曹達工業に適した理想的の場所となつたのである。

上述の如く曹達工業は關東州に適した事業であるが、唯茲に問題となつて居るのは内地に於ける曹達灰の供給状態である。曹達灰工業は多年不振の状態にあつたが、政府は斯業保護の意味に於て昭和四年度より五箇年間アンモニア式曹達灰工業に對し、金三百萬圓の補助金を交付することとなつた爲め、之を一轉機として曹達灰の生産は俄かに増加した。即ち大正年間には年産一萬五千噸に過ぎなかつたものが、昭和三年には三萬噸となり、更に政府の補助を受けるに至つた昭和四年度から急に増加して六年度は九萬三千噸に達し、七年度は十一萬噸と推算されてゐるが、然しその製造能力は既に十三萬噸に上つて居るのであるから、必要があれば何時でも全能力を發揮することが出来る。一方曹達灰の需要は大正四年以後に於て激増し十萬噸となり、昭和年間に入り十三萬噸を消費するやうになつた。従つて内地の曹達灰工業は既に自給自足の域に達し、その製造能力から見れば最早供給過剩の状態となつて居るのである。ところが幸なことには内地に於ては苛性曹達が不足であり、従來は食鹽の電解法によつて製造されたものだが、この方法に依れば必ず鹽素瓦斯の産出を伴ふし、鹽素瓦斯の用途は現在甚だ少ないので、電解法による苛性曹達の製造は經濟上一定の限度を超えることを許さない。それで苛性曹達は電解以外に曹達灰から所謂苛性化して製造する方法もあり、今日この方法によつて二萬噸位の製造されて居り、今後益々増加の傾向を呈して居る。苛性曹達の需要は八萬噸で、之を曹達灰に換算すると十一萬二千噸となり、重炭酸曹達の需要は七千噸、曹達灰に換算して四千九百噸であるから之等を全部曹達灰より製造するやうになれば、曹達灰自體の需要を加へた合計は二十三萬六千九百噸となるのである。然るに生産高は曹達灰十三萬噸、苛性曹達約六萬五千噸、曹達灰に換算して八萬三千噸、重曹は七千噸、

曹達灰換算四千九百噸、合計曹達灰換算十八萬九千九百噸、即ち約十九萬噸となるので、生産高は需要高より尙ほ四萬七千噸程少ない計算である。

我が國の苛性曹達は其の八割まで人絹業に消費される。人絹業は目下盛んに新設乃至既設會社の擴張が行はれて居る。二年後に於ける人絹生産高は現在の約二倍に増加するものと豫想されてゐるので、苛性曹達の需要も年々増加すべき趨勢にある。かうした事情であるから關東州に曹達工業を益々隆盛ならしめ以て外國品の輸入を防止するやうに努めねばならぬ。

△大豆 油 工業

滿洲大豆の産額は年々約五百萬噸と稱せられ、その大豆のまゝ海外に輸出せらるゝものは四十%、油房工業の原料として消費せらるゝもの三十六%、其他は食料、飼料、或は翌年の種子用として保存されるのである。油房工業は古くより營まれ、南北滿洲を通じて到る所に見られるが、就中最も盛んなのは大連であつて、滿洲全生産能力の半分を占めて居る。

ところが油房工業は舊式の楔式から、壓式の螺旋式又は水新式による機械油房に進歩し規模が大きくなつたといふのみで、出油率は十年一日の如く一向に變らない。それでも滿洲は斯業の獨占的立場にあつた時代は非常な股賑を樹め、當業者も相當の成績を擧ぐることは出来たが、歐洲大戰後獨逸を初め英國、和蘭、丁抹等に於ける製油業が發達し、製品たる豆油よりも原料大豆を輸入して自ら搾油した方が、遙に有利であることを發見した爲め、滿洲産大豆の歐洲向輸出が年々増加して來た。一方大豆粕は大部分日本に輸出され、内地に於ては窒素肥料として使用されてゐるが近年空中窒素固定法によるアンモニアの合成法が工業化され、人造肥料としての確安の製造が我國に於て著しく發達し、しかも値段は豆粕を使用するより割安であるので豆粕の勢力範圍は一步步々確安に蠶食され、従前に比すれば

その使用量は非常に減じて來た。

かうした事情で滿洲に於ける油房工業は不振を仰ち、廢業するもの年と共に増加し、現状のまゝでは自滅の外はないので、曩に關東廳及び滿鐵會社首唱の下に當業者その他を打つて一丸となし大豆工業研究會なるものを組織し、窮境打開を目的として廣汎に互る調査研究を行ふに至つた。それと同時に豆粕の飼料化によつて活路を見出さんとし、或はまた滿鐵中央試驗所に於てはアルコールに依る化學的抽油法に就て鋭意研究する所あり、遂に成功するに至つたが、滿鐵會社では資本金七十萬圓を以て大連に工場を設け、この方法を利用して日産百噸の豆油を搾出すべく計畫中であると傳へられてゐる。本法によれば油、粕共在來のものに比して品質優良、しかもその外にレシチン、砂糖、ビタミンB等の副産物を製出することが出来る。之を要するに大豆油工業は大豆の含有蛋白質を利用し、之が飼料化、食料化に向つて進まねばならない。

△澱 粉 工 業

大豆に次で重要な農作物は高粱及び玉蜀黍である。その産額は前者三千七百萬石、後者一千二百萬石で、その大部分は滿洲國人の食料に供されてゐるが、將來は米國に於けるコーンスターチ工業の如く、滿洲に於ても高粱や玉蜀黍を原料とする澱粉工業が勃興することは想像に難くない。従來我國に於ける玉蜀黍澱粉製造は何れも小規模でありその方法も頗る幼稚であつたが、滿鐵中央試驗所に於ては夙に之が製法の研究に従事し、完全なる流種製法を採用し且つ熱氣乾燥によつて試験した結果が非常に良好であつた。

この方法によると玉蜀黍を搗碎する場合に、その胚を手易く分離することが出来るし、更に壓搾法によりて玉蜀黍油と油粕とを副産し、胚を除去した殘部からは約五〇%の澱粉が得られる。即ち玉蜀黍百斤を原料とすれば澱粉五〇斤、皮粕八斤、油粕六斤、玉蜀黍油一斤八を採取することが出来る。また皮粕はグルーテン纖維及び澱粉を含有して

居るので良好なる飼料となり、油槽も肥料として大豆粕に劣る所はない。高粱も多年の研究によりアルカリ法を使用して容易にその外皮を離脱せしむることに成功し、剥皮した高粱から玉蜀黍の場合と同様の方法により澱粉を採取し得るのである。最近傳ふる所によれば日本營養食料會社では、日本製粉中央研究所と協力して高粱の利用食料化を研究中であつたが、今回發明の完成を見るに至り、高粱搗精機竝に精白法は既に特許を得、麩の脱澱法も目下出願中の由である。この方法によれば搗精の際に碎けを生ずることなく剥皮作用が完全に行はれる爲め、精白保留が良好でありまた精白粒の製粉に關しても、日清製粉會社の各種の機械を使用して實驗した結果成績良好であり、加ふるに複製する種皮の脱澱にも成功したので、高粱工業化の問題も漸く解決を見るに至つたと稱せられてゐる。

△アルコール工業

滿洲に於けるアルコールの需要は約二萬石内外であり、その中飲料七五%工業用竝に醫藥用二五%の割合で使用されて居る。往年南滿製糖會社が操業して居つた當時は、同社製造のアルコールが南滿の需要を充し、北滿の需要は哈爾濱を中心とし、その附近に散在する酒精工場の商品と露國方面より輸入された品とで充して居つたが、南滿製糖會社の事業中止により南滿に於ける需要は専ら、臺灣、瓜哇、蘭領印度等から供給さるゝやうになつた。

アルコールの工業的製造原料は高粱、玉蜀黍、碎米、馬鈴薯、切干、甘藷、糖蜜等であるが、現在のところ糖蜜を原料として製造した方が最も安價である。しかし風味の點から云へば、糖蜜を原料としたものよりも、穀物を原料として製造したものは遙に好い。それに滿洲に於けるアルコールの用途は大部分高粱酒、其他の混成飲料製造用であるから、穀物原料のアルコールの方が適して居る。アルコールの用途は今後滿洲の油房工業が酒精抽出法を採用することにより、新に油房用としての需要を約束されて居るのみならず、將來は燃料用として擴大なる需要を有して居るのであるから、本工業はどうしても當地に起されねばならぬのである。

△製革工業

滿蒙の地は牧畜に適し畜産資源極めて豊富である、殊に原皮の一大産地として知られてゐるが、最近に於ける産出高は牛皮二十五萬枚、馬皮三十四萬枚、驢皮三萬五千枚、細羊皮百五萬枚、山羊皮四十五萬枚、犬皮四十六萬枚を推算されてゐる。かくの如く原皮は豊富であるに拘らず、皮革工業は萎微として振はず、獸皮は大部分生皮として輸出され、滿洲に於て使用する鞣革は外國品の輸入に俟たねばならぬ状態である。

従來邦人にして皮革工業に着眼し、工場を設置したものも尠くなかつたが、技術上の缺陷と經濟上の不備とによつて豫期の成績を擧げることが出来なかつた。例へば大正六年に滿洲産の獸皮を原料としたクローム法及びタンニン法による製革業を營むべく、資本金百萬圓の滿洲皮革株式會社や、資本金二十萬圓の大連皮革株式會社が設立されて營業を開始したが、どうも成績は香しくなかつた。

それで滿洲皮革會社は、大正九年三月膠及びゼラチンの製造を目的とする滿蒙化學工業會社竝に白乃骨粉工場と合同して資本金五百萬圓の滿蒙殖産株式會社に変更された。ところが間もなく財界の不況に遇ひ尠なからざる損失を招き皮革とゼラチンの製造を中止し、大正十一年には資本金百萬圓に減少して専ら骨粉の製造に没頭した。其他大連に於て製革業に従事してゐるものもあるが、どうも豫期の成績を擧げることが困難のやうである。

之に反して滿洲人經營の工場は最近益々發展し、各地に散在するもの七十を超え、奉天東北製革廠、中華製革廠及び海拉爾オクローフ皮革廠は、新式の鞣法を應用してゐるが、其他の大部分は規模小さく、技術も甚だ原始的であつて、燻法又は食鹽硝酸等の藥液に浸漬し、一時的の防腐作用をなすに過ぎないので、到底文化人の使用に適せず、僅かに地方的の需要に應ずるのみである。故に今後近代化學を應用するタンニン法の方法を用ひ、或は小工業を集めて大量生産の工業に改造することにより、優良なる皮を安價に作ることも出来るので、將來この種工業も必ずや勃興す

るに至るであらう。

△ゼラチン工業

満洲は獸骨の産地として知られ、年々尠ならずる數量が原形のまま輸出されてゐるが、その一部分は骨粉や製膠の原料として消費されてゐる。其昔奉天に於ける滿蒙化學工業會社は牛骨及び牛皮より膠やゼラチンを探取して居つた。支那人舊來の製法によれば僅に二五%の精製品を得るに過ぎなかつたが、同社の代表者村上友吉氏が發明した方法によると四五乃至五五%の精製品を得ることが出来るといふので大にその前途を囑望され、關東都督府も斯業の有益なるを認め賑々補助金を下附した程であつた。而して同社の製造高は一日牛脂七百五十斤、ゼラチン百封度、膠五百封度であつたが、實際の成績は所期に反して香しくなく、經營も意の如くならず遂に大正九年三月滿蒙殖産株式會社に合流してしまつた。

同社は財算の不況と共に資本的にも、また技術的にも容易に成就至難と看做されたゼラチンの製造を中止し、専ら骨粉製造に全力を傾注したが、大正十三年より膠及びゼラチンの製造を研究し、昭和六年度に於て膠の工業的製造に成功し、ゼラチンも亦試験の域を脱する程度にまで漕付けることが出来たのである。

膠及びゼラチンは主として機寸製造其他種々の工業原料として食品、醫藥其他の製造原料として用途極めて廣汎であるが、我國では未だ優良なものは生産されてゐない、現在に於ける消費額は膠年額約四百萬斤、この價額二百萬圓、ゼラチン約二百萬斤、價額約二十八萬圓、この中膠の約半分、ゼラチンの殆んど全部は輸入に俟つ状態である。

ゼラチンはフィルム製造に缺くべからざるを以て、今後映畫界の發達と共に益々その需要増加の傾向を有して居るが、滿洲には之が原料豊富であり、滿蒙殖産會社に於ては既に試験時代を過ぎて居り、將來は是非共着手すべき工業であるが、多量の水を要するのと漕送工業の完成後にあらざれば實現困難の状態にあつたが、計らずも硫安工業の

成立により早晩漕送工業も具體化する、情勢となつたので、ゼラチン工業も當然起るべき機運が醸成されたわけである。

△其他の工業

從來北支及び滿蒙産の輸出向羊毛は悉く天津に集り、同地に於けるプレス工場にて壓搾した後、海外に輸出されて居つたが、滿洲國の獨立により熱河地方に産出する羊毛を天津に輸送する場合は、滿支兩國の關稅を徴收されるので、今後滿蒙産の羊毛は大連にその輸出口を求むるに至るべく、輸出羊毛は必ずプレスを必要とする爲め、大連にプレス工場を建設することは是非必要であり、また當然この種の工業が起るものと想像せらるゝのである。

次に製鋼工業の如きものも日本に不足する目的の下に計畫する、場合とか、或は副産物を有利に處理して鋼の生産費を引上げるとか、製鋼工業を基本として之に關聯した各種の工業を誘導し、共存共榮の實を擧げるといふ場合は、斯業の企業地として奥地よりも關東州の方が關稅關係、水運の便を有すること並に一大貿易港を控へて居る點等より見て好適地であり、従つて製鋼工業は將來州内にも起る可能性がある。

其他原油精製工業、硝酸又は硝安工業等も豫想する、新興工業であるが、此等の工業が勃興することによつて既設工業例へば機械器具工業、油脂工業、染料工業、窯業、其他工業の増産を促進するに至るべく、また周圍の情勢變化により工場の擴張を行はねばならぬものも現はれて來るであらう。

第四節 農業及林業

(1)

大連附近は地勢が明示する如く一般に地味確約で平地が乏しい。而も平地は市街地と工場地とに年々浸蝕されて行

くので耕地少く、生産量も自足の域に達せずして他地方より供給を仰いでゐる状態である。

大連民政署管内に於ける主要農産物は滿洲各地と大差はなく高粱を主とし、大豆、包米等が之に重き、棉花の栽培も漸次好成绩を示してゐるが、何れも自家用の範圍を出ない状態で、逐年膨脹しつつある大連市（十二年十二月より市域擴張により人口一躍五十萬人となる）の異状な發展に伴れ勢ひ蔬菜類の需要増加となり内地、山東方面より年に多額の輸入を爲しつつある點に農家でも着目して蔬菜栽培に従事する者が多くなつて來た。

關東州の氣候、風土は果實の栽培に適してゐるので、夙に關東廳でも之が指導助成に努めてゐる。現に大連管内でも最近の果樹作付面積一千百餘町歩に及び、年産價額十萬餘圓を計上するに至つたが、更に州内の生産を加へ北滿は勿論南洋方面にまで新販路を開拓するに至り、之が將來は注目されてゐる。

從來州境を越へて北滿方面に輸出さるゝ果實は、從價税として建値に依り關税を徴されてゐるが、負擔過重の感みがあり、斯ては斯業の發達を阻害するのみならず、需業者に對して高價に失する果實を餘儀なく供給する結果ともなるので、關税制に何等かの便法を設けて貰ひたいと云ふ輿論が起つてゐる。蓋し當然の要望であつて、既に滿鐵でも果實に對しては生活必需品として低率の運賃を適用し、特に急送品扱ひをしてゐる實狀から見ても、早晚特惠税率の適用を見るものと一般に期待されてゐる。而して現在に於ける果實は州内を合して四百萬貫に垂んとする盛況を呈してゐるが、首座は苹果が占め、梨、葡萄等がこれに重いでゐる。

(2)

農業經營と不可分なる畜産に就いて見るに、家畜の種類は牛、騾馬、驢馬、羊、豚及家禽を主とするが、多くは滿洲在來種であつて性能、品質共に餘り良好でないので、關東廳は軍部及び滿鐵と協力して之が改良を圖り、大正四年以來種畜の購入、種付、種馬所、種畜場等を設置し、各地方には産馬協會、畜産組合、農會等を設立せしめ、これに

補助金を交付して専ら斯業の改良助成に當つてゐる。

(3)

我國の施政當初に於ける州内は至る所瘠土の露出せる秃山で、樹林として見るべきものはなかつた。仍で關東都督府でも切に植林の必要を認め、風致、水澤涵養、防風等の目的で造林を計畫し、官行造林をなして範を示した。爾來今日までこの計畫を續行して來た結果大いに面目を改め、施政の當初に比すれば隔世の感がある。而して亦民間に於ける造林獎勵規則を設け、造林のため官有地の無償貸下及造林用種苗の無償下附をなし、大いに獎勵に努めた。其の後會社或は個人で造林事業を經營する者漸く多きを加へ、植林觀念の啓發により、官有地の貸附及種苗の下附を申請するものが年と共に増加するに至つた。

しかし乍ら大陸特有の氣候の爲めに植林には頗る苦心させられてゐる。即ち降雨量が少く湿度の小なるに反し日照時間が長く、蒸發量が大きいので一般に土壤の湿度が低く、土壤の分解作用、風化作用が緩慢であるために成助を阻害されることが極めて大きい。從て植附に當つては土壤乾燥のため細心の注意を要する譯であるが、殊に南面及東面の植付には植付けの際灌水せざれば活養し得ない箇所が多いのである。

森林植物帯から見れば自生する樹種は小數の赤松樹を除き、落葉樹系に屬するものが多く柳科類、槲、榆類、槐、胡桃類等である。

關東州廳は植林獎勵のため大連市内に内務局殖産課直屬苗圃があり、滿鐵も之に協力して市内瀋家屯に苗圃を設けて斯業助成に努めてゐる。更に植樹造林の保護取締に就ては夙に軍政時代より嚴重なる注意を加へ、明治三十八年十二月民政長官の名を以て私有、官有を問はず伐採を禁する旨を告示し、又四十一年には告示を發して新年門飾り用の松樹の伐採を禁止した。

(4) 關東州農會令に基き昭和十三年四月、大連農會設立され主として農事の改良發達を圖り會員相互の福利増進を目的とし時代の進運に伴ひ大連市に適應したる農業經營を行はしめ、共存共榮の實を上げんとし關東州農會及大連市の援助に依り設立せられたものである。即ち普通農事にありては病害虫の除驅、豫防、主要食糧農産物の改良増殖に關する葛作物の増産施設を企て畜産にありては養豚及養鶏の改良増殖計畫を樹立し種畜場施設の擴充を企圖し獸疫豫防の萬全を期し或は農會事業の實行團體と稱すべき農事改良團の増設を爲す等農業の改良發達を期するものである。尙農會の經費は主として大連市及關東州農會の補助金に依り又一方事業収入會費に仰ぐものであるが昭和十四年度事業計畫には種畜場擴充計畫ありて其の經費も三萬七千餘圓に上るを以て一般收入を以て之を支辨し難く起債に仰ぎ施設の完備を期する事となつた。

昭和十四年度に於ける大連農會事業計畫は左の通りである。

普通農事關係

- 一、主要食糧作物改良増殖に關する施設
關東州主要食糧農作物(包米、高粱、粟)改良増殖計畫に順應し地區内、滿人農家の主要食糧農作物の改良増殖を圖る爲め農會助成補助を俟つて左の設を爲す。
- イ、技術員の設置
技手一人を置き本事業の指導獎勵に當らしむ。
- ロ、指導團の設置
關東農事試驗場に於ける試験成績と地區内に於ける農作物栽培法の實情に徴し適切なる耕種標準を指示し指導團

四箇所を置き周到なる指導を加へ之を模範として栽培法を改良せしめんとす。

- ハ、採種圃の設置
優良品種の特性を利用し良質多收を圖ると共に關東州獎勵品種、包米、高粱、粟を採擇し採種圃を設置し其の生産種子は一般農家に種子交換をなさしむ。
 - ニ、高粱及粟黒穗病の豫防
高粱及粟の黒穗病の被害を防ぐ爲めホルマリン消毒を實施すると共に出穂期に當り被害穂の拔取燒却を獎勵せしむ。
 - 二、蔬菜増産獎勵に關する施設
 - 三、病害虫驅除に關する施設
 - 四、農事講習會の開催
 - 五、農事改良團體の設立
 - 六、果樹栽培獎勵に關する施設
 - 七、其の他の事項
- 肥料、飼料、農業其他の農業需品の購買、生産物の販賣に付ては關東州農會と連繫し斡旋に努む。

畜産關係

- 一、技術員設置
畜産に關する諸般の指導獎勵に任せしめ兼ねて種畜場業務に従事せしむる爲本會に技術員一人を置き又種畜場には技手一人技手補二人を常置し場務に従事せしむると共に民間に配給せる種鶏、種豚の飼育管理の指導と斡旋業務に

當らしむ。

二、種畜場の擴充

養鶏、養豚に関する改良増殖計畫を圖る目的を以て種畜場の擴張、内容の充實を圖る。

三、家畜衛生の向上

家畜、家禽傳染病の發生を未然に防止し豚、鶏増殖計畫の遂行に支障なからしむ。

四、種牡牛の購入

關東州農會の補助に依り種牡牛(乳牛)一頭を購入す。

五、種牝豚の保護登録

優良種牝豚の保護登録をなし其の血統を明にし大連豚の聲價向上に努む。

六、講習會の開催

民會に於ける知識技能の向上を圖る爲豚、鶏飼養管理に関する講習會又は講話會を開催す。

七、綿羊獎勵

綿羊の飼育、羊毛加工講習會に付施設をなす。

八、家畜品評會の開催

公正なる審査に依り其の優劣を認識せしめ優良種豚の飼養或は一般養豚に関する知識向上に努む。

第五節 水産業

關東州は三面海を以て圍繞せられ、海岸線の延長七百餘哩、島嶼の數大小四十餘を有し且つ沿岸は灣澳に富み舟楫

の便、漁撈の利自ら天恵に浴することが極めて厚い。

明治三十八年九月日露戰役の結果關東州が帝國の租借地となり露人に代つて邦人の移住する者増加するに連れて魚類の需要も頗る増加し、當時これが供給を爲さんとして邦人の通漁する者一年を通じて千三百人を降らず、滿支人亦邦人の漁法を慣ふもの多きを加へ漁具に至るまで邦人に買入れて着業し、邦人漁業者を凌駕せんとする優勢を示した而して大正十四年より渤海、龍口沖の鯛漁を目的とする内地機船底曳網漁の大舉出漁ありて以來現在邦人漁獲高の八割は此の漁業法に依るものである。いま關東州租借直後即ち明治三十九年と昭和十二年に於ける水産高とを比較して見るとき斯業發展の跡を窺ふに足るものがある。

水産高

| 種別 | 明治三十九年 | | 昭和十年 | | 昭和十二年 | |
|-----|--------|-----------|--------|-----------|--------|-----------|
| | 數量 | 金額 | 數量 | 金額 | 數量 | 金額 |
| 漁獲高 | 55,556 | 1,028,100 | 32,725 | 558,600 | 15,200 | 4,400,000 |
| 製造高 | 11,111 | 1,111,100 | 11,111 | 1,111,100 | 11,111 | 1,111,100 |
| 計 | 66,667 | 2,139,200 | 43,836 | 1,669,700 | 26,311 | 5,511,100 |

關東州は南滿洲の最南端に突出せる半島で東は黃海に西は渤海に望んでゐる。而して其の南端は渤海灣の一角を爲し、西南沖に分布する廟島を攫挾して山東省と相對峙して北支沿岸諸港たる芝罘、龍口、天津、威海衛、營口の諸港に近く、仁川、鎮南浦、安東の諸港も亦遠くない。陸路に在つては遼陽、奉天、撫順、新京、ハルビンの諸都市を経て鐵道遠く歐洲に通じ交通上至便の位置を占めることは周知の通りである。

州内の面積は僅に二三四方に過ぎないが沿岸屈曲多く、渤海側では普蘭店灣、金州灣、營城子灣、雙島灣、羊頭窪、黃海側では旅順口、小平島、老虎灘、大連港、柳樹屯、大孤山、大小礮口、臥龍屯等の灣澳を形成してゐる。就中大連港、旅順口は天與の良港で滿蒙發展の鎖鑰を握つてゐる。邦人漁業者は即ち此の二港を根據地として、近海島嶼相五七百餘裡を概ね漁場としてゐる。

州内は到る所丘陵起伏して地形踴躍平地に乏しく、河川は二十を數ふるも流域狭少にして水運の便なく平日は涸渇してゐる。従て雨時は一時に氾濫するを例とする。潮汐干満の差は沿岸一帯に甚しく、殊に東海岸の貔子窩及び西海岸の金州港の一部は有名なる干潟地で干潮の際は船舶の航行自由ならざるのみならず、遠く十二裡の沖合まで露出する状態である。其他大小の灣澳何れも多少の干潟地を生じて建干網、駐木網等の漁場多く、且つ蛤、淺蛸、牡蠣等の介類の棲息に適するも魚類養殖場としての適地は極めて尠ない。

島嶼の主なるものは普蘭店管内の五島、貔子窩管内の長山列島等であつて、日清の役に有名なる海洋島は長山列島の東端に在つて天然の良港を擁し、現在捕鯨業の根據地とされてゐる。

重要水族としてはタヒ、タラ、タチウオ、ダチ、カレヒ、ヒラメ、スズキ、サワラ、サバ、カナガシラ、エビ等であつて、此の外ホウボウ、ニベ、フカ、ボラ、ヒラス、ウナギ、コノシロ、サロリ、メバル、アブラメ、コチ、ハゼ、タコ、イカ、カニ等があるが前記のものに比して産額は甚だ尠い。ナマコは潜水器、桁曳網等によりて漁獲され其の産額百萬圓以上上つてゐる。

貝類の主なるものはアワビ、カキ、アサリ、ハマグリ、ユシ等であつて、海草類にはテンダサ、フノリ、イワノリ等がある。最近大連灣に昆布及若布の發生あることが發見せられて以來、當局に於ても其の質の良好なるに鑑み將來の増殖を計る爲め、これが採收を禁じて専ら保護しつゝあり近き將來には之を民業に移す計畫である。尙若布を朝鮮

より移植し養殖を試みつゝあり。昭和十年度に於ける海藻類の産額は總額三萬圓に達し將來に大なる希望が繋がれてゐる。

關東州内に於ける水産業に對する指導奨励上の設備としては關東州廳は直營を以て大連市老虎灘に關東水産試験場を設置し、専ら研究助成に努めてゐるが、更に改良漁船建造に奨励補助金を交付し、水産會に對し事業補助金を支給してゐる。一面水産會では斯業の發達に當り市場を經營し、州内漁獲の魚類に對して水産會自體が荷受、競賣、決済を行ふを一制を採用してゐる。但し特別の事由に依りて水産會の承認を経て市場以外の場所に於て取引を爲すことを許されてゐる。従て關東州水産會は事實上消費配給の支配權を掌握してゐることになるのである。而して大連魚市場賣上高は年七百餘萬圓で其の四割は大連附近の消費となり六割は奥地方面に配給されてゐるが、旅順魚市場は規模も小さく賣上高も三十萬圓程度を出てゐない。

最近關東州に於ける水産業の異狀なる發展を招來したる誘因は發動機船漁業の勃興によつて各期漁業が開始せられたるに基くもので、現在では大連、旅順、芝罘、威海衛、青島及内地の發動機船、トロール漁船等は渤海、黃海を共同漁場として活躍してゐる。而してこれが活動區域は遠く上海近海にも及ぶ。これは魚族の種類が水温の關係で僅少に制限されると多年濫獲によつて漁場が甚しく荒廢してゐるので必然漁獲區域の延長擴大を餘儀なくされ、勢ひ發動機船の勃興を促進したのであるが、現在では遠く支那東海、朝鮮海へ進出してゐる状態である。

殊に關東州沿岸の漁業區域と見做さるゝ黃海及び渤海の水域に於て、大量生産に堪へる魚類の少なきことは既説の如く鮫、鱒は勿論、鯨、鰻、鮪等の如き魚類は廻遊して來ないので、四季を通じて高級魚類は一に内地及臺灣等よりの輸入に俟つ外はないが雜魚の漁獲に對しては將來相當の期待をかけられてゐる。

更に州内に於ける漁獲高及大連魚市場に於ける取引状況を表記すれば次の如くである。

第二章 産業の大連

漁獲高

七四

| 地方及日滿別 | 數量 | 金額 | 地方及日滿別 | 數量 | 金額 |
|--------|-----------|------------|--------|-----------|------------|
| | | | | | |
| 大連 | 1,234,567 | 12,345,678 | 總計 | 1,234,567 | 12,345,678 |
| 旅順 | 567,890 | 5,678,901 | 滿洲 | 567,890 | 5,678,901 |
| 金州 | 123,456 | 1,234,567 | 日本 | 123,456 | 1,234,567 |
| 日滿別 | | | 子高 | | |
| 滿洲 | 567,890 | 5,678,901 | 滿洲 | 567,890 | 5,678,901 |
| 日本 | 123,456 | 1,234,567 | 日本 | 123,456 | 1,234,567 |
| | | | 普蘭店 | | |
| | | | 普蘭店 | | |

大連魚市場昭和十三年十月取引概況

| 魚種名 | 昭和十三年十月中 | | 昭和十二年十月中 | | 平均相場 | |
|-----|----------|---------|----------|---------|--------|---------|
| | 數量 | 金額 | 數量 | 金額 | 數量 | 金額 |
| ダカ | 10,000 | 100,000 | 8,000 | 80,000 | 9,000 | 90,000 |
| カサ | 15,000 | 150,000 | 12,000 | 120,000 | 13,500 | 135,000 |
| ホエ | 20,000 | 200,000 | 18,000 | 180,000 | 19,000 | 190,000 |
| ヒキ | 5,000 | 50,000 | 4,000 | 40,000 | 4,500 | 45,000 |
| イラ | 12,000 | 120,000 | 10,000 | 100,000 | 11,000 | 110,000 |
| ラ | 8,000 | 80,000 | 7,000 | 70,000 | 7,500 | 75,000 |
| メイ | 3,000 | 30,000 | 2,500 | 25,000 | 2,750 | 27,500 |
| チ | 6,000 | 60,000 | 5,000 | 50,000 | 5,500 | 55,000 |
| イビ | 4,000 | 40,000 | 3,500 | 35,000 | 3,750 | 37,500 |
| チ | 2,000 | 20,000 | 1,800 | 18,000 | 1,900 | 19,000 |
| ビ | 1,000 | 10,000 | 900 | 9,000 | 950 | 9,500 |
| チ | 7,000 | 70,000 | 6,000 | 60,000 | 6,500 | 65,000 |

第三章 貿易都市大連

第一節 大連港灣設備

以下省略(第七六頁、第七七頁缺)

第二節 大連埠頭諸料金

埠頭料金規則摘要

- (1) 貨物の一噸とは一、〇〇〇疋又は一・三三立方米とし會社の選擇に依る。又會社は二・二〇〇封度四四立方尺又は四四立方呎を一噸と看做すことあるべし。
- (2) 料金の計算は一噸未滿の端数は之を第一位に止め第二位以下は之を切上げる。
- (3) 料金は別項埠頭料金率表に依る。一箇二噸以上の貨物を潤大貨物と稱す。
- (4) 料金は其の種類及率を異にする毎に各別計算とし、最低額は特別の定めある場合の外之れを金十錢とし錢未滿の端数は之を切捨つ。
- (5) 時間外又は休日作業を爲したるときは次の割合に依り計算し割増料金を收受す。

1 時間外作業

- (イ) 著難料 日没より日出迄 二割
- (ロ) 轉繫料 日没より日出迄 二割
- (ハ) 小蒸汽船貨料、曳船料 日没より正午迄 五割、正午より日出迄 十割
- (ニ) 其他の料金 前定終業時は正午迄は五割、正午より所定始業時迄 十割

但し當分の間船内入夫、陸揚及船積作業所定終業時より所定始業時迄五割増(昭和五年十月一日特定)

2 休日作業

- (イ) 著難料、著又は離毎に 五割
- (ロ) 其他の料金 一〇割

(6) 作業が特に困難なる貨物又は規則に定めなき貨物は臨時の約束に依る。

備考 1噸=1,000疋=2,200度=1,686斤(936磅)=44立方尺(44立方呎)=1.32立方米。

一 船舶料金

1 著難料

(1) 岸壁著難料

| 總噸數 | 料金率(一回に付) |
|--------------|-------------------------------------|
| 一〇〇噸迄のもの | 金三圓 |
| 二〇〇噸迄のもの | 金五圓 |
| 五〇〇噸迄のもの | 金一五圓 |
| 一、〇〇〇噸迄のもの | 金三〇圓 |
| 一、〇〇〇噸を越ゆるもの | 金三〇圓に超過噸數一〇〇〇噸又はその未滿を増す毎に金二〇圓を加へたる額 |

- (2) 寺兒溝棧橋著難料 岸壁著難料の五割増とす。
- (3) 曳船のみに依る著難の場合は著又は離毎に五割増とす。
- (4) 四埠頭と浮標、寺兒溝棧橋と岸壁相互間の轉繫は著難と看做す。

(5) 貨料炭又は淡水のみ搭載する船舶に對しては之は五割減とす。

2 轉 繫 料

料金率(一回に付)

- 總 噸 數 金一圓
- 一〇〇噸迄のもの 金一圓
- 二〇〇噸迄のもの 金二圓
- 五〇〇噸迄のもの 金五圓
- 一、〇〇〇噸迄のもの 金一五圓
- 一、〇〇〇噸を超えるもの 金一五圓に超過噸數又は其の未滿を増す毎に金一〇圓を加へたる額

(1) 埠頭と浮標、寺兒溝棧橋と埦壁相互間の轉繫は之を著離と看做す。

(2) 曳船のみに依る轉繫の場合は五割増とす。

(3) 埠頭繫留船舶にして轉繫の目的を以て一時沖合に假泊し又は浮標に繫留せられ再び埠頭に繫留せらるゝ場合は一回の轉繫と看做す。

(4) 寺兒溝棧橋に於て天候不良其他のため一時沖合に假泊し再び繫留せらるゝとき轉繫と看做す。

(5) 同一繫留區に於て船體の長さの三分の二以上距離の移動するるとき轉繫と看做す。

(6) 燃料炭又は淡水のみ搭載のため若くは搭載後轉繫する船舶に對しては之を五割減とす。

3 埠頭使用料

總噸數一噸二十四時間又は其の未滿に付

金一錢

(1) 埠頭使用料は著埠の時より總噸數二、〇〇〇噸迄の船舶に對しては四十八時間、總噸數二、〇〇〇噸を超える船

船に對しては四十八時間に超過噸數一、〇〇〇噸又は其の未滿を増す毎に二十四時間を加へたる時間は之を收受せず。

(2) 埠頭使用料は著埠のときより離埠の時迄を一繫留期間と看做し之を計算す。但し埠頭營業規程第四條に定むる休日及繫留期間中船舶が埠頭を離れたる時間は繫留期間に之を算入せず。

(3) (イ) 六月一日より十月三十一日迄の間に於ける大連埠頭繫留船舶及船舶修理の爲め大連埠頭濱町埠頭繫留船舶に對しては之を免除す。

(ロ) 陸揚貨物五〇〇噸を超える船舶に對しては超過噸數一、〇〇〇噸又はその未滿に付二十四時間を其の船舶の繫留期間より控除す。

4 浮標繫留料

料金率(一回に付)

- 總 噸 數 金一〇圓
- 一、〇〇〇噸迄のもの 金一〇圓
- 五、〇〇〇噸迄のもの 金一五圓
- 五、〇〇〇噸迄を超えるもの 金二〇圓

5 給 水 料

料金率(一立方米に付)

- 給 水 方 法 金四五錢(但し當分の間四四錢)
- 給水栓より給水の場合 金七五錢(同 六五錢)
- 給水船より給水の場合 金三錢

(2) 甘井子埠頭繫留船舶に對し給水船を使用せる場合は給水船よりの給水の場合と同率の料金を收受す。

6 船内人夫賃

(1) 普通貨物

一應に付 金二〇錢

(2) 特殊貨物

レール(四〇疋以上のもの)

一應に付 金四〇錢

駱駝、牛、馬、騾(容器に入れざるもの)

一頭に付 金三〇錢

驢、羊、山羊、豚(容器に入れざるもの)

同 金一〇錢

小船類(櫓楫を主として運轉するもの)

一隻に付 金六〇錢

死 體

一體に付 金一圓

危險品及火藥類

一應に付 金三〇錢

(3) 高價品(價格一、〇〇〇圓又はその未滿に付)

一應に付 金二錢

7 船内荷繰賃

(1) 普通貨物

一應を超ゆるもの 六〇錢

同二船船内荷繰

四〇を超ゆるもの 一圓八〇錢

隣接せる船船内荷繰

六〇を超ゆるもの 一圓三〇錢

隣接せる船船内荷繰

八〇を超ゆるもの 二圓八〇錢

危險品及火藥類

一〇〇を超ゆるもの 三圓三〇錢

潤大貨物(一應に付)

一〇〇を超ゆるもの 四圓

普通貨物の五割増とす

二〇〇を超ゆるもの 五圓

品目

品目

從容積

從容積

從重量

從重量

8 船用「バラスト」作業賃

種別

種類

陸揚、船積(船内人夫作業共)

船内荷繰作業 同一船船内荷繰

本船より舳積又は舳より本船内(同)

隣接せる船船内荷繰

料金率(一應)

料金率(一應)

金四〇錢

金二〇錢

金三〇錢

金二五錢

金八〇錢

金二五錢

金五〇錢

金二五錢

金四〇錢

金二五錢

本船又は舁より海中に取棄(同) 金二〇銭

船内荷役作業 隣接せざる船艙間荷役 金三五銭

二、貨物料金

1 陸揚貨、船積貨

(1) 普通貨物

イ、普通率(一應に付)

岸壁揚又は積の場合 金六〇銭

寺兒海棧橋揚又は積の場合 金八五銭

ロ、特定率

| 品目 | 袋 | 単位 | 料金率 |
|--------------------------------------------------------------|---|------|-----|
| 穀物及種子類其他雜貨物、大豆粕、鐵礦、硫酸安尼亞、食鹽、セメント、獸骨、真麻、綿絲、豆油、麥粉、木材、鮮肉、硝子、硝子油 | 同 | 一應に付 | 同 |

| 品目 | 単位 | 料金率 |
|-----|----|------|
| 陸揚貨 | 同 | 金四五銭 |
| 船積貨 | 同 | 金三三銭 |
| 船積貨 | 同 | 金四五銭 |

(2) 特別貨物

| 品目 | 単位 | 料金率 |
|-----------------------------------------------------------------------|------|------|
| レール(四〇班以上のもの)、牛、馬、驢、猪(屠殺に入れざるもの)、羊、山羊、豚(屠殺に入れざるもの)、小動物(屠殺を主として運轉するもの) | 一應に付 | 金八五銭 |
| 死體 | 一應に付 | 金二圓 |

| 品目 | 単位 | 料金率 |
|--------------|------|-------|
| 岸壁揚又は積の場合 | 一應に付 | 金六五銭 |
| 危險品 | 同 | 一圓三〇銭 |
| 火藥類 | 同 | 一圓四〇銭 |
| 寺兒海棧橋揚又は積の場合 | 同 | 七五銭 |
| 高價品 | 同 | 金一〇銭 |

(3) 潤大貨物(一應に付)

| 種別 | 容積 | 重量 |
|-------|-------|-------|
| 一應以上 | 六〇銭 | 八〇銭 |
| 三應以上 | 七〇銭 | 一圓 |
| 五應以上 | 八〇銭 | 一圓二〇銭 |
| 一〇應以上 | 九〇銭 | 一圓六〇銭 |
| 二〇應以上 | 一圓 | 二圓二〇銭 |
| 三〇應以上 | 一圓二〇銭 | 二圓八〇銭 |

| 種別 | 容積 | 重量 |
|--------|-------|-------|
| 四〇應以上 | 一圓二〇銭 | 三圓六〇銭 |
| 六〇應以上 | 一圓三〇銭 | 四圓六〇銭 |
| 八〇應以上 | 一圓四〇銭 | 五圓六〇銭 |
| 一〇〇應以上 | 一圓六〇銭 | 六圓六〇銭 |
| 二〇〇應以上 | 一圓六〇銭 | 六圓六〇銭 |

船舶より貨車に又は貨車より船舶に再積したる場合は五割減とす。
臨時の約束による

2 解荷役貨

(1) 普通貨物

一應に付

三五銭

(2) 危險品

同

四五銭

(3) 火藥類

同

五五銭

(4) 潤大貨物(一應に付)

| 種別 | 容積 | 重量 |
|-------|-----|-------|
| 一應以上 | 三〇銭 | 四〇銭 |
| 三應以上 | 三五銭 | 五〇銭 |
| 五應以上 | 四〇銭 | 六〇銭 |
| 一〇應以上 | 四五銭 | 八〇銭 |
| 二〇應以上 | 五〇銭 | 一圓一〇銭 |
| 三〇應以上 | 五五銭 | 一圓四〇銭 |

| 種別 | 容積 | 重量 |
|--------|-----|-------|
| 四〇應以上 | 六〇銭 | 一圓八〇銭 |
| 六〇應以上 | 六五銭 | 一圓三〇銭 |
| 八〇應以上 | 七〇銭 | 一圓八〇銭 |
| 一〇〇應以上 | 八〇銭 | 三圓三〇銭 |
| 二〇〇應以上 | 八〇銭 | 三圓三〇銭 |

臨時の約束による

(5) 最低料金は之を金二〇圓とす。但し危險品及火藥類にありては此の限りにあらず。
(6) 船内入夫貨、陸揚貨、船積貨及解荷貨料は別に之を收受す。但し岸壁又は浮標繫留船解荷役の場合には解荷貨

料は之を收受せず。

註 前項の但し書は寺兒解船積荷を含まざるに依り(船内第三十五號)寺兒解船積荷にて駁取り揚荷の場合及駁取後岸壁にて揚荷する場合
は駁荷役賃及駁賃料を收受す。

3 假置料

(1) 普通貨物

一日一應に付

四 錢

(2) 特種貨物(一日に付)

小船類(積荷を主として運轉するもの)

一應に付

一五 錢

木工木材頭(四級品)

一應に付

一錢七厘

死體

一體に付

一〇 錢

動物

臨時の約束による

危險品及火藥類

一應に付

一〇 錢

高價品(價格一、〇〇〇圓又はその未滿に付)

一應に付

二 錢

4 殘荷手数料

(1) 普通貨物

一應に付

二五 錢

(2) 特種貨物

小船類(積荷を主として運轉するもの)

一應に付

一 圓

死體

一體に付

一 圓

動物

臨時の約束による

一 圓

危險品及火藥類
安全實包。緩燐火線及其他危險品
同 一應に付
六五 錢

其他火藥類
同 一應に付
一 圓

高價品(價格一、〇〇〇圓又はその未滿に付)
同 一應に付
一 圓三〇 錢

潤大貨物(一應に付)
同 一應に付
一〇 錢

| 種別 | 容量 | 重量 | 種別 | 容量 | 重量 |
|-------|-----|-------|--------|-------|----------|
| 一應以上 | 四五錢 | 五五錢 | 四〇種以上 | 九五錢 | 二圓三五錢 |
| 三應以上 | 五〇錢 | 七〇錢 | 六〇種以上 | 一圓一〇錢 | 三 圓 |
| 五應以上 | 五五錢 | 八〇錢 | 八〇種以上 | 一圓二五錢 | 三圓七五錢 |
| 一〇應以上 | 六五錢 | 一 圓 | 一〇〇種以上 | 一圓四〇錢 | 四圓七五錢 |
| 二〇應以上 | 七五錢 | 一圓二五錢 | 一二〇種以上 | 一圓四〇錢 | 臨時の約束に依る |
| 三〇應以上 | 八五錢 | 一圓七五錢 | | | |

5 留置料

假置料の倍額

6 接續賃

一應に付

(1) 普通貨物

一應に付

一四三〇 錢

(2) 危險品及火藥類

同

二四二〇 錢

(3) 潤大貨物(一應に付)

同

二四二〇 錢

| 種別 | 容量 | 重量 | 種別 | 容量 | 重量 |
|------|-------|-------|-------|-------|---------|
| 一應以上 | 一圓六五錢 | 二圓三五錢 | 四〇種以上 | 三圓三五錢 | 九圓五五錢 |
| 三應以上 | 一圓九〇錢 | 二圓七〇錢 | 六〇種以上 | 三圓七〇錢 | 一四圓二〇 錢 |

第三章 貿易都市大連

八八

| | | | | | |
|--------|-------|-------|---------|-------|----------|
| 五 通以上 | 二圓二五錢 | 三圓二〇錢 | 八〇 通以上 | 四圓〇五錢 | 一四圓九五錢 |
| 一〇 通以上 | 二圓四五錢 | 四圓二〇錢 | 一〇〇 通以上 | 四圓六〇錢 | 一七圓九五錢 |
| 二〇 通以上 | 二圓七五錢 | 五圓六五錢 | 一二〇 通以上 | 四圓六〇錢 | 臨時の約束による |
| 三〇 通以上 | 三圓五錢 | 七圓三五錢 | | | |

(4) 接積貨物の船内入夫賃は別に之を收受す。
 (5) 接積貨物の荷繰に對しては荷繰賃は之を收受せず。

7 荷 繰 賃

(1) 普通貨物 一廻に付 金五五錢

(2) 特種貨物

穀物、種子類其他麻袋物、鮮肉、硝酸
 安母尼亞、銑鐵、食鹽、麻袋、獸骨
 大豆 圓粕 一枚に付 四二錢

同 (混保精) 同 七圓

死 體 一體に付 一圓

マツチ類 一廻に付 六五錢

安全實包緩燃導火線其他危險品 同 一圓

其他火藥類 同 一圓三〇錢

高價品(價格一、〇〇〇圓又はその未滿に付) 一〇錢

(3) 濶大貨物(一噸に付)

| | | | | | |
|--------|-------|-------|---------|-------|----------|
| 一 通以上 | 九〇錢 | 一圓一〇錢 | 四〇 通以上 | 一圓九〇錢 | 四圓七〇錢 |
| 三 通以上 | 一圓 | 一圓四〇錢 | 六〇 通以上 | 二圓二八錢 | 六圓 |
| 五 通以上 | 一圓一〇錢 | 一圓六〇錢 | 八〇 通以上 | 二圓五〇錢 | 七圓五〇錢 |
| 一〇 通以上 | 一圓三〇錢 | 二圓 | 一〇〇 通以上 | 二圓八〇錢 | 九圓五〇錢 |
| 二〇 通以上 | 一圓五〇錢 | 二圓五〇錢 | 一二〇 通以上 | 三圓五〇錢 | 臨時の約束による |
| 三〇 通以上 | 一圓七〇錢 | 三圓五〇錢 | | | |

(4) 荷繰距離三〇米以内の場合は五割減とす。

8 精撰、乾燥、改装賃

| | | | | |
|----------------------|------|------|-------|---|
| 種別 | 容積 | 單位 | 料 | 金 |
| 通(改装、重量均一共) | 一袋に付 | 一袋に付 | 金六錢五厘 | |
| 精(同) | 同 | 同 | 金七錢五厘 | |
| 糖(同) | 同 | 同 | 金八錢 | |
| 機(同) | 同 | 同 | 金一圓五錢 | |
| 機(同、一回掛) | 同 | 同 | 金一圓六錢 | |
| 機(同、二回以上掛) | 同 | 同 | 金一圓七錢 | |
| 機(同、機械精選附) | 同 | 同 | 金一圓七錢 | |
| 天(同、歐造入夫荷主持) | 同 | 同 | 金五錢五厘 | |
| 雜(同、改装) | 同 | 同 | 金六錢 | |
| 雜(同、一袋五〇疋迄のもの) | 同 | 同 | 金三錢 | |
| 雜(同、一袋五〇疋を越ゆるもの) | 同 | 同 | 金四錢 | |
| 口(同、直) | 同 | 同 | 金三錢 | |
| 口(同、荷印刷込(他作業に伴はざるとき) | 同 | 同 | 金三錢 | |
| 口(同、掛) | 同 | 同 | 金三錢 | |
| 改(同) | 同 | 同 | 金三錢 | |

第三章 貿易都市大連

八九

| | | |
|--------------|------|--------|
| 二重麻袋使用 | 一袋に付 | 金一錢増 |
| 麻袋印刷 | 同 | 同 |
| 麻袋附込 | 一箇に付 | 金五厘増 |
| 精撰、乾燥、装に伴ふ作業 | 同 | 金一錢五厘増 |
| 改装の場合の重量均一掛 | 同 | 金一錢五厘増 |
| 改装の場合の重量均一混 | 同 | 金一錢五厘増 |
| 中味混合 | 同 | 金五厘増 |

- (1) 改装の場合の糸、釘、ハンダは會社負擔とす。
- (2) 機械精撰及乾燥場迄の荷練に對して荷練賃は之を收受せず。
- (3) 改装作業終了後遲滞なく引取が爲されざる空麻袋に對しては一枚に付金八厘の整理料を收受す。
- (4) 改装作業終了の日共三日以内に引取が爲されざる空麻袋に對しては四日目より一日一〇〇厘又は其未滿に付金三錢の保管料を收受す。

9 看貨賃、看貨立會料

| 品名 | 目 | 單位 | 看貨賃率 | 看貨立會料率 |
|------------------------|---|------|-------|--------|
| 雜貨及鐵線 | | 一應に付 | 金三三錢 | 金一七錢 |
| 穀物及種子類其他廢棄物(袋一〇〇疋迄のもの) | | 一袋に付 | 金二錢五厘 | 金八厘 |
| 同 (二袋一〇〇疋を超えるもの) | | 同 | 金三錢 | 金八厘 |
| 同 (麻袋入、一袋五〇疋迄のもの) | | 同 | 金一錢五厘 | 金六厘 |
| 大豆 | | 一枚に付 | 金七厘 | 金三厘 |

10 代辨手数料

- (1) 通關、運送、寄託に關する手續

| 種別 | 料率(一件に付) | |
|------------------|----------|-------------------------------------|
| | 普通率 | 特定率 |
| 一〇箇迄の場合 | 金一圓 | 一件の合計價格金一〇圓迄の場合 |
| 五〇箇迄の場合 | 金二圓五〇錢 | 麻袋、豆粕、麥粉、大豆、其他の穀物又は同一品類にして荷造せざる貨物 |
| 五〇箇を超える場合 | 金四圓 | 價格金一〇、〇〇〇圓を超える場合 |
| 價格金五、〇〇〇圓を超へる場合 | 金五圓 | 價格金一〇、〇〇〇圓を超へる場合 |
| 價格金一〇、〇〇〇圓を超へる場合 | 金五圓 | 價格金一〇、〇〇〇圓を超へる場合 |
| | | 金五圓に超過金額金五、〇〇〇圓又はその未滿を増す毎に金二圓を加へたる額 |
| | | 金五圓 |
| | | 金二圓 |

三、雜料金

1 秤賃賃料

- (1) 普通貨物

| 品目 | 料率(一應に付) |
|--------|----------|
| 一般貨物 | 金六五錢 |
| 石炭、鑛石類 | 金五五錢 |

- (2) 危險品火藥類

| 積載應數 | 料率 |
|----------|--------|
| 一應迄の場合 | 金五圓五〇錢 |
| 一應を超える場合 | 金五圓五〇錢 |

超過應數一應又は其の未滿を増す毎に金二圓七五錢を加へたる額

第三章 貿易都市大連

| | | | | | | | |
|-----|----------------------------------------------------------------------------|-----|------------|-----|------|--------|------|
| 星ヶ浦 | 一〇〇噸未満 | 六八圓 | 一〇〇噸未満一〇五圓 | 大連丸 | 二一〇圓 | 大連より距離 | 一五〇噸 |
| 小平島 | 同 | 七五圓 | 同 | 奉天丸 | 二三五圓 | 同 | 一七〇噸 |
| 備考 | (1) 本料金は一往復に付一回分を申受く | | | | | | |
| | (2) 本内規は日出より日没迄の場合のみ適用す | | | | | | |
| | (3) 目的地に到着のときより三〇分以上滞泊するときは一時間又はその未滿毎に次の滞泊料を申受く、一〇〇噸未満一五圓、一〇〇噸以上二五圓、大連丸四〇圓 | | | | | | |

8 曳船料

| 港外 | 港内 | 被曳船種別 | 料率 | |
|---------------|----------------|------------------|------|--------|
| | | | 第一時間 | 第二時間以後 |
| 總噸數百噸迄 | 二隻以上曳 | 二隻以上曳 | 金三五圓 | 金二〇圓 |
| 總噸數百噸以上を越ゆるもの | ※總噸數百噸以上を越ゆるもの | 臨時の約束による臨時の約束による | 金五〇圓 | 金三五圓 |

※總噸數一〇〇噸を越ゆるものに対する料金

9 傳馬船賃賃料

| 船級 | 被曳船隻數 | 第一時間 | | 第二時間以後 | | 船名 |
|------|-------|------|--------|----------------|--------|----|
| | | 第一時間 | 第二時間以後 | 第一時間 | 第二時間以後 | |
| 大連丸級 | 二隻 | 金六〇圓 | 四五圓 | 大連丸、奉天丸 | | |
| 圓島丸級 | 二隻 | 金八五圓 | 六〇圓 | | | |
| 鐵島丸級 | 二隻 | 金五〇圓 | 三五圓 | 圓島丸、帽島丸、南島丸 | | |
| | 二隻 | 金七〇圓 | 五〇圓 | | | |
| | 二隻 | 金四〇圓 | 二五圓 | 鐵島丸、宗谷丸、黑島丸、其他 | | |
| | 二隻 | 金五五圓 | 四〇圓 | | | |

備考(一時間又は其の未滿に付)

| | | |
|-----|----------|-----|
| 一 隻 | 一日(船夫なし) | 金五圓 |
| 一 隻 | 半日(同上) | 金三圓 |

人夫付の場合

| | | | | |
|-------|----|-----|----|--------|
| 日本人船夫 | 一日 | 金五圓 | 半日 | 金三圓 |
| 支那人船夫 | 同 | 金二圓 | 同 | 金二圓二〇錢 |

10 寄託荷練賃、託送荷練賃

荷練賃の半額とす。

11 荷役割増料金

- (1) 所定終業時より所定始業時迄 五割増
- (2) 休日作業 一〇割増

12 小口發送貨物に対する貨物留置料

- (1) 託送の場合にして入庫後二〇日以内の場合 入庫後五日間を経過せるものに対しては託送前の貨物留置料を收受す
- (2) 託送の場合にして入庫後二〇日以後の場合の諸料金

| | | |
|--------------|---------------|-------|
| 二四時間又は其の未滿に付 | 一〇〇圓又は其の未滿毎に付 | 金七厘五毛 |
|--------------|---------------|-------|

(イ) 託送前の貨物留置料

| | | |
|-----------|------|--------|
| (ロ) 荷練賃 | 一應に付 | 金七厘五毛 |
| (ハ) 託送荷練賃 | 同 | 金五五錢 |
| | | 金二七錢五厘 |

第三章 貿易都市大連

- 又は荷練貨(一車積合はせの場合) 一應に付 金五五錢
- (3) 託送中止の場合にして二〇日以内に引取るときは諸料金
- (イ) 二倍の貨物留置料 二四時間又はその未滿に付一〇〇應又はその未滿毎に金三錢
 - (ロ) 半額の荷練貨 一應に付 金二七錢五厘
 - (ハ) 船積寄託申込の場合は荷練貨 同 金五五錢
- (4) 託送中止の場合にして二〇日以内に引取後還滞なく搬出せざるときは諸料金
- (イ) 二倍の貨物留置料 (二〇日以内) 金三錢
 - (ロ) 半額の荷練貨 (一應に付) 金二七錢五厘
 - (ハ) 貨物留置料 (二〇日以後) 金一錢五厘
 - (ニ) 荷練貨 (一應に付) 金五五錢
 - (ホ) 船積、寄託の申込の場合 荷練貨 金五五錢
- (5) 託送中止の場合にして二〇日以後引取後還滞なく搬出せざるときは諸料金
- (イ) 荷練貨 一應に付 金五五錢
 - (ロ) 二倍の貨物留置料 一應に付 金三錢
 - (ハ) 半額の荷練貨 一應に付 金二七錢五厘
 - (ニ) 貨物留置料 一應に付 金一錢五厘
 - (ホ) 船積、寄託の申込ありたる場合は一應に付荷練貨金五五錢
- 備考 (1) 貨物留置料、託送前の貨物留置料、二倍の貨物留置料の何れも二四時間又はその未滿に付一〇〇應又はその未滿毎に所定の金額を収受す。
- (2) 上記諸料金は普通貨物の場合を示す。

13 再輸出料金

陸揚貨物を再び船積せらるゝ場合の諸料金
(陸揚諸料金、船積賃、荷練を要する場合は荷練賃)

第三節 滿鐵及市内倉庫料金

(一) 滿鐵埠頭倉庫料

甲、分置保管

1 倉庫料

(1) 普通 庫(屋内)

| | | |
|-----|----------|-----|
| 一級品 | 一日二〇〇疋に付 | 金八厘 |
| 二級品 | 同 | 金六厘 |
| 三級品 | 同 | 金四厘 |
| 四級品 | 同 | 金二厘 |

(2) 豆油外六品特定率

| | | |
|--------------|----------|--------|
| 豆油 | 一日一〇〇疋に付 | 屋內金二厘 |
| 油粕類(大豆圓粕を除く) | 同 | 屋外金五八毛 |

第三章 貿易都市大連

九八

| | | |
|------------|----------|--------------------|
| 穀物及種子 | 一日一〇〇疋に付 | 〔屋内金一厘三毛 屋外金八毛〕 |
| 麥粉 | 同 | 屋内金二厘七毛 |
| 麻袋 | 同 | 屋内金一厘三毛 |
| 金屬原料品(二級品) | 同 | 屋内金四厘 |
| 同 (三級品) | 同 | 屋内金二厘七毛 |

(備考) 本特定率は受寄より三十日以内に限り之を適用す(但し當分の間穀物及種子に對しては六十日)
本特定率は貨物の引取後其の搬出を爲さずして再委託したるときは之を適用せず。

(8) 大豆圓粕特定率(屋内)

| | | |
|--------------|---------------|-------|
| 入庫の日より第三〇日迄 | 一日一〇〇枚又は其未滿に付 | 金二錢五厘 |
| 入庫の日より第三一日以後 | 同 | 金九錢 |

但し當分の間第三〇日迄を第六〇日迄、第三一日以後を六一日後とす

(4) 危險品率(一日一〇〇疋に付)

| | |
|-------------------|-------|
| 火藥類 | 金一錢二厘 |
| 花火、爆竹 | 金二錢五厘 |
| 石油 | 金二厘 |
| 燐寸、揮發油、油紙、油布及其の製品 | 金六厘 |
| (5) 強酸類其他の危險品 | 金八厘 |

2 入出庫手数料

| | | |
|-------|------|--------|
| 大豆及小麥 | 入口に付 | 金三圓三〇錢 |
|-------|------|--------|

乙、混合保管

1 倉庫料

| | | | |
|-------|-------------|---------------|-------|
| 大豆及小麥 | 入庫の日より第三〇日迄 | 一日一口に付 | 金三三錢 |
| 同 | 第三一日より第九〇日迄 | 同 | 金五〇錢 |
| 同 | 第九一日以後 | 同 | 金六六錢 |
| 豆 | 入庫の日より第三〇日迄 | 一日一〇〇枚又は其未滿に付 | 金二錢五厘 |
| 同 | 第三一日以後 | 同 | 金九錢 |
| 豆 | 油 | 第一句乃至第四句 | 金二圓 |
| 同 | 第五句乃至第七句 | 同 | 金三圓 |
| 同 | 第八句乃至第一〇句 | 同 | 金四圓 |
| 同 | 第一一旬 | 同 | 金六圓 |

2 入出庫手数料

| | | |
|-------|------|--------|
| 大豆及小麥 | 入口に付 | 金三圓三〇錢 |
|-------|------|--------|

第三章 貿易都市大連

九九

第三章 貿易都市大通

| | | | |
|-----|------------|--------|-----|
| 豆 箱 | 一〇〇枚又は未滿に付 | 金六〇錢 | 一〇〇 |
| 豆 油 | 一口に付 | 金六圓六〇錢 | |

但し北滿線受寄豆油一口に付金一八圓二〇錢

丙、書、證券作成手数料

一、貨物預り書の寄託者名義變更又は再交付の場合一通に付一〇錢

二、倉荷證券の寄託者名義變更、書換、分割、再交付又は貨物預書と倉荷證券との引換の場合一通に付金二〇錢

丁、證明手数料

| | | | |
|--------------|----------|-------|--|
| 一、最低料金額 | 各 | 金五〇錢 | |
| 二、内容及性質證明の場合 | 一回一〇〇疋に付 | 金一〇錢 | |
| 三、重量證明の場合 | 同 | 金二錢五厘 | |
| 四、其他の場合 | 一回に付 | 金五〇錢 | |

戊、指圖書數料

一、混合保管規程第十八條又は第十九條の指圖の場合一回に付金二圓

(二) 市内倉庫保管料

一、庫内保管料

| 品名 | 荷造 | 單位 | 期間 | 保管料 |
|-------|-----|------|-----|------|
| 大豆雜穀類 | 麻袋入 | 一〇〇疋 | 一〇日 | 〇・一三 |
| 藤子種子類 | 同 | 同 | 同 | 〇・一三 |
| 同 | 同 | 同 | 同 | 〇・一三 |

| | | | | |
|-----|--------------------------|---|-----|------|
| 米 | 以三斗入(四五疋) | 一 | 一箇月 | 〇・三三 |
| 麥 | 布袋入(五〇封度) | 一 | 同 | 〇・一五 |
| 新 麥 | 鐵帶入(四〇〇枚) | 一 | 一〇日 | 〇・二五 |
| 古 麥 | 鐵帶入(五〇枚) | 一 | 一箇月 | 〇・四〇 |
| 麻 袋 | 袋鐵帶入 | 一 | 一〇日 | 〇・三〇 |
| 同 | 袋鐵帶入 | 一 | 一箇月 | 〇・二〇 |
| 同 | 蓮包小袋(一〇〇疋)銀月、扇面、桂月 | 一 | 同 | 〇・二〇 |
| 同 | 蓮包大袋(一五〇疋) | 一 | 同 | 〇・二〇 |
| 同 | 軍入、世樂鳥、球六(二三五疋迄) | 一 | 同 | 〇・三〇 |
| 同 | 軍物、四綾、五枚、八枚、仁期(一四〇疋一〇才迄) | 一 | 同 | 〇・二五 |
| 同 | 函、錦ネル(一三〇疋四〇才迄) | 一 | 同 | 〇・三〇 |
| 同 | 函入(一五疋) | 一 | 同 | 〇・二五 |
| 同 | 函入(一八疋) | 一 | 同 | 〇・二〇 |
| 同 | 函入(二八疋) | 一 | 同 | 〇・一〇 |
| 同 | 函入、鐵帶 | 一 | 一〇日 | 〇・六〇 |
| 同 | 函(二〇疋迄) | 一 | 一箇月 | 〇・三〇 |
| 同 | 麻袋入、鐵帶入(二五〇疋) | 一 | 同 | 〇・三〇 |
| 同 | 樽 四〇斗入(一〇〇疋) | 一 | 同 | 一・四〇 |
| 同 | 函(四打入七五疋) | 一 | 同 | 〇・四〇 |
| 同 | 同(四打入) | 一 | 同 | 〇・二〇 |
| 同 | 樽 四斗入 | 一 | 同 | 一・三〇 |
| 同 | 小樽入 | 一 | 同 | 〇・六〇 |
| 同 | 袋入(六〇疋)一〇〇斤入 | 一 | 同 | 〇・五〇 |
| 同 | 麻袋入(一〇二疋) | 一 | 同 | 〇・八〇 |
| 同 | 蓮包、函入(一〇〇疋) | 一 | 同 | 〇・八〇 |
| 同 | 函 四斗入 | 一 | 同 | 〇・五〇 |
| 同 | ビール函入 | 一 | 同 | 〇・五〇 |

第三章 貿易都市大通

第三章 貿易都市大連

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 瀋陽 | 太原 | 刺利 | 亞丁 | 智利 | 秘魯 | アルゼンチン | チリ | モロッコ | ニジェール | 南アフリカ | モリシヤ | マルタ | ユニオン | タンカ | ニュージランド | 布哇 | 種甸 | イラ | パレン | リト |
| 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 |
| 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 |
| 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 |

107

第三章 貿易都市大連

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 葡牙 | 丁抹 | 芬蘭 | 諸威 | 土古 | 瑞典 | 波蘭 | チエツコ | ラト | エスト | 北米 | 加奈 | 伯刺 | ウグ | メキシ | キプロ | 希羅 | 埃及 | 其他 |
| 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 |
| 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 |
| 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 | 1000000 |

108

| 英領印度 | | 海峽殖民地 | | | | 香港 | | | | 總輸出額 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 總輸出額 | 總輸出額 | 大豆 | 花生 | 落花生 | 棉花 | 小豆 | 大豆 | 大豆 | 大豆 | |
| 1,247,034 | 1,247,034 | 2,200,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 總輸入額 | 總輸入額 | 米 | 棉花 | 油 | 織物、編物類 | 黃大豆 | 青豆 | 黑豆 | 砂糖、菓子類 | 米 |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |

| 那支 | | 滿洲國 | | | | 總輸出額 |
|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 總輸出額 | 總輸出額 | 鐵及鋼 | 紙及紙製品 | 油及油製品 | 藥材、藥品 | |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |
| 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 | 1,000,000 |

| 獨 | | 西 關 佛 | | 利 吉 英 | |
|-------------|---------------|---------------------|---------|---------|---------|
| 毛小落大 | 總 植 小 落 大 | 總 豆 豆 皮 麻 毛 飲 小 落 大 | 總 輸 出 類 | 總 輸 入 類 | 總 輸 入 類 |
| 及 麻 花 子 生 豆 | 輸 物、礦 物 子 生 豆 | 輸 出 類 | 類 | 類 | 類 |
| 三萬七千 | 100,000 | 八萬九千 | 大豆 | 大豆 | 大豆 |
| 15,000 | 5,000 | 10,000 | 豆油 | 豆油 | 豆油 |
| 10,000 | 10,000 | 10,000 | 皮 | 皮 | 皮 |
| 10,000 | 10,000 | 10,000 | 麻 | 麻 | 麻 |
| 10,000 | 10,000 | 10,000 | 毛 | 毛 | 毛 |
| 10,000 | 10,000 | 10,000 | 飲 | 飲 | 飲 |
| 10,000 | 10,000 | 10,000 | 小 | 小 | 小 |
| 10,000 | 10,000 | 10,000 | 落 | 落 | 落 |
| 10,000 | 10,000 | 10,000 | 大 | 大 | 大 |
| 10,000 | 10,000 | 10,000 | 總 | 總 | 總 |
| 10,000 | 10,000 | 10,000 | 輸 | 輸 | 輸 |
| 10,000 | 10,000 | 10,000 | 入 | 入 | 入 |
| 10,000 | 10,000 | 10,000 | 類 | 類 | 類 |

| 通 | | 賓 律 比 | | 西 亞 露 頓 露 | | 度 印 領 關 | |
|---------|---------|---------|---------|-----------|---------|---------|---------|
| 總 輸 出 類 | 總 輸 出 類 | 總 輸 出 類 | 總 輸 出 類 | 總 輸 出 類 | 總 輸 出 類 | 總 輸 出 類 | 總 輸 出 類 |
| 大豆 | 大豆 | 大豆 | 大豆 | 大豆 | 大豆 | 大豆 | 大豆 |
| 豆油 | 豆油 | 豆油 | 豆油 | 豆油 | 豆油 | 豆油 | 豆油 |
| 皮 | 皮 | 皮 | 皮 | 皮 | 皮 | 皮 | 皮 |
| 麻 | 麻 | 麻 | 麻 | 麻 | 麻 | 麻 | 麻 |
| 毛 | 毛 | 毛 | 毛 | 毛 | 毛 | 毛 | 毛 |
| 飲 | 飲 | 飲 | 飲 | 飲 | 飲 | 飲 | 飲 |
| 小 | 小 | 小 | 小 | 小 | 小 | 小 | 小 |
| 落 | 落 | 落 | 落 | 落 | 落 | 落 | 落 |
| 大 | 大 | 大 | 大 | 大 | 大 | 大 | 大 |
| 總 | 總 | 總 | 總 | 總 | 總 | 總 | 總 |
| 輸 | 輸 | 輸 | 輸 | 輸 | 輸 | 輸 | 輸 |
| 入 | 入 | 入 | 入 | 入 | 入 | 入 | 入 |
| 類 | 類 | 類 | 類 | 類 | 類 | 類 | 類 |

| 大連汽船株式会社 | | 日本郵船株式会社 | | | | | | | | | |
|----------|----------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 大連—天津 | 大連—青島—上海 | 大連—神戶、名古屋、清水、横濱、羅府、巴奈馬、ボス | 大連—神戶、名古屋、大阪、神戶、門司、崎戸、長崎、香 | 大連—神戶、名古屋、大阪、神戶、門司、崎戸、長崎、香 | 大連—神戶、名古屋、大阪、神戶、門司、崎戸、長崎、香 | 大連—神戶、名古屋、大阪、神戶、門司、崎戸、長崎、香 | 大連—神戶、名古屋、大阪、神戶、門司、崎戸、長崎、香 | 大連—神戶、名古屋、大阪、神戶、門司、崎戸、長崎、香 | 大連—神戶、名古屋、大阪、神戶、門司、崎戸、長崎、香 | 大連—神戶、名古屋、大阪、神戶、門司、崎戸、長崎、香 | 大連—神戶、名古屋、大阪、神戶、門司、崎戸、長崎、香 |
| 遼濟長天北 | 大奉青 | 新 | 錦櫻 | 岐岩 | 勝新 | 淡千 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 | 〇〇 |
| 河通平津京 | 連天島 | 新 | 江島 | 車手 | 浦洞 | 路歳 | ライ | スト | シロ | テツ | 能能野鳴 |
| 丸丸丸丸丸 | 丸丸丸丸丸 | 丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸丸丸丸 |
| 二二二二二 | 三三三三三 | 七〇八 | 一一二六八 | 一一二六八 | 一一二六八 | 一一二六八 | 一一二六八 | 一一二六八 | 一一二六八 | 一一二六八 | 七七七七七 |
| 二〇七四〇 | 〇八八五〇 | | 二二九三三 | 二二九三三 | 二二九三三 | 二二九三三 | 二二九三三 | 二二九三三 | 二二九三三 | 二二九三三 | 九九九九九 |

| 大阪商船 | | 日本郵船株式会社 | | | | | | | | | |
|-------------|-------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| 大連—天津、青島、上海 | 大連—基隆、大連、天津 | 大連—神戶、名古屋、大阪、神戶、門司、崎戸、長崎、香 | 大連—神戶、名古屋、大阪、神戶、門司、崎戸、長崎、香 | 大連—神戶、名古屋、大阪、神戶、門司、崎戸、長崎、香 | 大連—神戶、名古屋、大阪、神戶、門司、崎戸、長崎、香 | 大連—神戶、名古屋、大阪、神戶、門司、崎戸、長崎、香 | 大連—神戶、名古屋、大阪、神戶、門司、崎戸、長崎、香 | 大連—神戶、名古屋、大阪、神戶、門司、崎戸、長崎、香 | 大連—神戶、名古屋、大阪、神戶、門司、崎戸、長崎、香 | 大連—神戶、名古屋、大阪、神戶、門司、崎戸、長崎、香 | 大連—神戶、名古屋、大阪、神戶、門司、崎戸、長崎、香 |
| 那長 | 古良 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 |
| 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 | 丸丸 |
| 七七 | 七七 | 七七 | 七七 | 七七 | 七七 | 七七 | 七七 | 七七 | 七七 | 七七 | 七七 |
| 四四 | 四四 | 四四 | 四四 | 四四 | 四四 | 四四 | 四四 | 四四 | 四四 | 四四 | 四四 |

第三章 貿易都市大連

一三三

| | | | |
|----------|-----------------|--------|-------|
| 東和汽船株式會社 | 大阪—營口—大連 | 第七原田丸 | 一、二六九 |
| | 大連—門司—神戸—大阪 | 昭昌丸 | 一、九三二 |
| | 大連—天津 | 協成丸 | 二、五五五 |
| | 横濱—大連 | 萬順丸 | 三、〇二六 |
| | 横濱—大連 | 加利丸 | 三、一〇一 |
| | アグホオタンギ、大連、名古屋 | 豊彦丸 | 五、四四九 |
| | 大阪、名古屋、大連、横濱 | ほるどう丸 | 六、五六六 |
| | 横濱、大連、清水 | 福慶丸 | 三、〇八七 |
| | 横濱、大連、名古屋 | 文元丸 | 三、四一九 |
| | 神戸、大連、ニューオルリアンス | ノルダン丸 | 四、七〇〇 |
| | 神戸、大連、門司 | 大明丸 | 九八四 |
| | 神戸、武蔵、大連、名古屋 | アーセニツク | 五、三五〇 |
| | 大阪、大連、天津 | 坤利丸 | 三、一〇六 |

康和海運株式會社

| | | | |
|----------|-----------------|----------|-------|
| 康和海運株式會社 | 神戸、四日市、名古屋、大連 | オルクムバトク | 五、七七九 |
| | 唐津、横濱、大連 | セントクエンテン | 三、五二八 |
| | マニラ、神戸、大連、バルチモア | タスマニヤ | 四、四四〇 |
| | 宇品、名古屋、横濱、大連 | パニス丸 | 六、五七一 |
| | 横濱、武蔵、大連 | ラングリゴリス | 四、五二四 |
| | 神戸、大連 | ウエストマンナム | 五、七五三 |
| | 神戸、名古屋、清水、大連 | 多聞丸 | 八、一三四 |
| | 桑港、神戸、大連、紐育 | 君川丸 | 六、八六三 |
| | 清水、名古屋、横濱、大連 | 昌山丸 | 二、九三九 |
| | バルチモア、神戸、大連、紐育 | 聖川丸 | 六、八六二 |
| | 名古屋、大阪、大連 | 東寮丸 | 三、一九四 |
| | オレゴン、名古屋、大連 | バルバレイル | 七、二〇三 |
| | 名古屋、大阪、神戸、大連、天津 | 昌壽丸 | 一、九九一 |
| | 門司、清水、大連 | 裕山丸 | 六、〇三九 |

第三章 貿易都市大連

一三三

第三章 貿易都市大連

二三

| | | | |
|--------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 和記洋行 W. H. Winning & Co. | B Line—(復線) Dairen, Chefoo, Tsingtao, Cebu, Singapore, Port-said, Marseilles, Rotterdam,..... Hamburg. Name of Steam Ship Co.—Hamburg-America Linie, | A "Sauerland" B "Scheer" C "Tirpitz" A "Vogtland" | 7,087 8,298 7,970 6,608 |
| | San Francisco, Los Angeles, Cal.—Yokohama, Shanghai, Tsingtao, Taku-Bar,..... Dairen. | 1 "Golden Hind" | 7,498 |
| | San Francisco, Portland, Oreg.—Shanghai, Tsingtao, Taku-Bar,..... Dairen. | 2 "California" | 5,441 |
| | San Francisco, Los Angeles.—Yokohama, Shanghai, Tsingtao, Taku-Bar,..... Dairen. | 1 "Golden Sun" | 7,461 |
| | San Francisco Portland.—Shanghai, Tsingtao, Taku-Bar,..... Dairen. | 1 "Texas" 1 "Kentucky" 1 "Illinois" | 5,688 5,376 5,447 |
| | San Francisco, & Los Angeles,..... ditto | 1 "Golden Horn" | 6,368 |
| | San Francisco, & Portland,..... ditto | 1 "Michigan" | 5,648 |
| | Name of Steam Ship Co.—Stokes line steamship Co. | | |
| | London, Middlebrough, Antwerp, Rotterdam, Hamburg, Port Said, Penang, Singapore, Hongkong, Shanghai, Taku-Ba, Dairen, Tsingtao, Sanchai, Hongkong, Philippin, Singapore, Penang, Colombo, Port Said, London..... Final Destination:—Dairen. | 2 "Glenafric" 2 "Glenapp" 2 "Glenfinlas" 2 "Glenbeg" 2 "Glenagarry" 2 "Glenogle" 2 "Gleniffen" 2 "Glenashin" 2 "Rathashin" 2 "Glenashel" | 7,728 9,502 9,502 9,467 9,489 9,513 9,588 9,588 9,414 |
| | Name of steam ship Co.—Glen Line Ltd, London. | | |

| | | | |
|--------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| 和記洋行 W. H. Winning & Co. | Gothenburg.—Oslo, Antwerp, Hamburg, Marseilles, Port Said, Colombo, Singapore, Manila, Hongkong, Shanghai, Yokohama, Kobe, Dairen, Taku-Ba, Sanchai, Hongkong, Straits, Port Said, Antwerp, Rote dan, Hamburg, Gothenburg,..... Final Destination:—Dairen. | 2 "Canton" 2 "Delhi" 1 "Formosa" 1 "Japan" 1 "Nagata" 1 "Nanking" 2 "Peiping" 2 "Shantung" 2 "Tamura" 1 "Agata" | 5,778 4,571 5,554 5,290 6,529 5,581 6,590 6,527 6,590 4,568 |
| | Name of Steam Ship Co.—Swedish East Asiatic Co., Ltd | | |
| | Hongkong-Canton, Foochow, Swatow, Shanghai, Tsingtao, Chefoo, Dairen, Tsingtao, Chefoo, Dairen, Samsan,..... Final Destination:—Tientsin. | 1 "Chakwang" 1 "Panang" 2 "Fooking" 2 "Hansang" 1 "Hopang" 1 "Lee Sang" 2 "Noriken" 2 "Tai Shen Hong" 1 "Tingsang" | 2,858 2,856 2,884 2,148 2,148 1,655 2,924 2,951 2,254 |
| | Name of Steam Ship Co.—Indo China Steam Navigation Co., Ltd | | |
| | Batavia.—Sourabaya, Samarang, Cheribon, Munton, Hongkong, Dairen, Keolung, Hongkong, Cheribon, Samarang, Sourabaya,..... Batavia. | 2 "Tikembang" 2 "Tiketrang" 2 "Tijssak" 2 "Tjisondari" 1 "Tjassarwa" | 9,605 8,013 6,782 5,038 7,688 |
| | Name of Steam Ship Co.—Java China Japan Lijn. | | |
| | Calcutta.—Rangoon, Penang, Singapore, Hongkong, Amoy, Shanghai, Mof, Kobe, Osaka,..... Yokohama. | 1 "Sirdhana" 1 "Talpa" 1 "Tiawa" | 7,745 9,996 10,006 |
| | Name of Steam Ship Co.—British India Steam Navigation Co., Ltd (Everette Line) | | |
| | Neworleance.—Port Arihar (U.S.A.), Boston, Galveston, Panama, Sanpedro, Honolulu, Yokohama, Kobe, Osaka, Dairen, Shanghai,..... Manila. | 1 "Scottsburg" | 7,771 |
| | Name of Steam Ship Co.—United States Shipping Board | | |

第三章 貿易都市大連

一三

第三章 貿易都市大連

| | | | | |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------|
| London (Despatch port) Final Destination Dairen Name of Steam Ship Co.:—Glen Line Ltd, London. | | | 2 "Glenbeg" 7 "Radnorshire" 22 "Glenashel" 2 "Glenarry" 2 "Glenogle" 1 "Gleniffar" 1 "Antalyeus" 1 "Pinnahire" 1 "Glenahlas" | 9,467 7,727 9,503 9,414 9,452 9,512 9,528 7,621 7,725 7,572 |
| Gothenburg Dairen . Name of Steam Ship Co.:—Glen Line Ltd, Ltd. | | | 2 "Nippon" 2 "Negara" 1 "Shantung" 1 "Nanking" 1 "Tanzara" 1 "Peping" | 6,095 6,595 6,527 6,821 6,821 6,824 |
| Trieste to Dairen . Name of Steam Ship Co.—Lloyd Triestino. | | | 1 "Sumatra" 2 "Volpi" 1 "Himalaya" | 6,140 6,291 6,243 6,289 |
| Hongkong Tientsin . Name of Steam Ship Co.—Indo-China Steam Navigation, Ltd. | | | 1 "Thames" | 2,256 |
| Batavia—Dairen—Batavia Name of Steam Ship Co.—Java China Japan Lijn. | | | 4 "Tjessoeng" 2 "Tjessak" | 7,082 5,786 |
| Trieste—Brindisi, V.ria, Portofino, Hongkong, Singapore, Shanghai, Kobe, Yokohama, Dairen, Macassar, and etc. Final Destination:— Dairen . Name of Steam Ship Co.—Lloyd Triestino. | | | 1 "Sumatra" 3 "Ranyama" 1 "Gloria Stella" 1 "Hilda" 1 "Himalaya" 1 "Mauly" 1 "Volpi" 1 "Arabia" 1 "Corbellazzo" | 6,140 6,243 5,489 2,973 6,282 5,463 5,297 7,024 5,292 |

和記洋行
W. H. Winning
& Co.

| | | | | |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--|--|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| Trieste—Brindisi, Venice, Port Said, Hongkong, Singapore, Shanghai, Kobe, Yokohama, Dairen, Macassar, & etc. Final Destination:— Dairen . Name of Steam Ship Co.—Lloyd Triestino. | | | 1 "Sumatra" 1 "Ranyama" 1 "Gloria Stella" 1 "Hilda" 1 "Himalaya" 1 "Mauly" 1 "Volpi" 1 "Arabia" 1 "Corbellazzo" | 6,140 6,243 5,489 2,973 6,282 5,463 5,297 7,024 5,292 |
| United Kingdom and Continent—Straits, Hongkong U. Kentonment . | | | 1 "Aeneas" 1 "Antenor" 1 "Hektor" 1 "Saipidon" 1 "Patroclus" 1 "Antiochus" 1 "Ajax" 2 "Achilles" 1 "Proklesiaus" 1 "Mertion" 1 "Titan" 1 "Teucor" 1 "Porseus" 1 "Promethius" 2 "Calchas" 1 "Hekans" 1 "Menelaus" 1 "Asipenor" 1 "Tyndareus" | 10,053 11,174 11,174 11,571 11,571 11,514 9,053 7,457 11,402 9,571 7,501 9,028 9,073 10,832 10,832 10,304 10,304 7,383 10,307 7,381 11,351 |
| Hongkong—China, Japan & Canada ports Seattle . Name of Steam Ship Co.—Blue Funnel Steamers. | | | 4 "Lion" 4 "Tahythus" | 10,283 10,283 |
| Hongkong—China port Hongkong . Name of Steam Ship Co.—China Navigation Co. | | | 1 "Suixiang" 1 "Seethen" 1 "Lichow" 1 "Kiangsu" | 2,597 2,604 2,000 2,051 |

太古洋行
Butterfield &
Swire

第三章 貿易都市大連

第三章 貿易都市大連

| | | | | |
|---------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| フリナー 商會 Bryner & Company. | Oslo—Antwerp, Rotterdam, Lisbon, Marseis, Port Said, Colombo, Singapore, Hongkong, Shanghai, Kobe, Yokohama, Daifren. | Name of Steam Ship Co.—Wilh. Wilhelmsen, Norway. | "Tannered" "Tamerlang" "Tai Ping" "Talsac" "Tribolot" "Touraine" "Tiranna" "Tai Yang" "Triton" "Tavonga" "Troja" "Toulouse" | 6,094 6,778 7,019 6,798 6,850 5,811 7,297 7,049 6,907 7,003 6,650 7,027 |
| | Rotterdam—antwarp, Hamburg, Rotterdam, Genoa. Port said, colombo, Singapore, manila, Hobong, Shanghai, Dairen, Yokohama Kobe. | | "Zuiderbek" "Groolbek" "Gastkerk" | 8,494 8,683 8,679 |
| フリナー 商會 O. H. Ang & Co. | Vancouver—Port of Call, Same as above, Daifren. | | "Astoria" "Orestene" "Daldorh" "Columba" | 4,454 4,370 5,571 4,488 |
| | Singapore—Hongkong, Shanghai, yokohama, Osaka, Kobe, Tsingtao, Daifren. | | "Havel" "Donan" "Seale" "Isar" "Lahn" "Fula" "Irsve" "Lippe" "Main" "Neckar" "Oder" "Paukan" "Kohn" | 7,256 9,085 7,298 9,089 9,089 5,483 7,744 7,949 7,949 7,624 8,417 8,516 7,798 7,881 |
| 香港(臨時).....大連 | | "Pronts" | 1 | 2,901 |

大連に於ける船舶関係業者

| 船舶業者名 | 資格 | 代理する船會社名 | 所 | 在 |
|-----------------|-----|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|-----|
| 三井物産船舶部 | 支店 | | 市内山縣通り | 一八二 |
| 大阪商船株式會社 | 支店 | | 同 | 三三三 |
| 大連汽船株式會社 | 支店 | | 同 | 一九五 |
| 日本郵船株式會社 | 出張所 | 近海郵船、朝鮮郵船會社 | 同 | 一八一 |
| 山下汽船株式會社 | 支店 | | 同 | 一九九 |
| 阿波共同汽船會社 | 支店 | | 同 | 二〇〇 |
| 松浦汽船株式會社 | 本店 | 利通輪船公司 | 同 | 三〇〇 |
| 東和汽船株式會社 | 本店 | | 同 | 二四四 |
| 鶴谷汽船株式會社 | 支店 | | 同 | 一五三 |
| 康和海運株式會社 | 支店 | 川崎汽船會社 | 同 | 一八 |
| 政肥輪船有限公司 | 支店 | | 同 | 三九 |
| 匯興輪船分公司 | 支店 | | 同 | 二二 |
| 大連海運株式會社 | 本店 | | 同 | 四 |
| 裕祥輪船會社 | 本店 | | 同 | 一五六 |
| イリス商會船舶部 | 支店 | Hamburg-Amerika Linie, Germany, States Line Steam Ship Co, U.S.A. | 同 | 二 |
| (ハタチフィールド、スワイヤ) | 本店 | China navigation Co, Blue Funnel Line | 同 | 二二 |
| (太)古洋行 | 本店 | With Wilhelmsen, Norway, Holland East Asia Line, Anglo Canadian Shipping Co, Vancouver, Combsell Bros & Co, London, United Steam Ship Co, New Castle. | 同 | 二二 |
| (フリナー商會) 百利洋行 | 本店 | | 同 | 二二六 |

第三章 貿易都市大連

第五節 大連港の將來

大連港の經濟的發展は其の背後地たる滿蒙の富源に因るは謂ふまでもなく、滿洲國の開發と共に益々物資の集收地として鞏固なる地位を占むることは當然である。爾く大連港の勢力が滿蒙大陸の産業と密接の關係を有することは贅言を要しない所で奥地の開拓、鐵道の普及生産工業の勃興等に因つて將來著しき好轉を齎すであらうことは最早議論の餘地はない。

斯くて僅々三十餘年の歳月の間に見る影もなかつた遼東半島東南端の一漁村から、一躍東洋屈指の一大貿易港として世界交通、貿易上重要な存在を獲得するに至つたのである。

滿洲國の國有鐵道が滿鐵の委任經營に移り、鐵道總局をして統轄せしめて以來、各線の業績漸く順調を辿り、これに因つて大連港が異數の躍進を示したことは周知の事實であつて、港勢の伸展に伴ひ自然沿岸諸港の中繼港たる地位を占め、日支兩國間の經濟關係が緊密化するに従ひ、渤海沿岸の諸港との間に中繼港としての實質を具有するに至るは火を見るよりも明かである。

新興滿洲國の經濟的發展は、大連港の進運と不可分の問題であつて、果して如何なる程度にまで進歩を見せるかは未知數に屬するが、舊東北政權時代の執拗な重壓と排斥行爲を敢てされながら、尙且つ大連港今日の位置を築き上げて來たことを考へると、假令北鮮の吞吐港が開かれたとしても、滿鐵本線を當ほす經濟的進歩は、優に之等諸港に分けらるゝ物資を補充して餘りあることが信ぜらるゝ。

而かも關東州が工業地帯として發展の可能性あることは、工業の條章下に於て評述したる如く鐵、石炭其他滿洲に生産せらるゝ工業原料を最も經濟的に處置する場所が關東州であり、大連であることを想ふとき、將來其の製品及

び原料が貿易の目的物となつて陸揚げ積みみせらるゝ壯觀を描けば、大連は單なる通過性貿易港のそれと甚だ多くの相違があり、所謂底力ある吞吐港であることが領き得られるのである。

更に大連、營口、安東、葫蘆島四港によつて取扱はるゝ滿洲の對外貿易は、今後羅津にも相當重要な役割を當てることとなるであらうけれども、中心的海港の位置は地理的に恵まれ且つ港灣設備其の他の施設よろしきを得た大連によつて占めらるべきは、假令將來幾多の變遷があつたとしても殆んど不變と見られてゐる。

第四章 商 業

第一節 總 說

大連に於ける日本人の商業は明治三十八年五月駐屯軍に對する物資の賣込みを目的とし其の筋の許可を得た陸軍用達商人の手によりて開業されたのを濫觴とする。次いで三十九年九月一日關東都督府の創設と同時に邦人の自由渡航が許可されて以來續々と移住し來り間もなく滿鐵會社が創立され諸般の施設に着手したので來往者の激増となり、各種商業に従事するものが日を逐ふて多きを加へた。而して渡航制限が撤廢されて三年後の四十二年の末には商店數一千百七十八を數へるに至つた。當時に於ける商店は大部分が個人經營に屬し、會社經營のもので大連に本店を有するものは株式會社、合資會社を通じて僅に九、内地に本店を有するもので本店、出張所を置くものが二十五に過ぎなかつた。營業別からすれば輸出入貿易商及各種商品の卸小賣で、中でも食料雜貨商が首位を占めてゐた。これ等の同業者は相集つて滿洲重要物產輸出組合、食料品問屋組合、大連食料品雜貨商組合、大連藥業組合等を設立し、また大連實業會(商工會議所の前身)を組織して商機の擴張と利益増進及び權利の保護に努め併せて關係事項の研究調査に従ふ等當地商業の發展と居住者の増加に連れ商機は次第に活況を呈して現在本店を有するもの株式會社二一五、合資會社六〇八、合名會社九四、その外に支店出張所、計一、〇四二の多きに達し物品販賣業即ち中小商店の數のみにても二千九百を突破する股盛を極め大正九年以後に於ける世界不況に禍されながら漸次發展の一路を辿り今日の商況を呈するに至つた。

以上は單に邦人經營に屬する既往の商業界を概説したるに過ぎざるが、一方滿支人も大連商業界には根強く邦商と

競争的立場に於て急進的に發展し、殊に滿洲國の建設後に於ては日滿人は協同的態度を持し、居住人口の漸増に伴ふて秩序する發達を示してゐるは事實である。一船商勢から見れば、特産物を主とする海外及内地への輸出方面は、近來稍々不振を免れざるも、滿洲國の建設資材としての輸入貨物は非常に激増せるがために之ら輸入商の勃興著しきものあり、市中の商況時局柄、需給兩方面にて多少の統制が加へられつゝあるも、商況は依然活氣を呈し大連市繁榮の基礎を築き、所謂邦人間の共喰ひ的を免れざるにしても、市況は滿洲各都市に比して巋然一頭角を現はして、我が日本人の外地に於ける唯一の繁華都市たる事實を明かにしてゐるのである。

第二節 銀行 金融

滿洲に於ける邦人經營の金融機關は日露戰役前、明治三十三年一月開設に係る橫濱正金銀行牛莊支店を以て嚆矢とする。

偶々日露の開戦となり同行は急速なる發展を示し、明治三十七年には更に支店を大連に其の他に出張所を増設した。翌三十八年十二月政府は戦後經營の一端として同行をして滿洲に於ける中樞金融機關の任に當らしむることに決し、其の固行業務の外金庫事務の軍用手票の回收、銀券の發行を併せて行はしめたのである。更に四十三年五月政府は一般の要望を容れ産業の發達を促進せしむる爲め特に三百萬圓の低利資金を融通して不動産を抵當とする長期興業資金の供給を開始せしめた。所謂特別貸付がこれである。特別貸付金は大正二年七月に至り五百萬圓に増加した。而して内百萬圓は滿洲以外の支那各地支店の特別貸付金に流用することを命じた。又正金銀行券は滿洲に於ける唯一の信賴すべき銀本位通貨として漸次その信用を高めたが、一面邦人の渡滿するもの漸増するに從ひ、邦人相互間に於ける一般取引に金券を用ひる傾向が激次濃厚となり、財政關係に於ても收支の標準を金に依ることに改めたので、大正二年

七月更に五箇年を限度として正金銀行に對し金券の發行を當局は許可したのである。斯の如くにして正金銀行は爲替銀行にして金銀券發行銀行を兼ね、傍ら不動産の金融も管掌して邦人の進出を助成したが、滿洲經濟界の進歩發達と、これに伴ふ我通貨統一の必要により政府は大正六年滿洲特種金融機關の制度更新を行つた。即ち政府は同年十一月限り金券の發行を朝鮮銀行に移管せしめたのである。而して不動産金融に關しては同年新に滿洲に進出せる東洋殖産株式會社をしてこれに當らしめ、正金銀行はその本來の使命たる爲替業務を専らとし、主として銀券(鈔票)を發行して貿易金融に當らしめたのである。茲に於て滿洲に於ける特殊金融機關は朝鮮銀行、正金銀行及東洋殖産會社の三社鼎立しての機能を分任せしむることとなつたのである。

次で正金銀行の銀券發行は廢止せられ、朝鮮銀行は關東州及鐵道附屬地に於ける中央金庫の業務を代理し、その發行に係る朝鮮銀行券を州内に於ける法貨として一般に強制通用力を有せしむるに至り、鮮銀は滿洲各地に支店及出張所を開設して専ら金融機關たる機能を發揮した。而して正金、鮮銀、東拓等の特殊金融機關の外に、邦人經營の銀行として正隆銀行、龍口銀行、大連銀行、教育貯蓄銀行支店等の地方銀行が設立されてゐたが、龍口、教育の兩銀行は破綻し、大連銀行は滿洲銀行と改稱し、次で滿洲國に於ける金融機關統制となり、滿洲興業銀行は正隆、滿銀の業務を繼承し、茲に大連にては正金銀行、朝鮮銀行の支店及滿洲興業銀行の各支店が、一般金融機關として存在し、臺灣銀行、三井、三菱、住友、第一の各銀行も出張所を開設するに至つた。

現在大連の銀行本支店出張所を表示すれば次の如くである。

銀行業

| 資本 | 拂込金 | 所在地 | 名稱 | 備考 |
|-------------------------------|---------|------|-------------|-----|
| 一〇〇,〇〇〇 <small>(單位千円)</small> | 一〇〇,〇〇〇 | 大田通り | 滿洲正金銀行 | 支店 |
| 一〇〇,〇〇〇 | 六二,五〇〇 | 山縣通 | 三井銀行 | 出張所 |
| 一〇〇,〇〇〇 | 六〇,〇〇〇 | 山縣通 | 三井銀行 | 出張所 |
| 一〇〇,〇〇〇 | 五〇,〇〇〇 | 山縣通 | 住友銀行 | 出張所 |
| 七〇,〇〇〇 | 五〇,〇〇〇 | 山縣通 | 第一銀行 | 出張所 |
| 五七,五〇〇 | 五七,五〇〇 | 山縣通 | 東洋殖産株式會社 | 出張所 |
| 五〇,〇〇〇 | 五〇,〇〇〇 | 山縣通 | 朝鮮銀行 | 出張所 |
| 四五,〇〇〇 | 四五,〇〇〇 | 大田通り | 朝鮮銀行 | 出張所 |
| 四五,〇〇〇 | 四五,〇〇〇 | 大通り | 朝鮮銀行 | 出張所 |
| 四〇,〇〇〇 | 四〇,〇〇〇 | 西通り | 朝鮮銀行 | 出張所 |
| 三〇,〇〇〇 | 一五,〇〇〇 | 大田通り | 滿洲興業銀行 | 支店 |
| 三〇,〇〇〇 | 一五,〇〇〇 | 伊勢町 | 滿洲興業銀行伊勢町支店 | 支店 |
| 三〇,〇〇〇 | 七,五〇〇 | 山縣通 | 滿洲中央銀行 | 支店 |
| 三〇,〇〇〇 | 七,五〇〇 | 山縣通 | 中國銀行 | 支店 |
| 六〇,〇〇〇 <small>(單位千元)</small> | 六〇,〇〇〇 | 山縣通 | 金城銀行 | 支店 |
| 一〇〇,〇〇〇 <small>(單位千元)</small> | 七〇,〇〇〇 | 山縣通 | 交通銀行 | 支店 |
| 一〇〇,〇〇〇 <small>(單位千元)</small> | 七〇,〇〇〇 | 大田通り | 交通銀行 | 支店 |
| 一〇〇,〇〇〇 <small>(單位千元)</small> | 七〇,〇〇〇 | 越後町 | 交通銀行 | 支店 |
| 一〇〇,〇〇〇 <small>(單位千元)</small> | 二〇,〇〇〇 | 山縣通 | 花旗銀行 | 支店 |

關東廳は庶民金融の硬塞を緩和する爲め朝鮮に於ける金融組合の制度に倣ひ大正十三年以降三箇年間に關東州内に

合計五箇の村落金融組合を設立せしめ、各組合に對し地方費を以て基本金一萬圓を補助したる外、設立後數箇年間組合經費の一切を補助し之を助成したるが、其の成績甚だ良好にして農村經濟の發達に寄與するところ甚だ渺からざるものあるに鑑みて、此の種の施設を州内及鐵道附屬地の各都市に及ぼし、邦人中小商工業者の金融緩和に資せんとし金融組合令は昭和三年五月勅令第八十九號を以て其の發布を見十月一日より施行せられ各地に金融組合が組織せられた。而して其の業績を見るに何れも順調なる發達を遂げ、村落組合は既に獨立自營の域に達し經濟都市組合に於ても大連、沙河口の二組合は各財政的に獨立の域に達した。

組合の出資金は都市組合に在りては一口金五十圓、村落(會屯)組合に在りては小口小洋十元として一組合員に對する都市組合の信用貸付限度は二千圓で、擔保を徵する場合に限りて五千圓迄貸出し得ることになつてゐる。村落に在りては信用貸付の場合は金又は銀五百圓とし擔保を徵する場合は銀三千圓を限度とすることになつてゐる。

更に庶民金融機關として十餘の講會營業があつたが是等の多くは財界好況時に於て簇出したもので、其の成績良好でないのみならず、取締規則(廳令)に於ても資金の運用制限、重役の責任等に關し擔保會社たる責任を遂行せしむる上に不完全なるものあるを認めためたので大正十五年七月内地の無盡業法に則り、これら滿洲特種の特許を斟酌したる無盡業令(勅令)を發布し昭和二年七月より施行し之を取締ることとした。本令は其の後昭和六年無盡業法の改正に伴ひ勅令第六十一號を以て改正せられ同年廳令第二十一號を以て更に細則の改正を見た。

昭和八年六月末迄に於て無盡業令に依り無盡を免許せるもの大連に二社其の他に七社ある。これ等業者の經營せる無盡は大坂式のもの七社、東京式のもの一社及び兩者を併せ營むもの一社である。又其の無盡の種類は三百圓會、五百圓會、千圓會、千五百圓會、三千圓會及び五千圓會の六種あるも就中最も歡迎せられてゐるのは五百圓會及千圓會である。大連に於て無盡會社の先陣を承つたものは遼東無盡會社で同社は大正八年九月の設立に係り昭和二年十月無

盡業令により營業を免許されたものである。次いで大正十五年十一月第一無盡會社が設立され昭和二年七月無盡業令發布と同時に登記して免許を受け大連に於ける無盡會社の相壁として今日に及んでゐる。而して前者は公稱資本金五〇萬圓後者は二〇萬圓何れも四分の一拂込である。

現在大連に於て此の種金融を業とするもの信託會社を併せて九社あり左に之を列記して參考に供することにした。

| 會社名 | 公稱資本金 | 拂込資本金 | 所在地 |
|---------------|------------|-----------|-----|
| 滿洲不動貯金株式會社 | 一〇,〇〇〇,〇〇〇 | 二五〇,〇〇〇 | 信濃町 |
| 滿洲不動產信託株式會社 | 二,〇〇〇,〇〇〇 | 五〇〇,〇〇〇 | 山城町 |
| 日本證券信託株式會社 | 五,〇〇〇,〇〇〇 | 一,二五〇,〇〇〇 | 愛宕町 |
| 遼東信託株式會社 | 四〇〇,〇〇〇 | 一,二五〇,〇〇〇 | 春日町 |
| 第一無盡株式會社 | 二〇〇,〇〇〇 | 五〇〇,〇〇〇 | 浪速町 |
| 大連取引所信託株式會社 | 一五,〇〇〇,〇〇〇 | 六〇〇,〇〇〇 | 山縣通 |
| 大連取引所儲蓄信託株式會社 | 五,〇〇〇,〇〇〇 | 一,二五〇,〇〇〇 | 愛宕町 |
| 大連株式信託株式會社 | 一〇,〇〇〇,〇〇〇 | 二,五〇〇,〇〇〇 | 數島町 |
| 大連商品信託株式會社 | 一〇,〇〇〇,〇〇〇 | 七五〇,〇〇〇 | 同 |

尙滿洲事變後金融機關として重要視されてゐるものに大連輸入組合がある。同組合は昭和三年四月十日の創立に係り組合員の商品仕入斡旋と金融を本來の使命としてゐる。但しこれが金融は普遍的機關ではなく單に組合員のみ金融機關に過ぎないが、滿洲國の治安交通其の他の諸制度漸次整備の緒に付き、これに伴ひ建設工作愈々活況を呈するに至り地方に於ける産業文化の開發と共に市況は益々活潑を極め、これが直接の原因となりて創立以來受難續きの同

これ等の特産物は約一、五五〇萬町歩の既墾地より生産せらるゝものであつて、尙將來開墾せらるべき可耕地は一、七三〇萬町歩を有し現に年々約二〇萬町歩の新開墾地が増加せらるゝ状態である。即ち農業の進歩に伴ふ増産も亦大いに期待せられて居り、今茲に滿洲特産物中最も重要な地位を占むる大豆及其の製品たる豆粕、豆油の三品並に包米、高粱に對し少しく説明を加へ將來の大勢判断の資料に供することゝしよう。

大豆が今や世界的商品として、獨特の地位を占め現在各國に於て多量の消費を見る様になつたのは、我國に於ける豆腐、味噌、醤油等の如き大豆直接の利用の爲だと謂ふよりも寧ろ大豆の加工製品たる豆粕及豆油の用途が盛大なるものがあるが爲めである。豆油は舊來燈用、滅燭用或は食料用のみに止まらず、化學工業の發達に伴ひ現今に於ては左記の如き新用途に向つて其の需要を喚起しつゝある。即ち精製油(サラダ油)人造牛酪(マーガリン)石鹼、蠟燭、グリセリン、脂肪酸、防水劑、塗料(ペイント)、ワニス、リノリウム)は革工業用劑等であつて、就中「マーガリン」を以て最重要とし、硬化油として廣く使用せられ、歐米に於ては棉實油、亞麻仁實油、椰子油等と並び重視せられてゐる。尙亦近時「ゴム」の代用、石油代用、火藥原料等の新利用方法が發明せられ、今後益々其の用途が擴張され、これが利用量は必然増加すべく前途洋々たる觀がある。

豆粕は従來主として日本及南支方面では肥料としてのみ使用せられてゐたが、硫安の出現殊に大戰後硫安の價格暴落の結果豆粕利用の上に大なる脅威を齎したるかの如き觀があつたが、近時豆粕は肥料として特殊性能を認めらるるに至り、しかも日本に於ては家畜飼料として之を使用し更にその殘滓を肥料とするの風を招來し、漸次此の方面の需要著しく増加の傾向を呈しつゝあつて、豆粕利用の前途に一大光明を投ずるものと謂はねばならぬ。要するに豆粕の所謂飼料化運動は家畜の増殖を促進するのみならず、安價に肥料を供給することとなる結果、既に疲勞困憊に陥りつゝある日本農村の危機を救ふ所以であつて邦家の爲め殊に慶賀すべきことである。更に醬油、ソース、味の素、ビ

スケット等の食料品原料及セルロイド代用品、水性塗料其他の工業原料として利用せらるゝものが漸く増加しようとしてゐる。夙に滿鐵では特に大豆の消化に意を用ひ中央試験場に於て實驗に成功し愈々昭和八年度より工場建設に着手し酒精抽出法による豆精の製造に乗り出した。豆精は直に食料品に適するばかりでなく、亦營養價値の甚大なるものがあることを立證せられ、此の豆精に適度の澱粉を混合するときは小麦代用品となり、將來の食糧問題に大なる變革を期待さるゝに至つた。又豆精は高級完全なる飼料として今後廣く利用せらるゝは疑を容れざる所であつて、且同豆精抽出法の副産物たるレシチンは既に獨逸其他に於て専ら強壯劑、營養劑として使用さる外食料及工業用として利用の途は漸次擴大されつゝある現狀である。

高粱は滿洲農民の主食品である關係上、生産額に比し從來の輸出額は僅々銀二〇萬海關兩に過ぎなかつたが、最近燒酎及飼料の原料として日本内地方面に仕向らるゝもの漸く増加するに至り、他方澱粉として特殊の性能を有するところが發見せられ、將來日本人方面の利用が有望視されてゐる。

玉蜀黍即ち包米は貿易品としては未だ重要視されてゐない。滿洲では高粱同様農家の主食品として自給自足の範圍を出てゐないが、米國に於ては早くより重要農産物の一として澱粉、シロップ、酒精等の原料或は飼料として大なる價值を認められてゐる。故に滿洲に於ても之が調製方法を改善するに於ては、將來海外に於ける利用も亦増大すべくこれが將來には専門家も相當の期待を掛けてゐる。

右の外、小麦、粟、其他滿洲の特産物たる農産品は、耕地の擴大と農法の改善と相俟つて愈々其の産額を増加し世界第一流の穀倉たるに至るは期して疑を容れない所で、其の集散市場としての大連の將來を觀望すれば偉大なる發展の機運を包蔵すると云つても過言ではあるまい。

而して大連市場に於ける特産物の賣買取引は勅令の定むる所に由りて、總て官營大連取引所に於て行はれてゐる。

尙清算擔保は政府の特許の下に附設せられたる大連取引所信託株式会社に於て取扱はるゝもので、従て滿洲特産物取引の消長は右信託會社の業績上必然一致すべき性質を有するものである。

官營大連取引所は特産物の安全且敏活なる取引を目的として大正二年其の設立を見るに到つたものである。

元來官營組織の取引所は日本には其の例を見ないが、滿洲の如く日滿人雜居し、歐米人亦其の取引に参加する地に於ては、株式組織又は會員組織にては、外國人の信頼を得ること困難である所から、研究の結果官營現制度を採用するに決したもので、爾來大いに其の特色を發揮しつつある。しかし官營取引所に於ては、賣買取引の履行を擔保し違約より生ずる損害を賠償することが出来ないもので、政府特許の下に其の當時の日支人當業者をして別に會社を設立せしめ、強制擔保の制度を實施するに至つたもので大連取引所信託株式會社が即ちそれである。而して同社が營業とする所は(一)大連取引所に於て成立せる先物取引の大豆、豆粕、高粱、包米及小麥等の履行の擔保及清算業務(二)同取引所取引人に對し特産資金の金融を行ふにありて、名は信託會社なるもの、實質は日本に於ける株式組織の取引所と同一の機能を有するものである。同社は大正二年六月資本金一百萬圓を以て創立せられたが、事業の進展に伴ひ大正八年資本金を三百萬圓に、次で大正十三年更に一千五百萬圓(拂込金六百萬圓)に増資した。然るに昭和五年以來銀價の大暴落に遭遇し、其の結果一方擔保力に大なる餘力を生じ、他方世界的不況の餘波を受け、資産内容頗る堅實なるに拘らず株式の市價は拂込額を割るに至つたので、此の機會を捉へ會社の内容強化工作の一として昭和六年八月二十日舊新各株三萬株宛の買入消却を斷行して資本金一千二百萬圓、拂込金四百十二萬五千圓として今日に至つたものである。

大連取引所は内地の取引所と其の趣を異にし有方なる實際の當事者を網羅し、實需取引を主眼とせる爲財界の不況に際しても尙綽々たる餘裕を存するは一大特色であつて、昭和六年九月以來の滿洲事變に引續く英國の金輸出禁止及

日本の金輸出禁止等の如き經濟界の大波瀾に際しても、我大連の取引市場は何等の動搖をも來さず平常と何等異る所なく取引を行つたのである。猶最近に於ては昭和八年三月上旬の米國に於ける財界大恐慌に對し、内外の各地取引市場は殆んど全部其の取引を一時休止せるにも不拘、當市場は遂に一日の立會休止をすることなく、極めて平穩裡に順調なる取引を繼續したるが如きは關係當業者の堅實と共に自重を如實に物語るものであつて我取引所の特色を遺憾なく發揮したものと謂はねばならぬ。現在に於ける取引人は七十七名であつて之を營業別にすれば次の如くである。

| | | | |
|----------|----|--------|----|
| 油房(製油工業) | 二七 | 仲 買 商 | 二四 |
| 油房兼輸出商 | 七 | 油房兼仲買商 | 五 |
| 輸 出 商 | 一一 | 輸出兼仲買商 | 三 |

右取引人の内邦商の巨頭としては三井、三菱、日清製油(大倉系)、豊年製油、瓜谷商店等があり、滿華商としては東永茂、福順厚、裕昌元、鼎新昌、益發合、昇源、天和成等が其の代表的のものであり、外商には資本金五千萬クローネ積立金五千萬クローネを有する丁抹一流のイースト・アジアチック會社及英商和記洋行等がある。

第四節 商店街展 望

大連には近代的小賣商業組織たるデパートメントストアの進出も一般小賣商に脅威を與へる程度ではなく、従て此の方面の壓迫は今日の所問題視されてはゐないが、これに代るべき強敵が在滿邦商の苦惱の種子となつてゐる。滿洲消費組合及び關東州購買組合が即ちそれである。

周知の如く滿鐵社員と關東州職員とは在滿邦人の主體であつて消費經濟の對象とされてゐる。然るにこの對象の主體が特種なる經營體を以て全滿に配給網を張り巡らしてゐる。小資本を擁して立つ邦人小賣商が如何に遠慮してもこ

れ等特種經營體に抵抗することは至難であつて小賣商店街の不振の原因は茲に在る。更に内面的に考察するも日滿個別小賣商の激烈なる競争も擧げらるゝが、本問題に關して多年研究が遂げられ、又現實の問題としては市産業課がリーダーとなつて市中の中小商人を團結せしめ、商店協會を設立して之が強化工作に當り、會員相互の連繫と商權の擴張に最善の努力を拂つてゐる。商店協會は昭和九年六月設立されたもので設立の日淺きに拘らず參加會員數既に六百を突破せんとする趨勢を示してゐる。

現在に於ける市中の小賣商は前章總説の條下に掲げた如く、適確なる數に據るべき資料がなく判然しないが昭和四年度に於ける調査に依ると一小賣商店の得意先は平均七戸強となつてゐる。其の後市人口の異數なる増加によつて昭和九年度に於ける戸數八萬五千二百五十三戸に對し小賣商店六千四百三十三を數へ一商店の得意先平均十三戸餘に及び昭和四年度に於ける大阪市の一商店當り九戸の得意先に比して遙に有利な立場に置かれてゐる。

しかし乍ら單に數字に於て有利な地位にあつても市民の購買力の點では決して有利と云ふことが出來ないのである即ち小賣商の構成分子が日本人と滿人商人に區分されて居り、更に世帯數に於て滿人は過半數を占めてゐる。滿人は邦人に比して概して生活程度が低く、滿鐵商工課の調査に依ると日本人の生活費一日平均六十二錢に對し滿人は四十三錢三厘となつてゐる。

更に兩者の收入の點を比較して見ると日本人使用人一箇月平均二十九圓八十五錢に比し滿人使用人は平均十一圓となつてゐる。如述の事情を具に検討すれば寧ろ大連に於ける物品販賣を業とする商店は多きに失する憾みがある。

更に資金の回收率に於て邦商は滿商に比して極めて不利な立場に置かれてゐる。即ち日本人小賣商は百二十日を以て一回轉するに反し、滿人小賣商は八十八日を以て一回轉するから一年間に於ける資金回收率は日本人二回九四に對して滿人は四回一三となる。一日でも資金を早く回轉する方が有利であることは説明するまでもなく、從て滿人商は

邦人商に比し同一利益を産むには商品の價格を安く賣つて引合ふことになるのである。又掛賣高より兩者をみるに日本人商店は一店當り平均四萬一千五百圓なるに滿人商は一萬八千二百六十二圓となつてゐる。勿論この數字は一流商店を対象として比較したのであるが、二流三流の小賣商に至れば販賣額の大半が即ち掛賣と見て大差はない。

斯くの如く營業の一部を擧げて見ても日本商は滿人商に比して極めて凡ての條件が不利な立場に在ることが窺はれよう。

以上の如く大連商店街の現状は必しも華々しいものでなく、滿人商、滿鐵消費組合及び關東州應購組合等に特殊な經營體があつて多少困難な事情もあるが將來は大連の發展に伴れ大いに好轉す可き見込は充分にある。

第五章 市内交通

都市交通の消長は以て其の都市の文化を計るバロメーターであると云つても過言でない。と同時に交通なくして産業の發達は望めない。大連の市街は車道、歩道を區分して路幅廣く路面は凡てアスファルトを以て固め現代都市として東洋第一の稱がある。而して都市交通の重大使命を果しつつあるは滿洲都市交通會社である。

(一) 電車

滿鐵が市内の交通機關として延長十三哩餘、軌隔四呎八吋二分の一の電氣鐵道敷設計劃を樹て、明治四十一年三月關東都督府に出願同年十二月一般搬運を營むことを許可され翌四十二年五月二日軌道敷設工事に着手し同時に車庫の建設及車輛の組立をなし傍ら従業員を運轉及車掌には支那人を採用することとして之が養成に努めた。而して軌道敷設工事はその初期の豫定に屬する分が同年八月九日竣工を告げ、これに伴ふ架空線架設も約大半を終ると共に車輛特等並等合造ボギー式(三十臺の組立を了し)愈々四十二年九月二十五日より營業を開始し取敢ず左記區間を先行運轉することとした。

1. 大連埠頭を起點とし山縣通、紀伊町、監部通、信濃町を経て常盤橋より伏見臺電氣遊園地に至る路線
2. 吾妻廣場より分岐し第二ホーム前車庫に在る路線

而して之が過程を大別して見るに創業以來の二十數年を三期に分ち前十年即ち明治四十二年より大正七年に至る期間を主として創設時代にして明治四十三、四年に於て貨物線始め沙河口、星ヶ浦、老虎灘等の郊外線を延長し、等級制、時間乘車制度を採用したる時代なり。又大正八年より昭和三年に至る十年間は主として第一次的保守時代にて内

容の充實を計り軌道車輛の増設を行ひ大正八年時間制を廢止し、同十二年等級制を撤廢し同十三年市區擴張に従ひ、郊外各線の區間制度を廢止し、昭和三年更に星ヶ浦線終迄の區間を廢止し、これによりて全線均一制度を實現せしめたる整理時代あり、更に昭和四年以後今日に至る期間は第二次的保守時代にして且第二次的整理と見るべきである昭和十二年九月末日現在營業路線は客車線三二・六五・二米、貨車線二四・一米計三三・八九三・二米にて軌條は大部分八十封度を使用し道床は之も大部分コンクリートと爲し停留所八十六箇所中待合所を三十三箇を設備して乗客の便宜をはがす一車、四十四輛は單車なり。

現在の運轉系統は次の如し

◎電車運轉系統 (昭和十二年九月末現在)

| 系統 | 區 | 間 | 主要經過地 | 所要時分 | 軒程 |
|----|------|-------|----------------------|------|---------|
| 1 | 寺兒 | 西崗子市場 | 朝日廣場、滿鐵本社、常盤橋 | 二二 | 四、七四〇・二 |
| 2 | 數島廣場 | 平和 | 日本橋、常盤橋、春日町 | 二五 | 六、五一六・三 |
| 3 | 埠頭 | 大正廣場 | 山縣通、滿鐵本社、常盤橋、伏見町、聖德街 | 三〇 | 七、六二八・九 |
| 4 | 數島廣場 | 大正廣場 | 滿鐵本社、常盤橋、伏見町、聖德街 | 二六 | 六、六二八・三 |
| 5 | 埠頭 | 大正廣場 | 山縣通、數島廣場、日本橋、常盤橋、西崗子 | 三七 | 八、七二七・〇 |
| 6 | 數島廣場 | 大正廣場 | 沙河口神社 | 三〇 | 七、〇三六・一 |
| 7 | 中央公園 | 港 | 日本橋、常盤橋、西崗子、沙河口神社 | 三〇 | 七、〇三六・一 |
| 8 | 大正廣場 | 黑石 | 大通神社、朝日廣場 | 二四 | 二、七八五・七 |
| | | 星ヶ浦 | | 一四 | 四、九七四・七 |

第五章 市内交通

一五二

| | | | |
|---------------------------------|---------------------------------|----------------------------|-----------------------|
| 11 | 9 | 8 | 7 |
| 寺 兒 界 大 正 廣 場 | 沙 河 口 神 社 工 場 | 日 本 橋 波 止 場 | 埠 頭 老 虎 灘 |
| 朝日廣場、瀧澤本社、常盤橋、西馬子、沙河 口神社 | | | 山縣通、瀧澤本社、常盤橋、春日町 |
| 三五 | 二 | 四 | 三六 |
| 八五二四五 | 五四〇七 | 七三九四 | 九四七〇九 |

一註 ラッシュ時には(例)系統及朝日廣場大正廣場間運轉する(例)系統あり、之が行程六・六〇四・七米、所要時分二・五分なり

而して乗車賃金は總て金位を以てし、等級制、時間制、郊外區間制等幾多の變遷を経遂に今日の全線均一制に到達せしめた。即ち開業當初に於ける電車賃金は普通乗車賃特等一回六錢並等一回四錢一時間自由乗車賃特等八錢並等五錢三十回券乗車賃特等一圓五十錢並等一圓、學童回数券並等六十回五十錢、特等二十回券三十錢とし二級制を採用したるも此の等級制は東洋に於ける植民地其他の實情を參照し採用したるものにして、一車内を特等並等に區別し中國人中の苦力の如き下層階級者を賃金の差を以て一般乗客と區分せむとする目的なりしが逐年乗客數の増加に伴ひ、その目的を達し得ざる實況に陥り等級制の存在が却つて乗客乗務員相互甚だ不便を感ずるに至りたるを以て大正十二年五月遂に車體を改造し等級制を撤廢せり。又時間制は他の例を見ざる新例實施にして當初在住中國人の多數が新施設の公共交通機關に對し理解少なるべき點、短期間に教習せしむる爲不馴れの點等を考慮し能ふ限り乗換其他に關する複雑なる制度を避くる方針を採り且乗客の便宜と自由とを主眼とし乗客は與へられたる時間内に何れの方向へ幾回の乗車をも爲し得る様二時間乗車券を發行せるも營業後一箇年にして乗換券制度なき爲普通券使用者に不便の點あるを認め明治四十三年七月普通券を廢止し半時間券を以て之に代へ茲に全く時間制を施行するに至りたり。然るに切符發賣の根本精神に反すると共に幾多の不利不便を招來し且市の發達に伴ふ路線の延長乗客量が増大等に依る經驗は最早大連市に於ては時間制を以て乗客を整備するを救さざる状態となり、遂に大正八年十月斷然之を廢止し均一

乗換券發行制を採り今日に至つたものである。

尙市内線は創業當初より均一制を採り沙河口、星ヶ浦、老虎灘の各郊外線は各線を一區又は二區に分ちたる區間制を用ゐ來りたるも大連市の發展に依り各郊外地が市區に編入せられたる爲大正十三年七月全線に互り均一制を實施し昭和三年七月更に星ヶ浦終點に至る殘れる一部分をも均一制に包括したり。

其の後再び等級制實施の要望ありし爲めこれに代ふるに勞工車を昭和四年十二月一日より大正廣場、寺兒溝間に運轉せしめ、料金を四錢となし苦力階級に専用ならしめるも料金多少高率なりしたため昭和五年十一月三錢に低下せしめて今日に至つた。

現行料金左の如し

| | | |
|----------------|-------|-------|
| 普通券 | 一回 | 金五錢 |
| 勞工券 | 同 | 金三錢 |
| 普通回数乗車券 | 十一枚綴 | 金五十錢 |
| 同 | 二十二枚綴 | 金一圓 |
| 同 | 六十六枚綴 | 金三圓 |
| 通學回数乗車券 | 三十枚綴 | 金五十錢 |
| 通學期間乗車券(二箇月有效) | | 金四十五錢 |

昭和十二年度に於ける營業成績は總乗客數四二、二〇九、二六〇人、收入一、七五三、五七六圓五五錢 走行軒六、七一七、八三四・五軒、軒當收入二六錢一〇にして昭和十二年一日平均乗客數は一一五、六四二人なり。又市民が如何にこの文化交通機關を利用するかを見るに大連の人口一人當乗車回数一〇九回にして昭和四年の五〇・六回に比し約倍加

| | | | |
|---------------|---------------------------------|-------------------|--------|
| 老 虎 灘 線 | 大連埠頭—常盤橋—老虎灘 | 昭和十一年四月十五日 | 一・三三 |
| 傅 家 庄 線 | 同 桃 源 臺—大 房 子—傅 家 庄 | 同 九 年 二 月 二 十 五 日 | 三・八〇 |
| 石 道 街 線 | 同 桃 源 臺—大 房 子—新 石 道 街 | 同 十 年 十 二 月 十 五 日 | 二・八三 |
| 中 央 線 | 同 埠 頭—蓬 萊 町—沙 河 口 神 社 | 同 四 年 一 月 二 十 日 | 九・〇〇 |
| 南 部 線 | 同 日 之 出 町—中 央 試 驗 所—觀 德 街 三 丁 目 | 同 八 年 七 月 二 十 三 日 | 八・五二 |
| 北 部 線 | 同 長 安 街—露 天 市 場—沙 河 口 驛 | 同 十 年 九 月 十 五 日 | 四・八六 |
| 西 部 線 | 同 沙 河 口 驛—大 正 廣 場—龍 ヶ 岡 | 同 六 年 十 月 一 日 | 四・九〇 |
| 東 部 線 | 同 大 連 驛—大 連 神 社—大 連 驛 | 同 三 年 四 月 一 日 | 五・七八 |
| 旅 順 市 內 線 | 旅 順 驛 通 寺 町—乙 女 權 大 迫 町—松 村 町 | 同 二 年 六 月 十 九 日 | 一・〇五 |
| 水 師 營 線 | 旅 順 乃 木 町—水 師 營—雙 島 灣 | 同 二 年 十 月 一 日 | 一・三・二四 |
| 黃 金 寨 線 | 旅 順 乃 木 町—民 政 署—黃 金 寨 | 同 二 年 七 月 十 五 日 | 二・二五 |
| 金 州 西 海 岸 線 | 金 州 奧 町—金 州 南 門—金 州 西 海 岸 | 同 八 年 七 月 七 日 | 一・五・三〇 |
| 旅 順 戰 蹟 線 | 旅 順 乃 木 町—戰 蹟 一 巡—旅 順 乃 木 町 | 同 七 年 五 月 十 五 日 | 三・八七八 |
| 大 連 市 內 遊 覽 線 | 大 連 常 盤 橋—市 內 著 名 箇 所—大 連 常 盤 橋 | 同 十 二 年 四 月 十 五 日 | 三・九・一〇 |
| 金 州 遊 覽 線 | 金 州 驛—金 州 戰 蹟 二 巡—金 州 驛 | 同 十 二 年 四 月 一 日 | 二・九・三五 |

註 黃金寨線、金州西海岸線は夏季運轉路線ニシテ金州遊覽線ハ滿鐵ヨリ申込ノアルトキノミ運轉ヲナス

昭和十二年度に於ける營業成績は乗客數一一、一六五、七一一八人收入一、五八九、二九八圓〇〇錢、走行杆八、三七五、二〇六・五杆、杆當收入一九錢にして其の一日平均乗客數は三〇、五九一人なり。

乗合自動車營業成績

| 年 度 | 走 行 杆 | 乘 客 數 | 收 入 | 杆 當 收 入 |
|---------|--------|----------|---------|---------|
| 昭 和 七 年 | 三六九七七杆 | 一七三〇九人 | 一七三、〇〇〇 | 一・三〇 |
| 同 八 年 | 四六八三三杆 | 一八八〇〇人 | 一八八、〇〇〇 | 一・四〇 |
| 同 九 年 | 四九四三二杆 | 一九〇、〇〇〇人 | 一九〇、〇〇〇 | 一・五〇 |
| 同 十 年 | 六六一四三杆 | 二〇〇、〇〇〇人 | 二〇〇、〇〇〇 | 一・六〇 |
| 同 十 一 年 | 八八八二三杆 | 二七〇、〇〇〇人 | 二七〇、〇〇〇 | 一・七〇 |
| 同 十 二 年 | 八七五三〇杆 | 二七〇、〇〇〇人 | 二七〇、〇〇〇 | 一・五〇 |

(三)

大連市内に於ける乗用自動車業者は一時雨後の筈の如く簇生して收拾出来ざる混亂状態を現出したが大連自動車株式會社の出現によつて或は合併し或は買収され僅少の個人營業を残して大體に於て統制されたが昭和九年より滿洲内燃會社の創立を見るに至り小型自動車の街頭駐車が許可さるゝに及んで再び料金の競争を誘致し大連自動車會社は空車料金を制定し豆タクに對抗してゐた。従來大連に於ける自動車料金は市内單一制として五十錢均一であつたが内燃會社の豆タクは三十錢均一としたので大連自動車に多大の恐威を受くるに至つた。空車料金は即ちこの豆タク對抗上の窺餘の策に過ぎず豆タク同様三十錢均一(許可前は四十錢)として應戦したのである。然るに豆タクは會社の内紛により影をひそめた爲乗用自動車は獨り大連自動車會社の占むるところとなつた。而して昭和十二年八月内地都市に習つてメーター制を實施するに至つた。

第五章 市内交通

一五八

自動自転車、自轉車、貨物自動車等は逐年増加の一途を辿りつゝあるも客馬車、人力車が退嬰の傾向を示しつゝあるは時代の進運に伴ふ必然の現象と謂はねばならぬ。左に大連市内四警察署管内に於ける諸車の数を計上して見るとした。昭和十一年十一月末現在

| | | | |
|------------|-------|-------|--------|
| 乗用自動車(家用) | 七〇四 | 貨物自動車 | 三九〇 |
| 自動自転車(營業用) | 一九三 | 自 動 車 | 三三、五五七 |
| 客 馬 車 | 三二八 | 荷 馬 車 | 三、〇七三 |
| 人 力 車 | 九五〇 | 荷 車 | 八、一四六 |
| | 一、七八八 | | |

第六章 雜

第一節 公設市場

公設市場の使命としては(一)市價の統一を圖ること(二)市價の引下を圖ること(三)衛生上危害のない新鮮な物品を供給すること(四)斤量、秤目等に不足のない取引を爲すこと等が擧げられてゐる。従て公設市場は市民が最も信頼し得る公的機關として實に大連市のみならず都市生活の上に缺くべからざる機關として特に重要性を有する譯であるが、更に重要な使命としては生産者と消費者とを直接に出合はせ、出來得る限り其の中間に介在する所謂仲介者を排して、供給物品の負擔を軽減ならしめ、以て生産者の利益を擁護すると共に消費者たる市民の利益を圖ることが必要である。

大連市が關東廳より市場の移管を受けたのは大正十五年であつた。其の後大連市は所謂公的機關として名實共立する市場たらしむべく努力を拂つて來たのである。現在市の公設市場は常盤橋、山縣通、晴明臺、葛町、小崗子、大連西及千代田町の七箇所であるが逐年發展の一途を辿りつゝある市の現状より推して將來既設市場のみにては到底市民に圓滑なる配給は望まれないので市場課では市場發展の趨勢に應じて新規に市場を開設すべく着々準備を進めてゐる市民に對して、圓滑なる配給を爲さんとするには大規模の市場を小數に止むるより小規模なものでも隨所に設置することが市民としては便利であり亦小賣市場としてはそれが理想であるので今後市では人口の濃度に深甚の考慮を拂ひ生活必需品の圓滑なる配給と云ふことを根幹として施設する方針である。

既設公設市場は何れも相當の業績を擧げ、人口の増加に伴れて逐年賣揚げも好調を示してゐる。次表は昭和八年度

及九年度に於ける各公設市場の實揚比較である。
小賣市場賣上高

| 市場別 | 昭和十年 | 昭和十一年 | 昭和十二年 | 昭和十三年 |
|--------|------------|------------|------------|------------|
| 彌生通町市場 | 4,200,000 | 4,800,000 | 5,200,000 | 5,500,000 |
| 山縣通市場 | 3,800,000 | 4,200,000 | 4,500,000 | 4,800,000 |
| 大連西市場 | 3,500,000 | 3,800,000 | 4,000,000 | 4,200,000 |
| 小崗子市場 | 3,200,000 | 3,500,000 | 3,800,000 | 4,000,000 |
| 千代田町市場 | 2,800,000 | 3,000,000 | 3,200,000 | 3,500,000 |
| 葛町市場 | 2,500,000 | 2,800,000 | 3,000,000 | 3,200,000 |
| 晴瀬市場 | 2,200,000 | 2,500,000 | 2,800,000 | 3,000,000 |
| 常盤橋市場 | 1,800,000 | 2,000,000 | 2,200,000 | 2,500,000 |
| 總計 | 24,500,000 | 26,500,000 | 28,000,000 | 29,500,000 |

第二節 市管中央卸賣市場

世界大戦後に於ける物價の高騰は極度に個人の生活に脅威を與へ、就中生活食料品の公正なる相場の確立は望み得られない状態に在つたので政府は遂に大正十二年中央卸賣市場法を發令した。發令當時一部の猛烈なる反對を受け乍ら東京、大阪外四大都市に中央卸賣市場の實施方を指定した。

爾來時勢の潮はこれ等反對を黙殺して、今や全國各都市で先を争つて中央卸賣市場を設立し一方小賣市場との完全

なる相互運搬に因て消費體に單一或はこれに準ずる相場を公明を期してゐる。

しかし吾大連市に於ける當時の事情は既に小賣市場は存在してゐたが品種の單一相場は期し難く、中央卸賣市場の實施は緊急なる事項として市民より要望されてゐたので、市は昭和三年六月決然としてこれを實施することとし、入船町四番地に千五百坪の敷地の貸下げを受け市場事務を開設したのである。案の如く猛烈なる一部の反對を受けた。だが大連は内地と異り祖先傳來の世襲職業として存立するものではなく、よし中央卸賣市場が實施されてもその資格さへ具備すれば指圖問屋として荷受、清算の業務を爲すことが出来るのであるから設立反對の理由はあかぬ。大連が地理的に見ても亦實質的にも純然たる消費市場ではなくて荷受の七割までが奥地への中繼だから中央卸賣市場の設立は無意味だと非難する向きもあつたが、これとて反對する正しい理由とはならぬ。

當時中央卸賣市場の間屋数は日支人合せて三十三名、仲買人日支人合計六十四名で、野菜及果實がその取引種目であつた。現在に於ても取引種目に變化はなく遠く臺灣、支那、日本内地より近くは州の内外から集まるもので、昭和四年度に於ける取引高は輸入品のみでも二百六十四萬三千九百四十四圓の巨額に達してゐる。而して取引されたものは二割乃至五割の口錢を加算して、市は小賣市場の公定相場を作る順序となつてゐた。

然るに時代の進運と周囲の環境に市は深甚の考慮を拂ひ昭和七年十一月二十一日これを市管單一制に改めた。現在に於ける仲買人は日滿人を合せて四十二人で上場品は種にかけ、清算業務は市に於てこれを爲し、上場額に應じて奨励金を交付し専ら場外取引の根絶に全力を傾注して居る。本制度採用後僅に三歳を閉したるに拘らず業績は極めて順調に進み市民の基所と緊密の關係を有する食料品の價格統制に最善の努力を拂つてゐる。

中央卸賣市場取引高

| 生産地別 | 年度別 | | | |
|--------|------------|------------|------------|------------|
| | 昭和八年度 | 昭和九年度 | 昭和十年度 | 昭和十一年度 |
| 第一部 日本 | 1,011,666 | 1,060,846 | 1,134,366 | 1,180,266 |
| 第二部 臺灣 | 2,386,666 | 2,606,666 | 2,726,666 | 2,846,666 |
| 第三部 朝鮮 | 3,126,666 | 3,246,666 | 3,366,666 | 3,486,666 |
| 第四部 支那 | 3,376,666 | 3,496,666 | 3,616,666 | 3,736,666 |
| 第五部 支那 | 4,126,666 | 4,246,666 | 4,366,666 | 4,486,666 |
| 計 | 14,033,333 | 14,626,666 | 15,220,000 | 15,813,333 |

第三節 屠 獸 場 (市立)

A 大連屠場 (大連市北崗子四五番地)

明治三十八年五月本場東隣の地に個人の經營に依り「バラック」建屠場を開設したるに始まり同四十四年四月關東都督府で買收經營せられ大正三年五月現在の地に改築工事を起し翌年三月竣工(現場建物の一部同年六月十八日移轉開場したるもので爾來本市の膨脹發展に伴ふ食肉の需用増加は屠場の擴張を促すに至り大正十一年八月更に増築工事を起し同十二年一月竣工したが當時牛肉の内地輸出隆盛を極め益々屠場の狹隘を感ずるに至れるを以て更に増築の計畫を擧て大正十五年四月一日左記條件の下に本市に移管を受けると共に第一期の起工に着手し昭和三年増築計畫に基く全工事を完成して現在に至つたものである。

- (1) 第一年 整地工事、大動物繋留所三棟新築
 - (2) 第二年 回々教屠室、屠肉整理室、職員、傭人、屠夫、宿舍の新改築
 - (3) 第三年 小動物繋留所三棟、大動物屠室、排水溝、渡廊下等の新改築
- B 泰山分場 (大連市泰山町五〇番地)

當分場の設立されたのは北崗子本場に比較的遠距離にある沙河口方面營業者の懇望、會屯未検査肉の市内侵入防止並に同方面に於て他者經營による屠場設立許可等の内報に接し之が實現すれば大連屠場歳入額に大變動あるを怖れ市當局に於ても種々研究の結果幾多の迂餘曲折を経て昭和二年十二月當所に一千六十九坪の敷地を選定して現分場の設立を見た。

爾後作業上必要と認めらるゝ施設並に法規の命ずる所に従ひ左の通り増築した。

- (1) 昭和三年十一月 病畜隔離所、豫備繋留所、番人小屋
 - (2) 同 四年十一月 浸湯槽、屠肉貯藏室
 - (3) 同 五年九月 屠室外コンクリート布設
 - (4) 同 六年八月 三箇年繼續事業の煉瓦 竣工
- O 寺兒溝分場 (大連市寺兒溝東山町九番地)
- 當分場の設立も泰山分場と同様の理由に基くもので昭和二年十二月當所に敷地八百三坪二合五勺を選定して現分場を設立したのである。

(1) 屠殺数調

| 種別 | 場別 | | | | 計 |
|----|--------|--------|-------|-------|--------|
| | 大連屠場 | 泰山分場 | 寺兒溝分場 | 計 | |
| 大牛 | 八、五五六 | 一 | 七 | | 八、五六三 |
| 中牛 | 四、〇八六 | 二 | 六六 | | 四、一五四 |
| 小牛 | 一、四七二 | 一 | 三九 | | 一、五一一 |
| 馬 | 六一七 | 六八 | | | 六八五 |
| 騾 | 八五二 | 七〇 | | | 九二二 |
| 羊 | 三二四 | 一三 | | | 三三七 |
| 山 | 一、二九四 | 二九 | | | 一、三二三 |
| 豚 | 一、五三五 | 二六六 | | | 一、八〇二 |
| 計 | 二九、三九三 | 二〇、五五一 | 五、九三三 | 六、〇四五 | 五五、八七六 |
| | 四八、一一九 | 二二、一〇〇 | | | 七五、二六四 |

備考 作業日数 二九二日

(2) 平均一日屠畜頭数

(昭和十一年度)

| 種別 | 屠場別 | | | | 計 |
|----|--------|-------|-------|---|--------|
| | 大連屠場 | 泰山分場 | 寺兒溝分場 | 計 | |
| 大牛 | 二九、四〇〇 | | 〇、〇二四 | | 二九、四二四 |
| 中牛 | 一四、〇四一 | 〇、〇〇六 | 〇、〇三六 | | 一四、一七三 |
| 小牛 | 五、〇五八 | 〇、〇〇三 | 〇、〇三四 | | 五、一九五 |

| 種別 | 屠場別 | | | | 計 |
|----|--------|--------|--------|---|-------|
| | 大連屠場 | 泰山分場 | 寺兒溝分場 | 計 | |
| 馬 | 二、二二〇 | 〇、二三三 | | | 二、四五三 |
| 騾 | 二、九二七 | 〇、二四四 | | | 三、一七一 |
| 羊 | 一、〇七九 | 〇、〇四四 | | | 一、一二三 |
| 山 | 四、四四六 | 〇、四四三 | | | 四、八八九 |
| 豚 | 五、二七四 | 〇、九一四 | 〇、〇〇三 | | 六、一九一 |
| 計 | 一〇、一〇六 | 七〇、六三三 | 二〇、三三三 | | 一、九二〇 |

備考 作業日数 二九二日

(1) 市内供給

大連市に於ける需要量は奥地及青島方面より多少の輸入ありとするも大部分は本市屠場屠殺肉を消費してゐる。

食肉、人口比例

(昭和十一年度)

| 種別 | 消費頭数 | 消費肉量 | 一人一日消費量 | |
|------|--------|-----------|----------|---------|
| | | | 一人一箇年消費量 | 一人一日消費量 |
| 牛 | 九、三三〇 | 三三九、〇七九 | 二、二八三 | 六、三三三 |
| 豚 | 五七、六九〇 | 一、〇一七、七六四 | 四、四四七 | 一、二二三 |
| 各畜合計 | 七二、二六〇 | 一、四〇一、六三七 | 三、七五八 | 一、〇三三 |

備考 人口は昭和十一年十二月末現在とす

(2) 市外供給(輸出)

滿蒙肉は大正九年十二月五十六頭の試験的内地輸出を以て嚆矢とし爾來一進一退幾多の迂回曲折を示しつつあり。即ち或は加奈陀滿洲肉の進出或は青島肉に壓倒せらるゝ等種々なる原因に依り輸出不振に陥りたる時期ありしも滿蒙

牛は比較的低廉にして美味なるを以て近時漸く賞揚せらるゝに至り輸出當初に主として罐詰用として需用せられ専ら通稱金州肉と稱する關東州產復州地方の劣等種のみ輸出されてゐたが、其後海軍用に採用せられ需用の増加を伴ひ更に進んで蒙古種の優良種を出し又肥牝牛を輸出してより聲價愈々高まり今や内地小賣市場に於ても相當歡迎せられ前途頗る有望視されてゐる。

輸出肉量(牛)

| 年 次 分 | 正 | | 骨 | | 付 | | 計 |
|-------|-----|--------|-----|-------|-----|--------|---|
| | 頭 | 肉 量 | 頭 | 肉 量 | 頭 | 肉 量 | |
| 昭和十年 | 五九四 | 10,520 | 三三四 | 三,八八四 | 六二八 | 三六,八四〇 | |
| 昭和十一年 | 五八八 | 10,520 | 三〇七 | 三,八八四 | 六二八 | 三六,八四〇 | |

昭和八年は銀の高騰に依つて輸出を不利に陥れ加之遼西地方のベストの狼狽匪賊の横行等に觸されて産牛地復州河縣よりの輸入を阻止されたる等の諸原因に基き減少を餘儀なくされたものである。

第四節 倉 庫

吾大連が滿蒙の咽喉を扼し陸は歐亞を繋ぐ鐵道の起點であり、海は各地要港との間に自由港としての眞價を發揮し世界的商港として重要視さるゝに至れるは屢々述べたる如くであつて、配給市場として亦中繼市場として牢固たる地位を有することは地理的に見ても容易に首肯せらるゝ所である。而して配給乃至中繼市場として缺くべからざるものは倉庫である。大連に於ける倉庫業の發達は斯した環境に恵まれたもので、内地何れの都市でも倉庫施設に至つては

大連の右に出る都市はない。單に倉庫の施設は配給とか中繼とかに限るものでなく産業の開發、企業の誘致の上に重要な機關であつて、産業都市大連を語る上に特に倉庫の一節を加へたる所以である。
大連に於て倉庫業を代表するものは滿鐵である。滿鐵は主として自己鐵道によつて輸送し來れる奥地特産物の保管を目的としてゐる。大豆の混合保管制度の如きは世界にも多く其の例を見ない制度として貿易上重大なる使命を果してゐる。然し滿洲は降雨少く特産物の如きものは囤積として屋外保管に適するので倉庫に保管するものは火氣、水氣を嫌ふものを優先收容してゐる状態であるが木造、煉瓦造、鐵骨等の倉庫を合して建坪二十三萬一千四百十六坪に及ぶ大規模の倉庫を有し乍ら常に狹隘を感じる現狀である。以下倉庫業者を擧げて各業者の有する倉庫の建坪を列記して貨物收容能力の資に供することとした。

| 倉 庫 業 者 名 | 代 表 者 | 所 在 |
|-------------|--------|-----------|
| 一、南滿洲鐵道株式會社 | 大村 卓一 | 大通埠頭 |
| 一、國際運輸株式會社 | 酒井 清兵衛 | 市内山縣通り二三 |
| 一、福昌公司倉庫 | 相生 常三郎 | 市内山縣通り二二三 |
| 一、滿洲輸入株式會社 | 山中 繁雄 | 市内初瀬町一三 |
| 一、大連通運株式會社 | 小島 紅太郎 | 市内初瀬町三七 |
| 一、合資會社 | 松村 久兵衛 | 市内初瀬町八 |
| 一、合資會社 | 森 隆太 | 市内黄金町三四 |
| 一、大連製氷株式會社 | 佐藤 至誠 | 市内常盤町二三 |
| 一、大連運輸株式會社 | 橋田 提壽 | 市内初瀬町一〇 |
| 一、南滿洲倉庫建設會社 | 山田 三四郎 | 市内初瀬町八 |

れて市街地の狭隘となり年々郊外に侵入してゐる状態で、關東州でも大連市現在の推移を顧る重大視し、豫て都市計畫委員會を設けて各方面の権威者を網羅し、人口百萬を目標に都市計畫案が審議されてゐるが、最近に於ける工業都市としての大連の重要性は徒にこれが遷延を許さぬものがあり、市街地と工業地区の分野を判然と區分することは、近代的都市としての要因であり、都市の美觀上からも煤煙防止の見地からも等閑に附し得ない事情に迫られてゐる。然るに昭和十二年十二月一日より近郊會屯の一部が市に編入せられ面積約三倍半に擴大、人口は一躍五十萬を擁する内地六大都市に次ぐ大都會となつたわけである。この一事を以て思推するも行き詰れる大連市の全貌を窺ふに充分であらう。次は關東州都市計畫委員會に於ける計畫案であるが、何れの案によつて實行されるかは確立してゐないので、單なる參考の資料として掲げて置く。

都市計畫豫定區域

| 種別 | 第一案 | | 第二案 | | 昭和年度 | 全區域の面積に對する% | 一ヘクタール人口 |
|-----|--------------------------------------------------------------|--------|--------------|--------|------|-------------|----------|
| | 計畫當時の状態 | 將來の豫想 | 計畫當時の状態 | 將來の豫想 | | | |
| 市部 | 區城内會數(ヘクタール) | 人口 | 區城内會數(ヘクタール) | 人口 | 昭和年度 | | |
| 近郊 | 一市七會 | 25,000 | 一市七會 | 25,000 | 同 | 33 | 5,600 |
| 外郊 | 一市四會 | 10,000 | 一市四會 | 10,000 | 同 | 33 | 5,600 |
| 全區域 | 一市十一會 | 35,000 | 一市十一會 | 35,000 | 同 | 33 | 5,600 |
| 備考 | 近郊 老虎灘會、嶺前會、西山會、樂家屯會、 外郊 登瀛會、小平島會、周水子會、海捕屯會、革鎮堡會、南關會、大連灣會 | | | | | | |

面積

| 種別 | 區域內會數 | 面積(坪) | ヘクタール | 收容人口 | 一人當坪數 | 全區域に對する% | 一ヘクタール人口 |
|-----|-------|-----------|-------|---------|-------|----------|----------|
| 市部 | 一市 | 3,333,333 | 333.3 | 100,000 | 300 | 2.8 | 100 |
| 近郊 | 一市七會 | 2,666,667 | 266.7 | 80,000 | 300 | 2.4 | 100 |
| 外郊 | 一市四會 | 1,333,333 | 133.3 | 40,000 | 300 | 1.2 | 100 |
| 全區域 | 一市十一會 | 7,333,333 | 733.3 | 220,000 | 300 | 6.4 | 100 |

註 市部は昭和十二年十二月市域擴張以前を表はす

全面積

| 種別 | 區域內會數 | 面積(坪) | ヘクタール | 收容人口 | 一人當坪數 | 全區域に對する% | 一ヘクタール人口 |
|-----|-------|-----------|-------|---------|-------|----------|----------|
| 市部 | 一市 | 3,333,333 | 333.3 | 100,000 | 300 | 2.8 | 100 |
| 近郊 | 一市七會 | 2,666,667 | 266.7 | 80,000 | 300 | 2.4 | 100 |
| 外郊 | 一市四會 | 1,333,333 | 133.3 | 40,000 | 300 | 1.2 | 100 |
| 全區域 | 一市十一會 | 7,333,333 | 733.3 | 220,000 | 300 | 6.4 | 100 |

註 市部は昭和十二年十二月市域擴張以前を表はす

昭和十四年六月二十五日印刷
昭和十四年七月一日發行

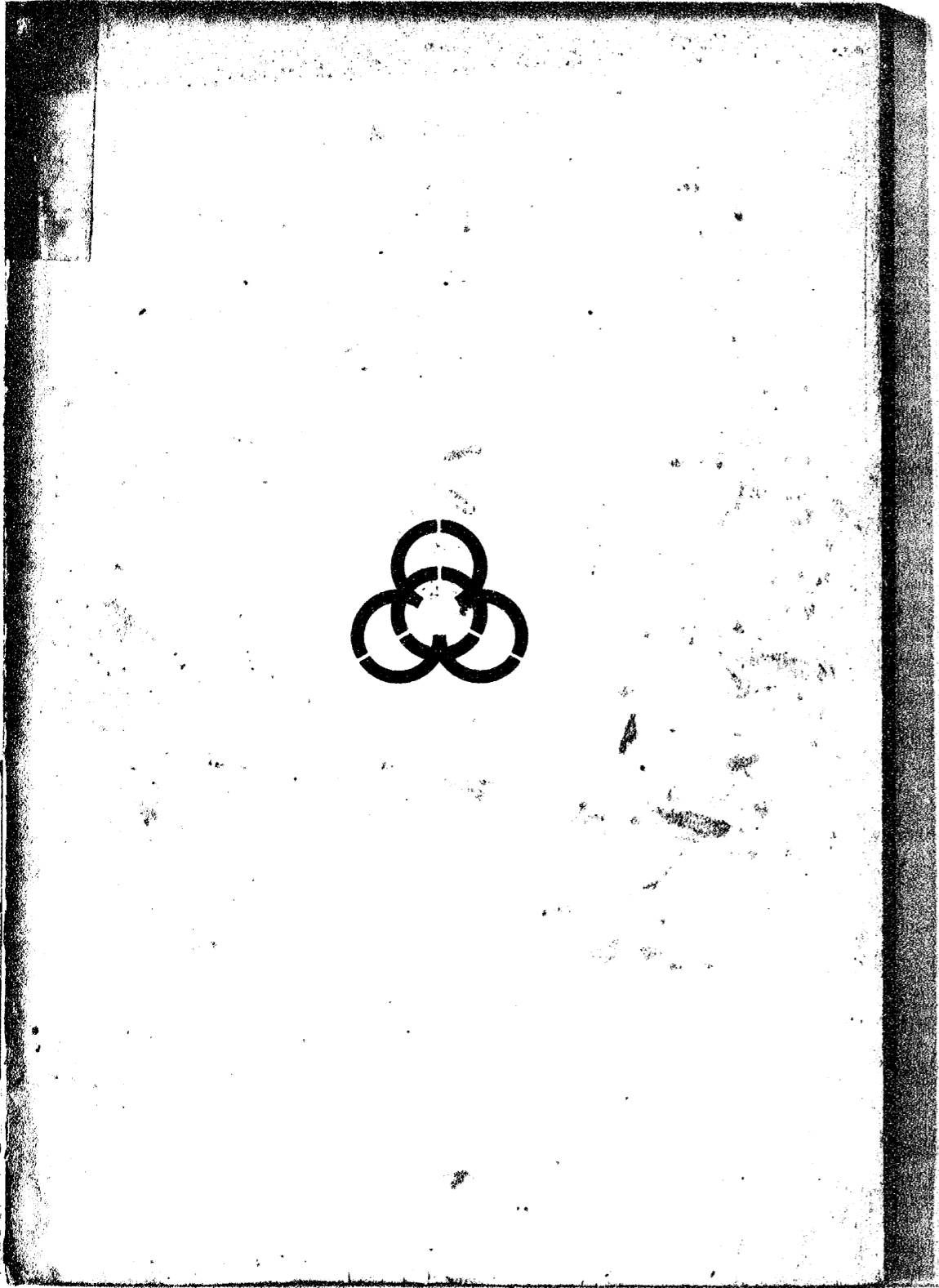
非賣品

編輯人 大 岩 峰 吉
大連市區腰町大連市殖産課

印刷人 吾 妻 力 松
大連市東公園町三十一番地

印刷所 滿洲日日新聞社印刷所
大連市東公園町三十一番地

發行所 大連市役所



25x □

32x □

25x